

第六十五回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第二十九号

昭和四十六年五月十九日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 齋藤 実君

理事 稻村佐近四郎君

理事 鹿野 彦吉君

理事 佐々木秀世君

理事 田澤 吉郎君

理事 中尾 榮一君

理事 松野 幸泰君

理事 森下 元晴君

理事 渡辺 肇君

理事 田中 恒利君

理事 長谷部七郎君

理事 美濃 政市君

理事 楠岡 洋君

理事 合沢 榮君

出席國務大臣

農林大臣

出席政府委員

農林大臣官房長

農林省農林經濟局長

農林省農政局長

農林省蚕糸園芸局長

通商産業省企業局長

通商産業省企業局長

通商産業省企業局長

労働省職業安定局長

局審議官

委員外の出席者

労働省職業訓練局長 森川 幹夫君

局訓練政策課長 飯島 貞一君

参事 工業立地センタール務理事 菊池 弘君

参事 農林中央金庫 吉田 和雄君

参事 全国農業協同組合中央会 松任谷健太郎君

参事 農林水産委員会 調査室長

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

同外一件(渡部恒三君紹介)(第六八八八号)

同外一件(小沢辰男君紹介)(第六九五七号)

同外一件(大村義治君紹介)(第六九五八号)

同(金子一平君紹介)(第六九五九号)

米価の物価統制令適用廃止反対に関する請願外七件(二見伸明君紹介)(第六九五六号)

は本委員会に付託された。

本日(水曜日)に付した案件

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

と存じます。

御意見の開陳は飯島参考人、菊池参考人、吉田参考人の順序でお願いいたします。

それでは飯島参考人をお願いいたします。

○飯島参考人 私、日本工業立地センタールの飯島でございます。ただいま委員長からの御指名によりまして、この法案について私のつたない意見を申し述べさせていただきますと思っております。

私、地域開発の仕事をやっております。特に工業の中心に地域開発を進めております。

しかし私どもが念願しておりますのは、工業が地域と調和のとれた開発をしていく、こういうことを願っております。

今回、農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

いわゆるスプロール化現象で今後工業開発が内陸に進むとすれば、これは地域開発の中で非常に大きな問題として残されてまいります。残念なことに、いままでの工業の発展は、非常にこのスプロール化という現象が多いということを、私も非常に問題としております。

そこで、これから工業が内陸で非常に大きな用地を求める場合に、私もとしてはどうしても工場を集約した工業団地、こういったものを中心に進めてまいりたいと思っております。残念なことに、諸外国にいろいろ例が見られますように、きれいな内陸の工業団地、インダストリアルパークといっておりますけれども、こういうインダストリアルパークという形で進めていく、これが一つ重要な点かと思えます。しかしこれは非常に大きな団地もあり、中規模の団地もあり、非常に小さな団地もあり、とにかくまとめて団地化すること、これが、地域開発の面、都市計画の面、環境保全の面で非常に重要な点でございます。ただし工業の業種によって、地域によって、いままでどおり個々の企業が個々に入っていく、個別立地、これも当然残らざるを得ないと思えます。形としてはいま申し上げた四つの形になるかと思えます。

一方、私も具体的に農村工業化の計画を立てますときに、農村地域と農業の形態、これも非常に大事な点として私も考えております。私も農業についてはいろろとございしますが、私も非常に大規模な農業経営形態がございします。有明の干拓、八郎潟、北海道、こういった非常に大規模な、高度な農業地域もございします。一方、都市近郊で、だんだん市街化されていくような農村地域もございします。それからもう一つは、いわゆる山村地域、段々畑、こういった小規模な農村地域がございします。それからさらに、日本では最近高速道路といったものがどんどん出てまいりますけれども、いわゆるなだらかな丘陵地域、住宅地にも利用され、蔬菜、果実その他の農業をやっ

ておられるような丘陵地域、こういったところがございします。私も、このような農業の形態と工業の団地化、それからもう一つは、これから二十年間に計画をされていきます国の交通ネットワーク、それから都市の配置、これを重点として、一つの条件として考えた場合、工業と農業と、そのような立地条件を組み合わせる形で、各地域の農村工業化をどうはかるべきかということ、具体的にいれろろな地域でやっております。佐賀県で一つの例を申し上げますと、佐賀県は非常に農業県でございますが、知事さんも農村工業化については非常に熱心な方でございます。私どもで農村工業化の計画をいまやっております。その場合に、佐賀県では、先ほど申し上げました都市としましては、佐賀市とか鳥栖市とかいうところがございます。この都市の近郊をどう考えていくか、それからもう一つ、佐賀県は有明海に向かつて、いままでずっと干拓をしております。

この干拓地のような大規模な農村地域をどう考えるか。それから、佐賀県は玄界灘に面しまして、いわゆるリアス式の地形がございします。ここには唐津とか伊万里とか、少し臨海性の工業の入るような地域がございします。それから九州の横断道路が鳥栖から佐賀をかすめて長崎のほうに入っております。これは先ほど私が申し上げました丘陵地域を通過してまいります。そこにはそれぞれインダストリアルパークというようものを計画をしております。

もう一つ最後に残りますのは、そのほかの山村地域でございます。このような地域にそれぞれ大規模、小規模、中規模、それから個々の企業の立地、これをうまく当てはめてまいりますと、佐賀県全体としての非常に調和のとれた地域開発というものが出てまいります。

現在、佐賀県の労働力、そういったものを求めてそれぞれ個々の企業が入っておりますけれども、これからはもう少しまとまったきれいな形で

農村と工業を中心にした地域開発というのが佐賀県でも進められていく。この場合に、私も、農業をやっております圃場整備とかその他のかん排の事業とかこういったものと地域全体が一体になって計画をつくっていく、これが農村工業化の重点かと思えます。そういう広い意味で県全体を考えたときに、いい意味での地域開発計画をつくっていくには、この農村工業化というものをその中にうまく当てはまっていって、こういうことを実際に私もプランを立てまして経験をしてまいります。こういう点からも、農村工業化というのは地域計画のまず第一歩である、農業と工業との調和のとれた土地利用という面で進んでいくだろうというふうに私は考えております。

簡単にございしますが、私からの御意見を終わらせていただきます(拍手)

○草野委員長 次に、菊池参考人にお願いたし

○菊池参考人 私たちは、農業団体といたしまして、従来の無秩序な農村への工業の誘致に対する心配と、それからやはりいまの農業を取り巻く環境の中における農家の他産業並みの賃金収入の確保ですか、この辺の調和をどうとるかということ、たいへん頭を痛めておたわけでございしますけれども、この法案を拝見いたしますと、やはりそういった反省から、計画的に周辺農業の振興や地域住民との間の調和を強調されていることは、地域開発に対する新しい方式でございまして、特にわれわれ農業サイドとそれから工業サイド、これの要請が調和されておまして、たいへんそういう意味で有意義なことではないかと考えております。

また、工業を計画的に導入を実施されると、それから実施計画の段階におきましても、導入工業の業種それから就業目的、土地利用等、農業構造改善と公害の防止等が検討されておりますことは、地域社会における工業活動の調和を十分配慮しているものと考えられる次第でございします。

われわれ農業サイドから見ますと、現在の総合農政の展開過程で、米の生産調整とそれから米価の据え置き傾向、こういった中で農業所得だけで他産業従事者と匹敵する所得をあげ得ない農業農家が圧倒的な多数を占めているというののもこれは現実でございます。最近では、これがインパクトによりまして長期的な出かせぎという形をとりまして、社会的な問題に発展しているというのには皆さ御承知のとおりでございまして、これらの農家に計画的に現地に於ける適正な就業機会を確保することは、われわれとしましては、やはり重大な課題ではないかと考える次第でございします。

今回の法制改正によりまして、次のような農政上の施策に寄与できるのではないかと考えております。

第一の点といたしまして、農業者の出かせぎの解消、それから過疎地域の振興対策を通じて農業所得の増大がはかられるのではないかと。

第二の点といたしまして、農業従事者の転職を援助しまして、農業構造の改善をはかりつつ農業の構造改善に寄与する道を開くのではないかと考えられます。

ただ、この際、十分政府の案で御配慮されておるようではございしますけれども、第一の御願いたしておりますは、この制度の中でも御配慮をされておりますけれども、さらに御配慮を願いたい点は、やはり緑の農村に対する公害問題が起これらぬように特に御指導願いたいということ。それから第二点としましては、内陸部に立地します企業は無計画に立地することなく、本制度に基づきまして計画的に立地されようとする企業、強力に御指導いたしたいとともに、進出する企業が優良な企業が入ってくるように御誘導願いたいということでございます。

私たち農業系統機関の立場としましては、この法律が総合農政の一環としまして、工業導入を農業並びに地域住民の調和の中で考えられているために、農林中央金庫をはじめ農業系統金融機関としましては、農政上の協力という観点に立ちまし

て、融資面で協力すべきもの、そういうふうな考
えておる次第でございます。幸い系統全体とい
しましては、資金面に余力もございまして、農村
社会の繁栄に寄与するという観点から、微力では
ございませうけれども、銀行はじめ一般民間金融機
関、それから政府系金融機関と協調いたしまして
努力していきたい、このように考えておる次第で
ございます。

○草野委員長 次に吉田参考人をお願いいたしま
す。

○吉田参考人 時間もありませんのでございま
す。要点のみを陳述いたしたいと思います。

まず結論から先に申し上げますと、本法案につ
いては、私どもとしては基本的に賛成でございま
す。

その理由の第一といたしまして、大づかみに申
し上げますと、非人間的と申しますか、人間疎外
といひますか、統計上では四十万七千人、実態は
六十万人といわれております出かせぎがこれに
よって解消への道が開かれる、いわゆる在宅通勤
が可能になるというように第一でございま
す。

また、法の運用が適切を得るということが要件
でございませうけれども、そういうことになりま
すれば、現在農村で非常に中高年齢層の農業者が
あえておられて多いわけでございまして、統計上
では、農業就業人口一千二十五万人のうち六百
八十万人と、約六七割にのぼる中高年齢層がある
ということでございますが、これらの人たちは出
かせぎの機会さえもないという状況をござい
ますので、こういう中高年齢層農業者に雇用と
所得の機会が与えられるという道もまた開けると
いう希望があるわけでございまして。

第三点は、やや消極的でございますけれども、
従来見られなかったように、農村に対して企業の
投資が非常にアウトループ的に進出をいたしまして、そのた
めに農村が非常に混乱を招き、いろいろ公害等の弊
害をもたらしております。こういうものが、この法律がで
きますことによりまして、一定の秩序と計画性のもとにや
られるのではないかといいことでございまして。

以上が理由でございますけれども、しかしなが
ら私どももいたしましては、農村への工業進出を
それならばただ手放しで安易に受け入れるという
態度ではございせん。経過から申しますと、私
ども農協と申しますか、全中といつてよろしかろ
うと思ひますが、この農村への工業進出問題に
タッチをいたしましたのは、私の記憶では四十五
年度の政府予算編成の際に、米の生産調整が最大
の施策として問題になったわけでございまして、
このときは百五十万トンの減産をやる、結果とい
たしまして、百五十万トンのうち百万トンは減反
という形でやる、五十万トンは地方公共団体等
による水田の先行取得をやっていくのだというこ
とで、十一万八千ヘクタールというものが政府の責
任においてこれはやるのだということになったの
でございまして、その水田の先行取得の一環として、
水田の工場敷地転用を促進してはどうかという
ことが、当時政府与党の係りから出されたわけで
ございまして、そのとき、私ども全中としてしま
しては、水田を工場敷地に使うということにつしま
して、原則的には反対ではない、しかしながら、そ
の場合においては次のことを条件として厳守をし
てもらいたいということをお願いした経緯がござ
います。

その第一点は、農地法による農地の転用基準を
いたすにゆるめるといふことは問題である、水
田を工場敷地として使うならば、農地の有効利用
を阻害せず、自然との調和がはかられるように、
計画的に転用を実施するということを要件とし
て、それを確認をして転用を認めるべきである。
それから第二点は、大気汚染あるいは水質の汚
濁、騒音、このような公害を発生しない工場に限
定をしてもらいたいということをお願いした経緯が
ございまして、生活基本構想がございまして。

さらに、四十五年の十月に第十二回の全国農協
大会が開かれたわけでございまして、この際にお
きまして、農協の自主建設路線の一環といたし
まして、生活基本構想、表題は「農村生活の課題
と農協の対策」という見出しでございまして、
生活基本構想がこの大会で決議されたわけでござ
いまして。この生活基本構想の中におきまして
も、いま申し上げました要請にさらにつけ加えま
して、第三点として、その地域において就業を希
望する組合農家、特に中高年齢層の雇用、適正な
賃金、労働条件が確保されること。

もう一つ第四点として、堅実で安定的な工業で
あり、農協の諸事業、地元産業との協調がはから
れるものであることというようにすることをつけ加
えて、この生活基本構想におきましては、確認を
されております。

このように、私どもとしてはこの農村に対する
工業導入の問題につきましては一貫した趣旨で
ございまして、またこの生活基本構想におきま
しては、農村に工業が導入される場合におきま
して、農協としては、これを地方公共団体、市町村
にゆだねるというように態度でなく、積極的にこ
れに対処して、対策を講ずべきであるということ
もあわせてうたてておるというように次第でござ
います。

以上の経緯と観点に立ちましてこの法案を通観
いたしますと、農業ないしは農村地帯の工業導入
であるというように基本線は一応貫かれておるの
ではないかというふうに思ひます。私はあまり役
所をほめたことにはございせんけれども、この法
案に限って農林省がかなり苦労したのではない
かというふうな、苦心がにじみ出ているのではな
いとおもうに考えております。企業側が求め
ております安い土地、安い水、あるいは安い労働
力というものを迎合しておるのではないという
ことだけは、法案をながめまして場合に理解でき
るのでございまして。

しかしながら、私どもとしては、かつて農村に
工業が導入された場合にはいろいろの弊害が数々
生まれてきておる。たとえば農地価格が値上がり
して規模拡大の障害になるおそれがあるとか、あ
るいはそのために生産意欲が減退するとか、

さつき申しました公害が発生するとかいうことを
見ておりますので、この法律がもし成立した場合
におきまして、その運用については多くの懸念を
実は持つておる次第でございまして。したがいま
して私どもとしましては、この法律がその目的に反
して乱用されて、そういうことにはないと思ひま
すが、農業者を主体とする農村の地域住民の意思に
反してまで企業サイドから天下りの工業が導入
されるということは、絶対に私どもとしては容認
し得ないところでございまして。したがいまして、
このようにことにならないように、まず中央、都
道府県、市町村という各段階におきまして、この
法案によりまして中央では基本方針を定めること
になっておまして、都道府県では基本計画、市
町村では実施計画というようにことになっており
ますが、それぞれの段階におきまして生産者の代
表が、あるいは主たる地域住民である農業者が、
これらの基本方針なりあるいは計画の策定に積極
的に参画し得る道を開くということがまず大事で
あるというふうな存じます。

次に対象地域のことでございまして、この法案
によりまして、この対象地域は農業振興地域な
り、あるいは山村、あるいは過疎地域ということに
限定をされております。私どもとしてはそういう地
域が主体になるということについては異存がない
わけでございますけれども、しかしながら実態を
見てみますと、たとえば新産都市などにありま
しても、かなり新産都市という区域が広がって、そ
の中には純農村的なものもかなり含まれておる。
そういう特に新産都市の一端にある辺境地域にお
きましては、おおよそ工場らしいものがないとい
うようなケースが多いようございまして。したがいま
して地域指定はこれは政令によることになってお
りますが、政令につきましてもこの辺を十分に配
慮して、あまり画一的になりませんように御配慮
をお願い申し上げたいというふうに考えます。

さらに、いささかこまかいことにはなりますけ
れども、税金の問題でございまして。法の第十条に
「政令で定める地区」というのがございまして、

工業導入地区の一部分に税の軽減の問題が限定をされておるというようなことは、どうもほかの同じ種類の法律、たとえば新産都市建設法等との均衡を失つておるのではないかと、という点も実はちょっと目につくわけでございます。

最後に、この法案の目的には「これらの措置と相まつて農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業との均衡ある発展を図る」ということが書いてございます。また、農村地域工業導入基本方針の指針の三として「農村地域への工業導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標」ということが書かれております。工業が導入される場合に、それならば政府はその地域においていかなる農業としようものかを描いているのか。もっと具体的に申しますと、農村における農業と工業との立地をどういうふうな位置づけていくのか、また、工業導入と農業経営規模の拡大という関連を一体どういうふうなプロセスでもって達成するのか、この辺のところを法案を見た限りでは実は明らかでないわけでございまして、どうかこういう点につきましては、審査の過程におきましてできる限り明確にしたいだければというふうにお願ひ申し上げる次第でございます。要するに、換言いたしますと、法律が成立いたしますと、役所が法律をかつてに曲げて独善的に運用する傾向がいままでややもするとあるのでございまして、この法律につきましましてはそういうことにならないように、先ほど申し上げましたように、特に民意を尊重するような仕組みを各段階におきまして何らかの形でとっていただきますように特別にお願い申し上げます。

以上をもちまして、簡単でございますが、意見の陳述を終わりたいと思ひます。(拍手)
○草野委員長 以上で参考人の御意見の開陳は一応終わりました。

次これを許します。別川悠紀夫君。
○別川委員 私は、農林中央金庫理事の菊池参考人に對しまして御質問を申し上げたいと思ひます。

このたび立案をされておりますこの法律がその所期の目的を達成いたしましたして、円滑に運営をされているというふうなためには、何と申しまして、これに直接関係をおたします国あるいは県、市町村というふうな公共団体に限りませず、これに御協力をお願いするところの農協の皆さん方の御協力、とりわけ系統農協の皆さんの大きな御協力にまたねばならないところが多いと思ひわけでございまして。特に、法律の第十三条に規定をいたしておりますように、これに必要な資金を融通をいたいただきます農林中央金庫さんには格段の御配慮をいただかねばならないと思ひわけでございまして。

そこで、第十三条には、中央金庫が必要資金を貸し付けることができる、このよう規定になっておるわけでございまして、中央金庫のほうにおかれましては、一体どの程度の金額、また、それを貸し付けます場合にどのような条件、具体的に申し上げますと金利でございませうが、そういう点についてお考えになっておられるのか、お聞かせをお願いしたいと思います。

○菊池参考人 お答えします。
金融につきましましては、先ほど、系統全体として資金的な余裕があるというようなことを申し上げたのですけれども、初年度は特にこれら計画の浸透状況によって資金需要が出てくると思ひます。系統全体として年間の余力は千五百億から二千億ぐらいのものが系統外運用の資金需要に充てられるのではないかと、というふうな考えております。

も、やはり企業金融、市場の金利ですか、それに順応した金利で処理していきたいと思ひます。できるだけの勉強はしていきたい、こういうふうな考えております。

○別川委員 非常に積極的な御協力のお考えをお聞かせいただきまして、感謝をいたしておるわけでございまして、しかし、中金にいたしましては、これはやはり大事な農家からの貯金を預けて運用しておるわけでございまして。したがって、貸し付けをなさいます場合の心がまえでございまして、やはりある程度の経済ベースというふうなものにのらない限り、無理な融資を求めるとも無理だろうと思ひます。しかしながら、一方におきましては、この法律に基づく政策的な配慮というふうな形で、ある程度無理をしてもお願いをしなればならないというふうな場合も多分に今後出てくるのではないかと、いうふうにも推測するわけであります。そこで、そのような場合、過去におきまして、中金さん非常に専門家がそろつておられますけれども、一般の金融機関と比べてみますと、どうしても商売がへただというふうなことで、私の心配いたしますのは、焦げつきができるかと、そういうふうなおそれ多分に将来出てくるのではないかと、いうふうな心配をいたします。そこでこの機会に、これは一応の政策金融でございまして、この債権というものを保全する意味合いで、何らかの債務保証の方法というものを考えてしかるべきではないかというふうな私に思ひます。どうか、そういう点について中金さんはどのように考えておられるのか。また、何らかの積極的な国に對してこうしてほしいというふうなことがあるならば、その点について、ひとつ速慮せずにおっしゃっていただきたいと思います。

○菊池参考人 進出企業といたしましては、従来取引銀行のおのメインバンクがあるわけでございまして、私たちも金庫の金融的な観点からのリスクというだけでなくて、農村に進出してくる企業が経済的な基礎が弱いと、途中で倒産とか閉鎖とかそういうことで、せっかく農村に出てきまして、農家に迷惑をかける、そういう企業は困るというふうな観点でございまして、先ほど政府にお願ひをいたしましたのは、出てくる企業は、やはり優良な、しかも安定的な企業であつてほしいというところをお願いしております。それから、そういう観点でいきますので、私たちは金融的なささえというより、やはりほんとうに農村のために、永続的に繁榮する企業というものが出てきてほしい、こういうふうな考えております。

○別川委員 もう一步踏み込んで、債務保証というふうな制度的なものをこの際考えるというふうなお気持ちはないわけですか。

○菊池参考人 繰り返しになりますけれども、やはりささえがなければ金融できない、そういう弱企業といひますか、それは将来の農村のためにはならない。やはり通常の金融ベースで金融ができる、それだけの力のある企業、それから業種的にもそういった発展性のある企業、そういうものが来てほしい、こういう観点で対処していきたい、こういうふうな考えております。

○別川委員 非常にもの足りない感じがいたすわけでございまして、そういうことではたして今後どんどん積極的な融資をし、積極的に工業の導入をはかっていくことができるかどうかということにつきまして、私はいささか不足であります。なお、立ちましたついでに二、三お聞きいたしたいわけでありますが、今度のこの法律ができてすぐ問題になってまいりますのは、新たに上ってくる企業に對しましてはいろいろと法律の上で規定された恩典と申しますかメリットというものがあるわけでございまして、いいたしますと、すでに現存をする既存の工業であつて、しかもこの法律が所期いたしておりますと同じような目的、同じような社会的な機能というふうなものを果たしてある工業が現在幾つかあるわけであります。こういうものは、全然何らかの手も打たれない、こういうふうになりますと、もうそこに

非常に不均衡というふうな感じが深くなるわけでございますので、やはり将来新たに入ってくる企業であっても、この法律が目的をいたしておりますような機能なり役割りを果たしてあるような企業に対しては、もひとつ拡大をして、これに類したあるいは同じような条件で中金さんに融資をしていただけるというふうなことが非常に好ましいと思われたいわけですが、これが一つ。

それからもう一つは、実は私昨日の質問で農林当局に御要望いたしたと思つたわけでございますが、単に外部から企業を入れるというふうな形ではなく、これは私の前から持っておりまして理想でございますが、私は農村工業というふうなものについての夢をいまでも持っておりまして、昭和三十九年にそういう角度から県にもいろいろと御協力をいただきまして、電子関係の部品をつくる工場を農村地区に入れました。その入る形といたしましては、もちろん下請でございますので、親工場それから地元で町並びに地元の農協、この三社が共同出資をいたしました。そして、その土地の労働力を使うというふうな形で農村工業というものを導入をいたしました。おかげでこれが非常にうまくいってあるわけでございます。なお、これと似通つた形で、進んだ町村ではございますが、やはり親企業とそれから町村とそれに農協とその町の商工会、こういうふうな四者の共同出資というふうな形で工場もでき上がりました。非常に成績がよくて、その後さらに三つの工場ができたわけでございます。現在五つの工場があるわけでございます。そういういきさつがございまして、私もいろいろお世話いたしておたわけでございますが、その場合に私のお手伝いのできるせいぜいの範囲は、信連に御無理を申しまして信連から運転資金を融資をしていただくというだけでございまして、非常に意義のあることだと思つた一つの形であるにもかかわらず、制度的には何ら恩典というものがつくられていないというふうなことで、私は非常に不満足に思つておたわけでございます。

います、こういう面について私は、農林省のほうにおかれまして、将来もひとつ進んだ姿で考えを願いたいと思つたわけでございますが、こういうふうなものに對してはひとつ中金さんのほうから何らかの形で御融資をしていただくというふうな道をもつていただけないかどうか、こういうこと。

さらにもう一つ無理を申し上げますと、農家が転業するというような場合でございます。もちろん完全に転業するという場合もございまして、やはりある程度の養分というふうな形を残しておきながら、たとえば小さな自分の納屋を改造いたしまして、そこで小さな工場と申しますか、下請的なものをやるのと、そういうふうなことがあるいは簡単な電気の配線工事をするとかあるいはコンクリートをつくるとかいうふうな、そういうふうな転業資金というものが必要な場合、ひとつそういう面について今後系統金融として新たな角度から制度というふうなものをつくっていただけないだろうか。こういうことでまことに欲ばつた要望でございますが、こういうことについてひとつお考えをお聞かせいただけないかと存じます。

○菊池参考人 先生の御趣旨は、何といひますか、既存の工場であっても、指定地域の中で増設資金が融通できないかというふうなお話だろうと思ひますけれども、私たち、それは対象になりませんので、十分おこたえていきたいと思ひます。それから農協の組合員の小規模なそういう工業の設備の投資、それに対する資金需要に対してどうおこたえるかということでございますけれども、これは系統三段階として十分積極的に応援していきたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○別川委員 終わります。
○草野委員長 角屋堅次郎君。
○角屋委員 本日は当面議題になっております農村地域工業導入促進法案の審議の重要な参考として飯島さん、菊池さん、吉田さんのおいでを願ひ

まして、それぞれ貴重な御意見を拝聴いたしました。まことにありがとうございます。それぞれの参考人に数点お尋ねをいたしたいと思ひます。まず、飯島参考人でありまして、私も承知しております。ところで、飯島参考人は産業構造審議会産業立地部会農村工業化委員会の専門委員として今回の法案の問題について産業構造審議会の中で専門的に十分論議をされてきた経過があるというふうな判断をいたしております。その審議の結果につきましましては「農村地域工業開発の考え方と施策について」の中間答申」ということで四十五年の九月一日に産業構造審議会から答申があらわされたわけですが、この議論された答申と今回出された法律案の提案までには各省間の折衝その他もありましたけれども、これは議論された内容というものがあつたけれども、本法案の中に載り込まれておるといふふうな判断をされておるかどうかという問題が第一点であります。

そこで、具体的な内容をずっと中間答申の中身を見てまいりますと、細部の点は別として、たとえば「開発の推進母体の検討について」ということで、ここでは「農村地域工業開発事業団（仮称）の創設を検討する必要がある」という意見を提示されたわけですが、この点について、御承知のように今回は農村地域工業導入促進センターという形で発足しようとしているわけですが、これらとの問題についても議論した経過と関連をしてお意図があれば出していただきたいと思います。

それから飯島さん自身は、層書きを見ますと財団法人日本工業立地センター常務理事、ですから、農村工業導入の問題について直接関係しておられる専門的な立場にあられると思ひますが、この法案の議論の場合に、今度の法案を見てみますと、たとえば国のほうで基本方針を立てる、県のほうで基本計画を立てる、市町村で実施計画を立てるという形で下へおろされてくる。いわば全国的レベルにおいてそういう基本方針、基本計画そして実施計画という形で下におろされるわけですが、農業振興地域ということになりますと、農林省の資料によりますれば、全国で三千百一十というふうな予定地域数ではなっております。すけれども、実際に先ほど来吉田さん等からも御意見があらわしたような形で出かき過ぎの解消とか、あるいはいろいろの意味で構造改善を要する地域に對する農村工業の導入によつての農業それ自身の構造改善をやるという趣旨から考えておられます地域というものは、企業側からして経済合理主義の立場から見ると、積極的に入り得る地帯であるいは積極的に入り得ない地帯、こういう企業サイドから見るとそういう問題があると思ひます。これから、これと百五十市町村を指定して、いこうというところで考えているわけですが、い

けれども、いわゆる太平洋ベルト地帯の集中的な工業開発に見られるように、この法案で全国的な立法体系をとりまして、いざ実施になると、実際はこういうところからまず始めていきたいというところ。企業側が積極的に入り込むかどうかという問題の懸念が率直にございまして、それから、そういう一定の条件を備えたかかしくしかのところに一般的な施策以上にプラス、こういうものまで考えてやるという努力がやはり配慮されていかるべきじゃないかという意見も出てくるわけですが、そういう問題等についても、まあ飯島さんの日本工業立地センター等でも検討されておることだと思ひますが、あまり次から次へ質問しても答弁に困るかもわかりません。以上三点まずお答え願ひたい。

○飯島参考人 ただいま御質問のございました第一点、私、産業構造審議会の専門委員としていろいろ意見を申し上げましたけれども、それは先ほど私が御説明をした農村への工業導入、農村の工業化というものは、地域開発の一環でまず農業と工業の調和をいましてこの法案ができ、さらにそれは地域開発の全体の計画にわけ込んでいくんだという思想は、私いまでも変わっておりません。ただ、このような農村工業化を進めてい

く場合にも、地域開発を進めていく場合にも、私
は一つのまとまった形で工業がある程度団地化し
ていく、この場合に資金も要するし、いろいろな点
でそういう事業団的なものができれば、たいへん
けっこうだといふことが、この中ではうたわれて
おったかと思ふ。そのあとの経過につきましま
しては、その後の法案になるまでの点でございま
して、残念ですが、この事業団は今回は入って
いない。しかし、いろいろ農村への工業化を進め
ていく上に、そういう情報センター——最近情報
化時代でございまして、どうしてもそういうよう
うなりまく両方をつなぐ情報機関というものがつ
くられる。これで当面やっていけることは、た
いへんけっこうだといふふうに考えております。

それから三番目の企業の合理主義から、そうい
う地方と申しますか、農業振興地域のようなところ
へ企業がくるかどうかという御質問だと思ひます
けれども、私もだんだん日本も情勢が変わって
まいりまして、日本の工業は、すでに自分の思
つたところに好きな時期に好きなところへ行ける
という時代ではもうないといふことを痛感をして
おります。このために地域がある計画を立てて、
それに工業が入ってくる、こういう姿勢でないと、
これからの地域開発はうまくいかない。現在、日
本の工業も労働力の不足、それから一方交通条件
が非常によくなつてまいりまして、新幹線計画、
高速道路計画、さらに地方空港、こういうものが
整備されてまいりまして、全国的に企業が入る条
件というのは、非常に均衡されてきていると私
ども見ておるわけです。そのために、こういう団地
化なり導入も、全国同じレベルですでに考えて
いる。大事なのは、地域の計画に合わせて企業が
そこに入るということを守っていくといふことか、
それを進めていく、これさえあれば調和のとれた
工業導入ができるんだといふことを私は信じて
おるわけでございます。

○角屋委員 最後に述べられた点は、いまお話の
ような点でいけば、それはけっこうでありますけ
れども、たとえば北海道とか東北とかあるいは南

九州とか、そういう地帯に工業の企業側が全国的
なレベルで実施計画を立ててくる場合に、関東
であるとか中部であるとか、あるいは近畿である
とか、いずれかを選択するということになれば、
経済合理主義の立場から見れば、政策的には
まず東北なり北海道なり、あるいは北陸なりとい
うところで進めたいと思つていても、必ずしもそ
ういうようにならぬという障害条件というもの
あり得るのではないかと。これは経済の常識として
私はそう思う。そういうものを、やはり政策的な
補強によつて、当初ねらつていような方向の遂
行に当てるということのために、全国的なレベ
ルのこういうプランと同時に、そういう配慮が必
要であらうといふふうに私自身は考えているわけ
であります。

次に、吉田さんのほうにお伺いをいたしたいと
思うのですが、これは戦後の食糧増産で農業諸団
体あるいは私どもの農林水産委員会、いろいろ議
論してきた当該委員会でありましたけれども、この
当該委員会で農村工業の導入の議論をしなけれ
ばならぬ、いわば、これは商工委員会ならともかく
も、工業サイドの問題をこの委員会でも議論しな
ければならぬ、税金をどうしろとか、あるいは融資
の面をどうしろとか、もっと範囲を拡大しろとか
いふふりなことをやらなければならぬといふのは、
これは時代の変遷だと思ひますけれども、感
慨なきを得ないわけですね。まあ、そういうことは
別にしまして、たとえば農村地域工業導入促進法
によつて農村地域に工業が入ってくる、それは単
に企業サイドの工業が入るというだけではなし
に、農業団体自身も農村工業として積極的なみ
ずから取り組むという姿勢があるのかどうかとい
うことの問題であります。これは先ほども御質問
がありましたけれども、十三条によつて、いわゆる
農林中金の系統資金をこれに活用しよう、本来
系統資金の性格から見て、農業関連産業以外の企
業に系統資金を活用する問題それ自身について
は、議論の存するところだと思つたのですが、しか
し農業団体自身も本法に基づくとところの工業導入

の重要な一翼にならうという積極的な姿勢がある
のかどうかというところが、私は一つの問題点だ
と思つたのであります。これは今日できております
農業基本法の第十二条の關係において、御承知の
ように「農業協同組合又は農業協同組合連合会が
行なう販売、購買等の事業の発達改善、農産物取
引の近代化、農業関連事業の振興、農業協同組合
が出資者等となつて農産物の加工又は農業資
材の生産の事業の発達改善等必要な施策を講ずる
ものとする」といふふうな農業基本法の第十二
条では、農産物の流通の合理化等ということであ
りまして、農業団体自身もこういう問題に取
り組むということが基本法ではうたわれているわ
けであります。必しもこの面が政府の積極等
な指導があったとも考えませんし、また農業団体
自身がこの問題に真剣に取り組んできたとも私
必しも看取しないわけですが、今回のこの
法律の提案を契機にして、農業新聞等で拝聴い
たしますと、積極的なこれらの検討にも取り組む
ようでありまして、その間の考え方についてひと
つ伺ひたい。

○吉田参考人 いま言われるとおりでございま
して、私もどしどしは、もう御承知かと思ひま
す。昨年の十月の第十二回全国農協大会におき
まして、面期的なものとして、先ほど自主建
設路線と申し上げましたが、具体的にいいます
と、総合三カ年計画を樹立して、これを運動とし
て実行していこうといふことを決議いたしてお
ります。この総合三カ年計画は、柱として七本ぐ
らゐございまして、先ほど申し上げました生活基本構想
というののもその一本になつておりますが、一番
のうちのトップになつております。一番中心に
なつておりますものが、農畜産物の生産、販売一
貫体制をつくつていこうというものが、総合三カ年
計画のうちでも最重要事項になつております。こ
れは私も農協としまして反省がございしまし
て、いま申されますように、いままで農協は、と
もすれば集荷の段階までしかやっていない、あ
と、加工なり販売なりを他にゆだねる、集荷の段

階のシェアさえ確保すればいいのだというよう
な点にとどまつていた傾向が実はございまして。そ
う加工、販売への出向くと申しますか、これ
をどうしても矯正していかなければならぬ。特に
農畜産物の流通問題、物価問題等がやまじいお
りでもございまして、われわれとしては、加工
なり販売なりに積極的に進出して、消費者との
距離を縮めていこうという意図でございまして、
大会が終りました以降、中央段階におきまして
も、各県段階におきまして、三カ年計画の推進
委員会というふうなものが設けられまして、三
年間にこれだけのことをやろうといふというや
うなことで手をつけております。品目としては、私
ども考えております最重要品目はやはり米でござ
います。米もいままで集荷段階までしかやって
いなかったわけですが、積極的にひとつ販
売段階に進出していこうといふことでございま
す。これには一つのネックがございまして、東
京、大阪等大消費土地の都府県におきましては、
農協に卸売りの認可がもらえていないといふや
うな一つの政治的なネックがございまして、これ
ひとつ打開をしていまして、やっていきたい
といふふうに考えております。

さらに、牛乳あるいは食肉、それから青果等
につきましても、ただいま具体的な計画をつくり
まして加工を——いままでの農協系の加工事業とい
うのは、ともすれば孤立分散してやっておつた
のを、これを統合しましてやっていきたいとい
ふふうに考えております。販売につきましても、
いま全国連におきましても配送センターなり集配
センターなりの設置計画をもう進めておりま
す。すでに土地買取等にも実は入つておるとい
う状況でございまして、したがって、この法案
の趣旨に基づきまして、われわれ農協としては、
自主建設である三カ年計画とのタイアップにお
きまして、積極的にこれには対応していきま
して、農村にわれわれの手からなる工場をひとつ
つくりたいという気がまえてございまして。
○角屋委員 最後に、菊池さんに一点だけ伺ひ

しておきたいと思いますが、これは今回の法律では十三条で農林中央金庫からの資金の貸し付けというところで、限定された条件でございしますけれども、農林大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、資金の貸し付けができるようになっておるのであります。まあ農村地域工業導入促進法案に基づいての資金としては、たとえば日本開発銀行であるとか、北海道東北開発公庫であるとか、あるいは中小企業金融公庫であるとか、いろんな政府関係の制度金融といいますが、そういう式の性格のものも含めて資金のな手当てが考慮されるわけでありますが、その中の農林中金との交通整理というものは、これは私、法文上できておると思うのでありますけれども、農林中金側では、第十三条に基づき資金というものの貸し付け、これ以上に今後農林中金法の改正等の問題もありませんけれども、さらに踏み込んでいきたいという考え方であるのか。系統金融の性格その他から判断して、この程度のお手伝いはいたしたいという気持ちであるのか。その辺のお考えについてお伺いしておきたいと思ひます。

○菊池参考人 お答えします。

私たちの、先生の御指摘のいままでの企業金融につきましては、農業に關係ある農産物の加工とか、農業關係に資材の供給をする、そういう会社に対する金融が余裕金等運用として認められておるわけですが、要するに、農村をいかに繁榮させるか。農村のために、そういうた業種について金融を認められておる。この農村工業導入法につきましても、やはり総合農政の一環としての、農業をいかに構造改善に持っていくべきか、農村をいかに繁榮させるか、そういう趣旨でございします。性格的には——法律の中身としては違ふと思ひますけれども、性格的には同趣旨である、そういう理解のもとに協力していきたい。そういうふうな考えでおります。

○角屋委員 私は、以上で終わります。

○草野委員長 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 当委員会でも目下審議をいたしており

ます農村地域工業導入促進法案について飯島参考人、菊池参考人、吉田参考人から、それぞれ貴重な御意見を述べていただき、ありがたく感謝いたします。この機会に若干のお尋ねをいたしたいと思います。

最初に、全国農業協同組合中央会常務の吉田参考人にお尋ねいたしますが、生産調整による稲作減反で労力と土地が余り、現金不足で困つておる農村に工場を計画的に進出させる、また工業側も求人難、用地難や都会の過密、公害を緩和するばかりでなく、零細農家の離農と專業農家の経営規模拡大を促し、おくれっている日本の農業の構造改善に役立たせる、こういったねらいを持った今回の農村地域工業導入促進法案ともいえるわけでありますが、東北、北海道、山陰——これは全国的にそうでありましても、特にこういった地方では、農工一体化とか、農工商全というふうな合意のことでないへん期待をしていることは御承知のとおりであります。しかし、経済の高度成長の中でオール兼業化というふうな道をたどってきたともいえるわけでありますが、これら日本農業の現状から踏まえて、はたしてこの法案によって、現在総合農政の展開を進めておるわけでありましても、近代化され、農工一体化が実現するかどうか、こういったことについては、かなりけわしい道である、こういった点から吉田参考人として、どのようにならぬかを見通しておられるか。これに対する御意見をひとつ最初に承りたい。かように考えます。

○吉田参考人 言われるとおりでございます。私も先ほど意見陳述の際にその点を実は懸念をしております。ただ、実態をいまして、農村には、先ほど申しましたように、中高年齢層の労働力は実は余つておるわけでございまして、そういう人たちにやはり安定した雇用と所得の機会が与えられるということは、実態論としては一つの方向であるというふうに考えています。ただ、西ドイツで行なわれておりますような

オール兼業という形にもつていっては私はならないというふうに考えております。先年、西ドイツのバイエルン州からガイエル・パーカーという人が来られました。彼の意見を聞きますと、まさにオール兼業論でございました。しかし、日本は西ドイツと違つてございします。私も私として

は、三十六年以来、営農団地の造成ということがこれからの政府でいう農業構造の改善の唯一の方途ではないかというふうに掲げまして、進めております。これは專業も兼業も含めた一つの集団的な生産組織をつくつていって、そして規模拡大をやつていく。従来のように自立経営農家といふか、こころで個々の農家をとらえてやつていきました、なかなかいまいち土地の値段が高い、農地の資産的保有の傾向が非常に強いというふうな段階におきましては、実は困難であると思ひます。やはり一つ道程を経なければならぬ。端的に申しますと、請負耕作だとかあるいは借地農といふようななかで、農業でめしを食つていくという人たちが兼業農家と十分に話し合つて規模を拡大していく。兼業農家のほうでは、どうしても農業だけでめしを食つていけないということになりますと、どうしても農外に就労せざるを得ない。その農外に就労する機会がなかなか農村に不足して、大都市に行かなければならぬというところの問題があるというふうに私も感じております。したがって、この法の運用については十分留意する必要があると思ひますけれども、実態として、基本的には、先ほど申しましたように、この法律がそういうふうな出かせぎといふような人間疎外の形態を幾分直すと直すことになりますればということで、希望を持っておりますというふうな次第でございします。

○瀬野委員 吉田参考人にさらにお尋ねをいたしますが、農村への工業導入政策は、農業と工業両サイドの共通利害に立つ政策としながらも、運用次第では工業に偏しかなない要素を持つていたともいえるわけでありまして。昨日もいろいろと当委員会でも審議をいたしましたのでありますが、この

辺の調整機能をどう適切に行なうかということがたいへん心配されるわけですが、この点、全中としてはどのような御見解をお持ちであるか。いろいろ検討されておられるとすれば、ひとつこの機会に御意見を承つておきたい、かように思つてございします。

○吉田参考人 先ほど申しましたように、この法案をながめまして、当初いろいろと農林、通産の間で経過があつたやうでございします。たとえば事業団をつくるのかという経過があつたやうでございしますが、私も私としては、そういう事業団をつくることについては絶対反対であるという態度を貫き通してまいつたわけですが、それは、結局そういうものををつくるかどうかという天下り式になるわけではございません、われわれとしてはこの法案は、農業サイドから見た工業導入であるというふうに私は賛成をしておると思ひます。そういう意味でこれは賛成をしておるということでございます。あくまでもそういう法案の趣旨を運用にあたつても貫き通してまいりたい。そういうことになりますと、具体的には、先ほど申しましたように、やはりこの基本方針を立てるなりあるいは計画をつくる段階におきまして農業者側の意見を、むしろ一筋に参画するといふやうなところで意見を十分反映させる、また現地におきましては現地の地域の住民といふことも、そういう公聴会を開くとかいろいろ方法があると思ひますけれども、そういう方法によりまして意見を十分に取り入れる。もし公聴会を開いて農家の間で、そういうものは認めないことなら、そういうところには無理に導入する必要はないというふうに私も私は考えております。

そういう具体的に法律を施行する場合の運用といふものが非常に大事であるというふうに考えております。

○瀬野委員 もう一点、吉田参考人に伺つておきますが、本法案で、工業導入と農業基盤の整備、また人の問題、こういったことが非常に問題となるわけでございますが、職業訓練のことについて

御意見を承りたいと思うのです。

政府が四十五年度から始めた工業導入の就業対策というものは、お役所のセクト主義で空転している、こういうふうな私たちに現れているわけですが、言うならば米の減反政策で、兼業所得を求めて出かせぎをする農家を、深刻な手不足で労賃の値上がりが続く中で、技能労働者に仕立てて出かせぎを助長するような職業訓練、こういうふうにいえるわけであります。

(委員長退席、三ツ林委員長代理着席)

すなわち、職業訓練の業種内容というものが、左官、溶接、塗装、建築、配管、板金といったようなもので、農村への工業導入につながる職種とはほど遠いようなものが多い、こういうように思うのであります。この職業訓練と就業対策について、将来、本法案の施行に伴ってどうあるべきか、どのように希望されておられるか、この機会にお聞かせをいただきたいと思ひます。

○吉田参考人 職業訓練の実態についてはつまびらかに存じておりませんが、いろいろ聞きますと、たとえば埼玉等におきましては、県で農民の職業訓練の場所を設けたところが、さっぱり応募者がいないというふうな、一つのナンセンスに近いような状況も実は聞いております。先生の言われますようなことが実態でありますれば、私も十分、職業訓練の面につきましても農協としてもっと突きささっていきたいというふうに考えております。

また、先年来、職業の紹介と申しますか、そういうものにつきましても労働省側とも話し合いを行ないまして、農協に職安の事務の一部を委託してもらいたいということを、いままで言ってきたところであります。実現しましたかこううたいましたしては、農協にその相談員を置くというふうなかつうで実現をいたしておりますけれども、まだちょっと何かあき足らないような実感を感じてございまして、農村へ行ってみますと、なかなか職安がある町というのは農村から非常に遠いのでございします。やはり近場で、実際に農家が職業の紹介をし

てもらおうというようなことが非常に大事だと思ひます。そういう意味で、なお、政府に對しましては、いま申し上げましたように職安の事務を農協に委託してもらいたい。われわれとしましては、そういう米単作地帯においては従来から農外就労対策部あるいは兼業係というふうなかつうで、専任職員を置くように極力指導してまいってきいておるといふような次第でございします。

○瀬野委員 では最後に、財団法人日本工業立地センター常務理事の飯島参考人と吉田参考人にも若干の意見をあわせてお伺いしたい、かように思ひます。

当委員会が昨日私が経済企画庁並びに農林省当局にも質問いたしましたわけでありましたが、新産都市の指定が全国十五地区、三百二十市町村と、広範な指定が行なわれておるとは御承知のとおりであります。これらの新産指定市町村の中でも開発が進まず取り残されている市町村が多いこともいふまでもない事実でありまして、このような状態については新産都市関係の主管である経済企画庁でも認めておりますし、新産都市といふことも税金を平均的に返すのではなく、その地域の中心となる拠点以外にむしろ開発を抑制しようという考え方がその根拠にあるようにあります。したがって、新産都市に指定されているにもかかわらず開発が抑制されている市町村で都市計画区域の指定を受けている市町村は、開発の谷間に放置されているわけでございます。この点を昨日いろいろ指摘いたしましたして、いろいろと政府の答弁をいただいたわけでございますが、御承知のように、北海道、青森、宮城、秋田、福島、長野、新潟、富山、鳥取、島根、岡山、徳島、愛媛、福岡、熊本、大分、宮崎と、中でも福島県はほとんど全域、熊本県もほとんど全域に近いという、実に対象から除外されているという問題があるわけですね。農林省当局も昨日の答弁で、再検討する必要がある、農林省としても政府内での相談をやりたいと、また経済企画庁からも実情を十分伺って処置をする、こういうふうなことで、るる答弁をいただいております。

が、この点につきまして、工業立地センター常務理事をしておられるその方面の専門である飯島参考人にお考えを承りたい。なお、全中の吉田参考人にもあわせてお考えを伺いたい。

以上、お願いをいたします。

○飯島参考人 ただいまお話しの新産都市、全国で工特も合わせますと二十幾つになると思ひますが、この中で内陸地域として指定されているのは松本、諏訪地区だけでございまして、その他は昭和三十年代から四十年代にかけての臨海性の基幹産業を中心とした開発をはかり、それに伴い、その地域全体を調和のとれて開発をしていくということが主眼かと思ひます。

もちろん臨海工業というものの立地場所を中心にして開発が進められておると思ひますけれども、その地域の中は、これは内陸性の工業地帯も十分入っているわけでありまして、それは新産都市計画の中で一応考えられてよろしい地域かと思ひます。で、いまお話しのごさしたように、相当山村地域もございします。したがって、私が一番最初に御説明申し上げましたように、農村工業化というものの考え方は、やはり全体の地域開発計画の中で考えられないとこのように矛盾が出てくる。したがって、それは新産都市の法律の中で施策を強化するの、この法律に取り込んでその中でやりになるのか、この辺は今後政府機関が協議されると思ひますけれども、これはいすれにせよそういう指定地域というのは、どうしても制限がございしますけれども、中身としてはどうしてもやらなければいけぬ、こういう現実を全国的に同じだといふふうに私は考えております。

○吉田参考人 先ほど陳述申し上げましたように、対象地域の問題につきましては、農業振興地域だとか、あるいは山村地域、過疎地域が主体になるということにつきましては当然であると思ひますけれども、私どもとしてはそこだけ画一的に限定をするということとはどうかという考えでございます。

したがって、たとえば都市計画法第七条による市街化区域あるいは市街化調整区域の区分を必ずしなければならぬという市町村があるわけでございますが、そういうところは除くといいたしまして、新産都市とか、あるいは工特地域であつても、いま言われましたように、工業がほとんど入らないところもございします。で、そういうところは対象に加えないではないかという考えを持っております。

○瀬野委員 貴重な御意見を拝聴いたしました。ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○三ツ林委員長代理 田中恒利君。

○田中(恒)委員 三参考人にそれぞれ若干の御質問をいたします。

最初に飯島参考人に御質問いたしますが、これまでの工業立地の実態は大体どのようになっておるのか、団地造成という形で入ったもの、単独で入ったもの、これでけっこうであります。その割合をおわかりでございましたら、お知らせをいただきたいと思います。

○飯島参考人 ただいま手元に数字を持っておりませんので、単独と団地の割合についてはちよつとお答えできませんけれども、現在工業団地は、政府機関である住宅公団、それから公害防止事業団、それから産地地域振興事業団、これが国の機関、それから地方公共団体がつくっております。それから地方公共団体がつくっております。公団のやつおるもの、それから民間と地方公共団体の共同、こういう形で団地化が進められております。

単独立地につきましては、特に東京とか、大阪のよう大都市周辺に相当単独立地が多いわけですね。が、団地のほうも最近ふえてまいりまして、工業団地の中に工業が入っていく、こういう形態がだんだんこれからふえてくるというふうな数字は考えております。

○飯島参考人 工業団地というのが工場用地と違う、これは私ども違うと思います。なぜ違うかといいますが、団地というのはある意図及び計画が入っている、これがなければ団地と私どもは言えないと思います。これはなぜかと申しますと、工業自体からいえばそこに集まることによって一つの利益がある。それから団地をつくるということとはまとまって土地を使いますので都市計画とかその他の土地利用から見ても一つのまとまった形で地域指定がしやすい、それからまとまることによって共同の施設が使える、それから最近問題になっております公害対策、これは個々の企業が個々にやる場合に非常にむずかしい問題がございます。この場合に共同をして排水処理をする、騒

にこれからはレジャー施設、公園、スポーツセンター、こういったものを一体としたニュータウンとしていわゆる総合団地という形が非常に望ましいと私どもは思っております。

それを促進する要因としては、高速道路でだんだん非常に条件がよくなった地方に対してそういう大きなかたまりができて新しいニュータウン、工業ニュータウンができる、これを私どもは考えております。これがその地域の高年齢層も含めた雇用を促進すると私どもは考えておるわけであります。

○田中(恒)委員 私どもそういうことだろうとおぼろげながら思っておるわけですが、そこで実は本法で団地を拠点地区開発方式のところ

ないか、こういう気が私自身はしておるわけでありますが、いま一つ飯島さんにお尋ねをしておきたいのは、私も農村に工業を入れる場合一番魅力になるのは何といまして、いま農業の経営構造の一つの大きな問題になっております中高年齢者層の雇用が確保されていく、先ほども参考人の中からそういうことを期待する意見があったわけがあります、この点であります、現実には中高年齢層の雇用を企業がやはり求めているのか、これまでの導入の過程で実際にそういうことができておるのか、この点についてお教えをいただきたいと思うのです。

○飯島参考人　先ほどの点で誤解があると申しわけないのですが、非常に大きな団地というのはあ

ほどこチャンスはたくさん出ておるといふ形で、いま住宅だけの非常に大規模な団地をつくっておられますけれども、工業だけの団地がかたわであるように、住宅だけで数十万の団地をつくるのもこれは将来かたわになるだろう、そこには働く場所と住宅とが一体になってその地域の若年から高齢から全部を含めての雇用効果が出てくる、これが非常にいい姿であると私どもは考えております。

○田中(恒)委員 農林中金の菊池参考人に御質問をいたしますが、今度関連企業だけではなくて農村に導入される企業に対しても中金が融資をするということになったわけですが、しかし農林中金の性格からいたしましてその融資がその地域の農業の伸展に結びついていくという要素をや

はり融資を通してなしていく、これは企業に金を貸すわけでありますから、企業全体が、そのことによって企業も伸びるし地域の経済も伸びるということになるわけですが、私はやはりこの融資条件というのに対して農林中金は農林中金らしい条件というものがあってよいんじゃないか、こういうふうに思うのです。昨日来からいろいろ審議を通して、一体どの程度の農村に対する工業の進出に必要な資金が要るか、こういう質問に対して、まだはっきりした数字ではありませんが、大ざっぱに大体六兆円内外の資金が必要なんじゃないか、設備資金とか運転資金とかいろいろ種類をいわれておたのでありますが、系統資金は千五、六百億というのでありますから、系統資金が果たす役割りというのは、全体から見るとさほど大きいとはいえないのであります。しかし系統が、中金なり信連なりが融資をする場合の融資条件というのは、農村に企業が入っていく、その企業のどの部分について融資をしていくのかということについて、もし中金のほうで考えな

も、進出した企業の、その土地で必要とする設備資金、つまり土地、建物、機械、それに加えて、その進出した工場の必要な運転資金、こういうふうなことを考えております。

○田中(恒)委員 吉田参考人に御質問いたします。同時に農林中金のほうにも、御答弁は要りませんが、ひとつぜひお考えをいただきたいと思うのですが、先ほど吉田参考人のほうから御答弁がありましたが趣旨でありますけれども、私も、こういう本法の内容等を見まして一番強く感じますことは、やはり農村に工業が入っていく場合に、農村外の企業が、いろいろ言いつても、利潤追求という基本的な目標に向かって農村に進出してくるといふことは、これは資本主義の世の中である以上、否定することはできないと思うのです。農村では、やはり農業に役立つかという側面があるの

というの、二十人とか三十人とか、五十人とか百人までですね、大きいところでも、これがおそらく九〇%くらいであると思うのです。こういう零細な企業というのに対して何らかの手を打たないと、実質的に兼業収入をふやしていく、出かせぎをやめていくということ、私は、できないと思うのです。こういう点を、この法律は対象外にしてあるわけでありまして、こういう点は、私はやはり、何らかの形で、結びつけられれば結びつける必要もあると思うし、むしろこういう方面について、やはり農協等が中心になって、自主的にそういう企業を養成していく、つくり上げていくという努力をすべきである、こういうふうに思うわけでありまして、こういう点につきまして、全国農協中央会でありますから、農業協同組合のいわゆる最高の意思決定機関であり指導機関でありますので、この際吉田参考人のほうからこれについての御所見を承りまして、私の質問を終わらせていただきます。

を農村側が持つ、この状態がでないと、できない。だから、先ほどの委員の意見の中にもあったわけでありまして、やはり農協等が関連企業に対して相当出資もしております。農業関連企業に対するいろいろな援助をしております。こういうものを全国的に、いわゆる農村地域に配置していく、こういうものはやはりもっと本格的にやっていくということが当面重要である。あるいは現在農村における企業の――実は、農家が一番農業外の収入で得ておるのは、この法律で対象になるようなものじゃないのですよ、これは事情を御調査になつたらわかると思うのですけれども、この法律では、いわゆる拠点開発で二十ヘクタール、それから市町村単位で十ヘクタールから三ヘクタールぐらいというのです。最低三ヘクタールの工場敷地といっておるのです。雇用の人数がどれだけになるか、はつきりしてないようでありまして、現実にはいま農村で、農業のいわゆる兼業収入の非常に大きなウエートになっておる企業

○吉田参考人 もう、言われるとおりでございます。私も、私どもとしても、農村に工業を導入するといつても、いろいろ工業の種類があって、やはりわれわれとしては、できるだけ人手の要る、たとえば木工業みたいなものが望ましいと思ひます、公害のない。そういうものになりますと、いま言われまますように必ずしも大規模なものでなくて、中小企業と申しますか、零細なものが多いと思ひます。そういうものにもこういう法律が適用されるということが望ましいというふうに考えております。ただ、先ほど申しましたように、無法状態でほりうっておきますと、もういろいろと弊害ばかり起こつてきて、始末がつかないというようなことになりますので、このような法律は、万全なものとは私は考えておりませんけれども、これは一つの法律をつくって、農村に工業が入る場合にはこういうルールでやっていくんだという、一つのルールをこの際確立する、これが一つの端緒になれば、というふうに私は考えております。

○三ツ林委員長代理 以上で、参考人に対する質疑は終了いたしました。

疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ長時間にわたり御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただいたこととありがとうございまして、委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

いっておるところで就職をしても一家の生計を得られるようなものではないと私は見ております。そうすると、農村導入ではなくて、農村を吸収するといふけれども、そうじゃなくて、一部は吸収されるかしらぬけれども、基本的には過密現象を解消する分散となるのじゃないですか。そうじゃなくて、新たにこういう計画を立ててどんどん工

業を新設するのであれば、その製品は一体どうなるのですか、それはどこへ売れるのですか、その辺の国策上の考えはどうなっておるのですか。

○商角政府委員　現在の状況がこのまま固定的に将来も続くわけではございませんので、少なくとも通産省といたしましては今後数年の間に、たとえば昭和五十年という時点をとって考えますと、四十三年の時点の約倍ぐらいの工業生産ということが、一応需要の積み上げからして推定をされておる次第でございます、したがしまして、産業活動というものもやはり国内の需要の上昇あるいは輸出の上昇に見合つて、それなりの規模の拡大ということを、長期的な観点から考えていく必要があろうか、かように存じておる次第でございます。

○美濃委員　輸出の上昇ということばかりでしたが、輸出の上昇はあとから申し上げます。私はよくわからぬからお尋ねするわけけれども、いま、これだけ日本も文化生活をしておつて、これ

から昭和五十年までに日本国内の工業製品で倍の需要が起きるといふのはたといふほどのものでしょうか。総括して倍の需要が起きる、これは衣料品が倍になるのか、食料品が倍になるのか。人間生活の中で、工業製品についても食料消費についても、カロリーも、大体日本人の体質に合う、百%

に近いカロリーが摂取されておるのだが、経済が
発展して食料消費が倍になるということも考えら
れないし、人口が二億にでもなるといふならこれ
は別であります。そう人口は伸びないのであり
ますから、何が倍になるのか、ちょっとお聞かせ
願いたいのであります。何がどういふわけで倍に
なるのか。

○商角政府委員 現在の二応の推算でございますと、工業製品のわが国におきます出荷額が、四十三年度で四十八兆円ということになっておりますが、これが昭和五十年におきましての見通しを申し上げますと、八十兆円ということでございます。それがほぼ二倍近い上昇を示しておるわけでございます。なぜそうなるのかという御指摘でございますが、これは、毎年経済の規模というものが、いわゆる安定成長というたてまえをもちまして、なおかつ一割以上のテンポで拡大をしておりますわけでございまして、その場合には財政の規模もふえましよう。公共投資も、道路、港湾等に資金がたくさん投入されることにもなると思えます。また、御指摘のように、個人の消費支出も拡大をしていく、あるいは個人の住宅投資というものがより活発に行なわれるであろう、さらには輸出も世界貿易の拡大に際しまして、わが国からの売り上げがふえていくだろう、こういったいろいろな要素が重なり合ひまして、私どもとしては工業生産全体が、ただいま申し上げたようなテンポで上昇をしていくというふうに想定をいたしておる次第でございます。

○美濃委員 私、最初に申し上げたのは、量を言っておるのです。こういうふうな年率八分の物価が上がっていくのでは、額で言うると錯覚を起すのではないですか。額は、年率八分のものが上がっていくば、五年もたてばかなり上がるわけですから、額じゃなくて、量を言うところとちよつとわからないと思うのです。はたして八分で推移するの、それとも緊縮財政をとって経済を横ばいにするかということで、額で現在五十何兆円のもの八十兆円になるだろうといつても、それは年率八分と見て物の価値が変わっていくのでは、量ではないわけですから、製造量ではないのですから。私は量的にどうなるのかということをお聞きしておるの、額は、そういうことをいっても、今後の経済の推移では額的なものはわからないのですか。倍の量を消費として必要とする条件はどこにあるのかということをお聞きしておるわけです。

○商角政府委員 多少説明が不足いたしておりました。恐縮でございますが、ただいま申し上げました数字は、現在の時点における価格で表示いたしました数字でございますので、先生の御指摘の、額に当たるものあるいは量に当たるものというところでございまして、実質価値として、現在の四十三兆に對しまして、そのような五十兆なら五十兆、六十兆なら六十兆という数字は、将来の想定としての実質価値でございます。

○美濃委員 これはあるなしの問答になりますから、私はそういうふうな実質価値で倍の工業製品の国内需要が上昇するとは考えませんけれども、あるなしの論争をしてもこれは水かけ論になりますから……。

そういう見通しが将来とも的確であればいいけれども、かなり見通しが誤つても、日本の政治というのは無責任でありますから、そのために責任をとったというのではないわけでありまして、その程度にしておきたいと思つております。

私は昭和五十年までの間に、これは食料品全部を含めて申し上げておるわけですが、これだけ文化生活が発展した過程において、この上工業製品が倍の消費量になるとは、そういう想定はちよつと過大な見積もりではないかと思つております。

しかしそれはもの見よう、見方でありまして、それはそれとして、輸出も伸ばすということですね。輸出を伸ばすといふ——いわゆるガットのシステムで輸出を振興して伸ばすということになる。おおよそ想定される、それにかかわるべき輸入は何が入るのですか。何を計画しているのですか。工業製品を売って工業製品を買うのか。そうじゃないでしょう。輸出を振興すれば、その見返りにやはり何か入るでしょう。何か買う約束をしなれば輸出振興にならぬでしょう。金で決済をしてくれというのではお互いやるわけですから、また保有外貨を何ぼためて、一定量の保有外貨は必要だけれども、保有外貨がた

まತ್ತつてそのことだけでは繁栄とはならぬわけですね。具体的に、経済というものは物の交流、物が適確に動くところに経済の発展があるのであつて、一定額の外貨は国際収支上必要であつても、無限大の外貨が、受け取り手形がたまってみたら、そのことだけで繁栄とはいえないわけですから、またそれは、各国間で一方的にそういう状態が起るというところは、ガットの輸入国側から非常に非難されるわけですから、輸出を振興すれば何が入るのかということですね。

○商角政府委員 御指摘のように、輸出がふえてまいりますと当然輸入もふえるわけでございまして、けれども、輸出の増大と輸入の増大がリンクをしていくわけではございません。輸入がふえるのは、日本の経済の規模の拡大をまかなうために必要な原材料をよりたくさん買わなければならぬという意味において輸入がふえてまいることになるわけでございまして、たとえて申しますれば、原油でございまして、現在二億キロリットル以上の原油を輸入しております。こういうものは、おそろく昭和五十年には四億キロリットルに近い量を輸入しなければならぬであろう。あるいは原料炭にいたしましてもあるいは鉄鉱石といったものが国の製鉄原料にいたしましても、膨大な量が輸入をされてくることになるわけでございまして、そのほか、さらに非鉄金属でございましてかあるいは小麦でございましてか家畜のえさでございましてとか、そういったような経済の拡大に際してそれをまかなうに必要な原材料をよりたくさん買つてまいる、こういうことに相なる次第でございます。

○美濃委員 原材料が増大するといふことはわかりまされども、原材料の増大と、もう一つは、製品にして売るわけですからその差額が出てくるでしょう。貿易額でその差額が出てくると思うのです。工業製品が売れるという条件の国は、工業化してないから売れるのでしょう。たとえ日本から買ひ取れば、現在の実績でも日本の工業製品はあまりいっていませんね。工業水

準の高い国には工業製品はいかないですよ。工業化してない国へ工業製品が売れるのでしよう、向こうに需要があるから。そうすると、工業化してない国から何を買うか。原材料は一部あります。しかし原材料だけ買ったのでは、いわゆる保有外貨がたまって受け取り超過になります。そのところは間断なく——いまグレートフルーンなんかをどうだと言つておるけれども、結局は農産物です。そういう工業化してない国は、まあ出すとすればやはり農産物です、第一次産業製品ですから。それが入るんじゃないですか。一定以上の工業を日本に伸ばして、それでかなり輸出振興をはかるということになると、それは国内農産物の自給面とは全く正面からぶつかつてくると思つて、自立経営を促進するとかなんとかいっておつた。よく経団連や何か言うやうに、高い農産物はどうでもいいじゃないか、もうてん菜糖の生産をやめたらどうだと堂々と出てくるじゃないですか。そんなものはみなやめてしまへ、結局はそういう考え方が強くなつて、その方向へじりじりと行くのでしよう。農業といつても二種兼業農家はそんなことを心配しておりません。それはもう賃金とその家庭をささえる、まあ工業だけじゃないですが、主として賃金主体の所得構成になつておりますから、二種兼業農家といふのは心配しておりませんよ。米を多少つくつても、飯米農家ですから……。しかし専業農家は、いまそこ大きな不安を持っているわけですね。米づくり農家にしてもあるいは畑作農家にしても、この間のお話で専業農家が十六・五割といつて、大体八十一万戸くらいですね。この農家は行き先がどうなるのかということに対して心配をしておるわけですね。経営拡大よりも何よりも。一体いつ、おまえらやめろと言われるのか。農業生産がじゃま者みたいなことをあちこちで言われるのでは、それは後継者も農業生産に対する長期的な意欲を失つてしまふことになるわけですね。その見解がはつきりしないと、こういう法律をつくつてどうだと言つてみて、いつまでたつ

たつたつてそのことだけでは繁栄とはならぬわけですね。具体的に、経済というものは物の交流、物が適確に動くところに経済の発展があるのであつて、一定額の外貨は国際収支上必要であつても、無限大の外貨が、受け取り手形がたまってみたら、そのことだけで繁栄とはいえないわけですから、またそれは、各国間で一方的にそういう状態が起るというところは、ガットの輸入国側から非常に非難されるわけですから、輸出を振興すれば何が入るのかということですね。

今度の米価で新聞に出ておりましたが、与党内部でも、もううそつきはごめんこうむる、うそを言うなというようなことが新聞に書いてありました。これはどうだったか私はよくわかりませんけれども、新聞では、うそつき農政はもうやめなければいかぬというふうに出ておりましたね。結局うそつき農政になってしまはんじやないですか。行き当たりばったりで、アイデアみたいなことを言っておるけれども、起きてくる現実はいま全部うそになってくるわけですから申し上げざるを得ないということになる。これは大きな長期展望の見通しですから、あんまりその時点その時点で気休めの表現で、実際に起こってくる現象は別な現象が起きてくるんだという政策をとることは私は問題

出いたした場合に、この人たちは支払い外貨をとるためには自分の国で一番大きい一次産品を輸出した代金で支払うかもしれません。しかしわが国がわが国独自の農業政策上必要と認めないようたものは入れる必要がないのでありますから、御存じのように、一番のサンプルは米であります。米をわれわれは特殊な事情で日本にないようなもので、たまたに若干のものは許可をする場合もあります、いま日本人の主食としてゐる米の自由な輸入というのをだれも考えてはおらないでしょう。いまグループフルーツのお話がありました。私どもは、わが国のかんきつの生産にどのような影響を持ってくるかということを考慮しながらこういうものの自由化についても判断をしていくことは御存じのとおりであります。

まっつておらなければならぬ必要性のない企業が
かなりこういう密集地帯に集まつてきておりま
す。そういうようなものはなるべく地方に分散す
るほうがいいんじゃないか、これは地方の農業団
体等でも昨年本委員会では農協法、農地法の御審議
を願つたときにも農業団体等は言つておられました
た。またこの現在御審議願つております工業導入
法の法律案に対しても農業団体等は私どもに盛ん
に声援を送つておりますゆえんのは、私がいま
申し上げておりますようにやはり米を中核にいた
します米生産につきましては、この農業生産に
つきましては私どもは自由化などを考えており
ませんし、基本法に基づいて規模拡大をし、自立
経営農家を育成していくというたてまえに何らの
変化がないのでありますからして、こういうこと

暗いところは國際的に見ても何もないわけであり
ます。ただ、いま申し上げておりますように、私
どもが米及びその他われわれの必要とする、しか
もわが國の農村で生産してもらうことがきわめて
妥当であると思われるようなものの生産には全力
をあげてやりますが、なおかつしばしば申し上げ
ておりますように兼業が八割もあるのであります
から、その中の二種兼業の人々はやはり出かせぎ
をなさるとか、あるいはまたそういう機会がなけ
ればむだに労働力を使つておられるわけでありま
すので、そういうものをできるだけ効率的に活用
することによつて所得がふえるようにしたらどう
だらうか、こういうことを考えておるわけであり
ます。

それから最初お話のありました新しくそこへ出

だと思ふのですね。どうですか、その点は。やっぱり単にこの法律だけの問題じゃないですけれども、工業をそういうふうに進進する、農業地帯も工業化すると、こういうのでありますから、その点はやっぱり気休めや何か言わないで、日本の将来の方向はこうなんだということをしないと、この法律をつくって、質疑中で聞いておつた話の範囲内でいま私が質問しても、これでどんどん工業をふやすんだという意図によつていくと、それはどんな表現をしたって、そして輸出を振興するんだということになれば、その裏に対する專業農家の経営意欲というものはもうなくなつてしまふということははっきりしておるわけですね。安心して設備投資を、ものを借りて経営拡大なんかできつこないのですよ、いつどうなるかわからぬのですから。その点の関連はどう考えておるか、これは農林大臣からひとつきちつと説明してもらいたいと思います。

私は先ほど来お話を承っておりまして、わが國の生産というのは、まだやっぱりここしばらく一〇〇程度の經濟成長率を見込んですべての計画を立てておるのでありますから、ただいここで企業局長がお答えいたしておりましたように、國全體としては一定の計画のもとに生産を上げようとしておるわけでありまして、これはい答弁のありましたとおりであります。したがって、われわれはそういう經濟の進歩していくテンポの中で農村といふもの、農業者といふものを考えてみた場合に、これはもう少しやはりその労働力を活用することが相互に利益ではないか。さつき御質問の中にありました新学卒が求人より求職者のほうが多いというお話、私聞き違いかどうか知りませんが、きょう労働省がおれば数字をもってお答えできると思いますが、そういうお説は私ただいま初めて承ったんであります、まだまだ中学、高等学校、ことに高校の卒業生につきましては、こと

は当然お認めいただけることであり、また御賛成をいただけることでもあると思いますが、その他の農産物につきましては、しばしばこども政府側からもお答えいたしておりますように、私どもが国民生活上必要であり、また国内で生産することが望ましいと思われるような農作物につきましては、あらゆる手段を講じて援助をいたしておりますことは御存知のことでありです。そういうものに競合してくるであろうと思われる低開闢国からの輸入、向こうからいえば輸出、そういう希望に對しましては、しばしば申し上げておりますように、関税制度であるとかあるいは課徴金制度を弾力的に適用することによつてわが国の農産物の生産を援護していく、こういうことは政府もしばしば申し上げているとおりでありますので、まあ経団連とかそういう財界のお話がありましたのが、経済合理主義だけで農政がやれるならばきわめて楽なものでありますけれども、私はそういう

てくる労働力につきましては、こういう空気の悪いところへ集まるのでなくて、なるべく自分の家から通勤できるようなふうに産業を分散いたして、自宅から通勤できるようにしなければ、やはり過疎の問題も逐次解決していくのではないだろうか、そういうことで、この産業をなるべく平均化して分散していこう。それは先ほど申し上げましたように私どもは新しい設備が出てくることでもよい、増産しようとする産業が出てくるのもよろしいし、地場の産業が拡大していこうとする計画でも歓迎するのでございまして、いま申し上げましたように、やはりできるだけ労働力を効率的に動かして農村の所得を増強すると同時に、やはりそれと並行して構造改革等をいたしまして農業生産をもあわせて増強していくことが本法のねらいであるということとは提案理由の説明にも申し上げておるとおりであります。

○美濃委員　へま大臣のお話聞へておりまして、

○倉石國務大臣　いろいろ美濃さんの御意見を拝聴いたしましたわけですが、輸出が増大すれば農作物の輸入が当然にふえてくるんだという、そういう御意見については私どもはにわかに賛意を表するわけにいきません。なるほどそれは、われわれが比較的開發のおくれておる国々に物資を輸

しすでに新卒についての求人と求職の割合の数字も発表されておりますが、そういうことにつきまして、私どもはむしろそういう農村から出ていく労働力というものは太平洋メガロポリスといわれるような地域、これがだんだん大きくなっていく、そしてわれわれから見ればそういう地域にぜひ集

ものではないのじゃないかと思うのです。これは日本だけじゃございません。どこの国でも農作物につきましてはある程度の保護政策をいたしながら、自分の国の人々の食べる食糧その他につきましては格段の保護政策をとっておるのでありますから、そういうことについて私どもは別段うしろ

それは私も全然やつていないとは言いませんけれども、しかし反面、たとえば輸入につきましても、農産物の輸入が年々ふえておることも事実ですね。それでまた国内生産が一部の面では破壊されておることも事実ですね。一部の面では、昭和三十年でかなりの生産のあつたものが、それより

いまの経済状況から生産が破壊されて、ほとんど輸入でまかなわれる状態の起きている農産物のあることも事実です。ですからどういっても、そういう事実のある限り、やはり専業でやっている農業者の不安というものは、もう少しその政策がはつきりせなければ払拭されないわけですよ。それは価格政策もやっておりますし、あるいは輸入に対するお話しのような措置がとられておることも十分承知しております。しかし片や一部の農産物は、国内には旺盛な需要があるにもかかわらず、生産を放棄せざるを得ない状態が起きて生産がなくなつてしまつた、一〇〇万じゃないけれども。たとえば大豆のとき、四十万トン、五十万トンの生産があつたのが六万トンくらいに減少して、消費がなくなつたのかというと、消費は増大しておる。こういう一面が出てきますと、やはり深刻に考える人は、そういう状況はいますぐは起きないといふことはいえるのですけれども、たとえば乳製品等についても、将来そういうことが絶対ないといふ保証がない、起き得る危険性があるといふことになる、これはもう農業投資なんか安心してできない、こういう一面不安があるわけです。まあ米は政府買い入れで、輸入していいないことは事実でありますから、これはこれで別ですが、他のものに、現実そういう問題が起きてきておる。それでまあこともしる現実に起きたわけですが、これはちょっと参考のために大臣にこの際意見を承つておきたいと思ひますが、あの米審へたくさん農民が出てきますね、大臣に出てきて方針を聞かしてくれと。あれはどうですか、大臣としては煩瑣だと思ひますか。あそこへあつてふうに出てくる農民はどういう農民が出てきておるのか御存じだろうと思ひます。米審会場へ米作農民がたくさん押しかけてくる。これはいい現象なのか悪い現象なのか。大臣は、会つてくれといつてもなかなか会いたがらぬですが、ああいう現象をどういふふうに見ておられますか。

○倉石国務大臣 米審においてになる方は種々雑多な方がおいてなつてゐる。これは地方の農協のほとんど生産者の方もおりますし、東京においでになつてよそへつとめていらつしやる方もおいでになつたり、それからいろいろな方がおいでになります。私もさういふことの分析よりも、米価決定でありますから、農業をしていらつしやる方の集まりであるという感じでお目にかかつてお話をしているものであります。私もどこかしてはあつたところに出ておいでになられる方々の御主張を承つてお気持ちよくわかるわけがあります。先ほど米、あなただけの農業に明るい方のおことばとしてはいかがかと思はれるように、農林省の農政というのはいま先まっ暗みないなふうに御批判をいただいております。聞いておつたのであります。私は、なるほどそれは生産調整をこれ二年も続けてお願ひしているのであります。生産調整はやつていたのだ、農業はこういうふうに向つていくのだ、であるといふことをもつと早くから一般の方々に御説明申し上げることが必要であつた。これは当然でありました。私もさういふ不満を持つておりました。ですから、農林省は鋭意さういふことについていろいろいたしまして、いまでは、発表いたしました「地域指標の試案」に基づき、将来の展望についてはこういう方向でいきたいのだ、総合農政の推進についてという方向も示しておりますし、御決定を願ひました四十六年度予算で農林予算を詳しくごらんいただければ、われわれが世の中に発表しておる構想といふものは何であるかといふことを十分理解していただけたらと思ひます。しばしば各新聞社などあるいは放送局などが主催して、私も農林省で協賛、後援をしてやつておるものでも、たとえば全国から若い後継者たちが将来の新しい農業の計画を立て、それを発表されて、授賞式など行なわれっておりますが、そういうところへ参加してみても、これらの若い、将来の農村になつて立つ人々、あるいは養鶏に関し、あるいは養豚に関し、あるいは米づくりに関し、ずいぶんいろいろな抱負を述べておられますし、とうとい経験を発表されて

おります。われわれはやはりさういふように私どもの考え方理解を持つていただき、将来に楽しみを持つて農業にいそんでいただく大ぜいの方に御期待申し上げておるものであります。したがつて、わが国における農政というのは、いま御審議を願つております工業導入化のようなことをやつてまいりまして、農業の政策の基本については一向変化はないのであります。私は両方とも並行していくことが、かえつて農村に住んでいらつしやる多くの人々に喜んでいただける結果を招来するのではないだろうか、こういうことを考えながら御提案申し上げておるわけでありまして、どうぞひとつ、そういう点でわれわれの気のつかないようなことに御注意しては御遠慮なく十分に御批評いただいて、施策の上に参考になつてまいりたい、このように考えておるわけでありまして、○美濃委員 立場上の違いはあると思いますが、すなわち——私がいま申し上げたことは現実に起きておることですから、これ以上しつこく言ひませんけれども、しかし大臣のほうでも、いま申し上げたことは、みづから農業をやつて農政を考え上つておる者がわからぬかといふようなお話ですけれども、これはもうわれわれにしてみればわからぬ問題がたくさんあるわけですから、さういふふうな立場上の違いで、やはりいろいろ農政の問題は大事ですから。

それから米審の話、もう一回しますが、あそこへ来ておる人は、東京へ来てつとめておる人がと云うが、さういふ人ばかり出しておるわけではなないので。食糧連といつて食糧関係に働いておる人が若干応援に来ておりますけれども、農民から頼んで出てくるわけじゃない。あそこへ来る人は米づくりに専業農家であるといふことです。二種兼業農家は一人も来ておりません。それから、種々な人が来ておると言ひけれども、それは百人のうち二人か三人さういふ立場の人あるいは農協の職員等が入つてきておりますけれども、大宗をなすものは専業農家である。どうですか、大臣、ああいう人が来なくなるほうがいいのか。やはり米審会場へ来てあつた言われると、多少大臣としては煩瑣であるけれども、やはり日本の農業の将来として、ああいう行為がやむを得ないのだ、やはり立場上で農民にしてみればやむを得ないといふあたりの理解心を持つてああいう行為を見てゐるのか。それともああいう行為をする農民はいなくなつたほうがいいのか、どうお考えになりますか。やはり立場上の圧力があつて、大臣として、政府としてのいろいろな考えはあるだろうけれども、しかしやはり日本の将来のためには、ああいう行為はやはり立場上の違いで——なくして、黙つて米をつくれればいいかもしれぬけれども、さういふことを。ほんとうに煩瑣でいまいましいものかと思ひます。やはりああいう応援があつても、ああいう行為があつて、自分の立場を主張するのは国民のために、専業農家として米をつくるのは大切なんだといふお考えなのか、どうお考えになりますか。

○倉石国務大臣 これは農業をじみちちやつていただき、米の生産にいそんでいただいていらつしやる方々には、私は心から敬意を表するわけでごさいます。さういふ方の御懸念というのは謙虚に承つて、われわれの施策の参考にしなければならぬ、こう思つておるわけですが。

○美濃委員 次に、最近何か考えると、均衡ある発展とか調和とかいふのですが、これは確かにこの法律をつくつて、いまいふゆる政府当局がいわれておることもわかります。ですから、この法律が全部だめだといふ意識で私は質問をしているわけではないけれども、いろいろ大きくどう取り組むのかといふことを一応聞いたわけですが。

その中で、私は、農業についてはよく大臣もいわれております自立経営の基本といふものを明確にして、そして農業の位置づけを明確にすべきだ。一次産業の農業と均衡といふことは第一条件で使つておりますが「農業と工業との均衡ある発展」こういったお話しを農村に求めるとか、さういふことは一つの施策であり問題点であつ

て、農業というものと工業というものと均衡という表現を使い、この均衡ある発展というのは、将来ともどういふところで均衡をとらなければならぬのか。均衡という考えは何をさして均衡と考へておるのか。また言うならば、農業と工業との均衡という考え方が必要であるかどうかということですね。どういふ点が均衡なのか、具体的にひとつの均衡の考え方をこの際明確にしておいていただきたい。

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

○倉石国務大臣 これはこの法律を制定することによって、どちらに一体将来ウエートがあるのかというふうなことにいろいろ御議論があったり、またお疑いを持たれることはこれは好ましくないことであつて、両方とも発展していくように期待したいのだ。それからまた相互に、この法律にも書いてござりますが、私どもは工業導入と並行的に大体二十町程度の広域管農団地といった構想で、構造改善事業、圃場整備等をやりまして、そして並行して農業の振興もやっています。こういう考えがあるのですから、そこで調和ということをしていくわけで、均衡のこの法律を期待する、こういうことであります。

○美濃委員 次にお尋ねしておきたいことは、いままでの質疑の中でも出てきておりますが、農産物の加工体系です。これは日本の場合、原料が特別重量になる。てん菜のようなものは重量ですからそのまゝやっておるけれども、たとえば先進諸国から比較してみても、日本の農産物の加工というものはほとんど原料で都会へ持ち込まれてきてやっております。そうすると、わりかたそれから出る飼料等をまた農村に還元するのには、こういうきわめて悪い交通事情の中でおる。そういうものもあるわけですから、この計画の中で、前質問者からもそういうお話が出ておりますが、農産物の加工体系を製造過程で、いわゆる俗なところではいへばかすですが、まあえさにならない加工のかすもありまされども、一円含めて農産物の加工体系というものを考える以上は、原料を他から持つ

てくるよりも、原料は農村にあるものを第一義的に考えることがスムーズにいくのではないかと思ふのですが、これを進めるにあつて、そういう点に政策的な配慮を特別にしようとしておるか、それとも、そういう点はそういう点で、企業の体質や、導入についても企業がイヤだといへば、ただ法律をつくつてみておさなりやしていくのだというお考えなのか。どういふ計画に基づいておるか、お尋ねしておきたいと思ふ。

○中野政府委員 農村で原料がつくられて都市に出てくるというふうなことも非常に多いわけでありまして、先ほど大臣もちょっとお触れになりましたが、広域管農団地の構想におきましても、これは生産から流通まで一貫した体系をつくりたいということと、すでに昨年度からその構想を明らかにし、また四十六年度の予算では畜産関係、園芸関係、あるいはそういうものを総合したものが共同団地を中心にして、そこで加工されていく販売されるということが第一義的に必要ではないかと私は考えております。と同時に、この法案との関連におきまして、農村でそういう加工工業を興すという企業がありますれば、当然それはこの計画の中に組み込んでいってやるべきだと考えております。

○美濃委員 そうすると、十三条だつたと思ひますが、農林中金からこれに対する償還十年以内の貸し付けを行なうことができる、こうなっております。これは従来のそういう、全体計画は開いておられますが、やはり関連産業としてのものです。か、それとも何にでも貸せという考えに基づくのか、考え方はどこにあるのですか。資金量にもおのずから限度がありますから、お話を伺つた範囲の全体計画と、中金の大体これに振り向けられるだろうという資金量とはかなり差があるわけですね。全部をまかなうということではないのですから。そうすると、やはり従来の関連産業という

考え方で、中金資金も一部に充たさそうというのか、それとも、そうじゃなくて、関連性はなくても、たとえばどういふ企業であろうと中金資金を使わすという考えなのか、これはどうなんですか。

○小暮政府委員 今回御提案申し上げております法案で農林中金の融資に触れておりますのは、これまで関連産業につきましては現行の農中法で一定の規制のもとに貸し出せるということになつておりますが、関連産業という範疇に入りません製造業一般につきましては、現行の農中法では余裕金運用としての貸し出しの道がありませんので、今回の工業導入の計画により認定を受けた導入企業に対して、農林中金の融資の道を開くというのがこの案文の趣旨でございます。

○美濃委員 これは大臣にお伺ひしておきますが、農林中央金庫の体質はあつたという体質です。非常な率直に申し上げて、市中銀行よりも政治的な圧力に弱いというところがあるわけですね。農林中央金庫の体質、理事長以下あつたという体質ですから、政治的な圧力に弱い。それは市中銀行はびんとそばんを持っておられますから、金を実際に貸借で動かすということになると、政治的な依頼や政治的な圧力が加わってもなかなか金は動かしませんけれども、農林中央金庫は政治的な圧力に弱いと私は見ております。役員構成が弱い、こゝろ見ておる。そういう中で、これは何にでも貸すということだつたら、やはりこういう制度に乗って下請企業や何かというところ不良貸し付けが起きた場合は、農林中央金庫の損ですか。それとも損失補償の道でも講じようというのですか、どうですか。私もこれに対して、実際に金をこれからどうするかという腹をきめなければならぬ。そんな不安定なものに何でもかんでも――

あの体質の弱い農林中央金庫、理事長以下がこづき回されて、変な金を出して、農民の血とあぶらうせ資本主義社会ですから、私も北海道の信連の理事であるし、単協の組合長ですから、どうせ資

本主義ですから、思い切つて割り切つて、信託銀行にでも何だつたら入れたほうがよい、そういう気持ちがあるわけですね。そんな変な貸し方が起きてくると、その辺のけじめをどうつけてくるのか。私も率直に言つて、中金の管理機構は政治的な圧力に弱いとはつきり申し上げられます。役員機構が弱いのですから、弱いと申し上げて私は過言ではないと思ふのです。それで貸し倒れが起きた場合、その損失はだれがしうのですか。

○倉石国務大臣 農林中金のような特殊な金融機関は、これはできるだけ間違ひのないようにするようにならざるを得ないわけですが、いまいろいろお話がありました。政府はこれまで農林中金にそういういふゆるる圧力というものをかけていることはありませんし、理事長も、御存じのように自主的に最近関係団体で選任になっておる次第であります。今回のような場合におきましては、農林中金は一般市中銀行と協調融資をいたすわけでありまして、したがってそういう安全性等につきましては、中金が全部そういうことをするということではなくて、他の金融機関と協調でやるわけでありまして、そういう点は私は金融機関の常識に信頼してもいいのではないかと、このように考えております。

○美濃委員 時間の関係で大体持ち時間ですけれども、しかし農林大臣は圧力をかけぬでも、農林中金には政治的な圧力による融資というのが従来の額あるわけですね。これは御存じだと思ひます。それは大臣の立場で、あるとはいへないでしようけれども、いろいろ問題が起きておる関係があります。そういう問題で、こういう法律までつくつてこういうことをやることについて、かなりの危険性を私は感じておるわけですね。ですから、大臣がないういふなら絶無を期して下さいます。あつた時点でわれわれは考えますから。あるかないかわからぬものを、あるという想定のもとにあまりしつこく言うのも失礼にあたりますし、大臣にもまた中金にも失礼にあたりますので、な

いのだという前提に立っておるのです。しかしあった場合には承知がでないという事です。従来それがあつたわけでは、何件もあつたわけでは、政治的な圧力によって金が動いて、それがほとんど取れずにまるまる損をした実績があるわけですから、私もないことを言っているわけじゃないのです。あるから心配して言っておるわけですから、絶無を期してもらいたいと思います。出たときに言います。出たときは承知できない、こう考へております。

以上で質問を終わります。

○三ツ林委員長代理 合沢栄君。

○合沢委員 農村地域の工業導入促進法案に関連しまして私も質問します。昨日来この法案についてはいぶん質疑をやっております、おまな論点については尽きたようでございますが、私はまた別な角度というか、あるいはまた大事な点については重複するかと思うのでございますが、御質問申し上げたいと思います。

まず第一条に関連してでございますが、この法律は農業と工業の均衡ある発展をはかるということになっておるわけでございます。しかし私は、はたして農村地域に工業が導入されて、農業と工業との均衡ある発展がはかられるであろうかという心配を実は持つわけなんです。確かにわが国の経済の急激な発展で農業のほうの近代化が立ちあがっている。そういうことで農村地域からいざいざ大都市に對して出かせぎが出ていく。都市に人口が流出しているという事で、農村においては過疎化していく。私たちも過疎化された地域の町村長とかあるいは農協長から、何とかしてこの過疎化された地域に工場等の導入はできないものかという相談もあるわけです。今日農村にそういう工業を導入することを地域の住民は非常に期待しておるだろうと思う。そういう点では私たちもこの法案全体については賛成なんです。ただ心配されるのは、そのことによってはたして農工商並進というか、農工商が均衡ある発展を遂げるであろうか。むしろ農業の健全なる発展が妨げられるので

はなからうかという不安を持つわけです。一部には、このような法律でもって工業がはたして農村に入るかという不安もあるようでございますが、最近既存の工業地帯における状態というものは非常に過密化してきている、用地もなかなか確保が困難だ、労働力の問題にしても水の問題にしてもそう。そういうことからして、今日の日本の工業が進展するためには、農村に入っていく以外には発展の余地がないというようなことからして、私は相当数の工業がこの法律によって入っていく

だろうと思う。もちろんそのためには整備しなればならぬいろいろな問題がたくさんあるろうかと思うのですが、いざいざ入っていくだろうと思うのです。確かに兼業の機会が多くなるわけですから、農家の所得はふえるであろうが、はたしてそのことによって農業の発展が期せられるかどうか。特に規模の拡大というようなことが可能かどうかという事でございまして、工業が入っていくことによって一番心配になる要素は公害等もございまして、何よりも大きなものは、私は地価が上がるという問題じゃないかと思う。地価の抑制という点、これは規模拡大も伴わないし、むしろオール兼業化というようになつていくことになるんじゃないか。ことに従来農村に工業が入ったところを見てみましても、なかなか農地の流動化なんという事はかえって困難になつてきているし、また工業都市の近郊農村の姿というものはそういう状態を呈しているわけでございます。農村への工業の導入ということとはむしろ兼業化を促進し、農業の規模拡大には反対となつて、農業の発展を困難にしていくというような心配を持つわけなんです。昨日来農林大臣は農村の田園工業都市といったようなことを言っておられました、確かに農村における田園工業都市的なものはでき上がったと思う。そして農家の所得はふえていくだろうと思うのですが、私はそういう一まつ不安を持つわけでございます。この点について特に

地価対策、これをどうするか、この点についてのはいつ明快な御答弁があればお願いしたいと思う次第でございます。

○倉石国務大臣 私どもも本法立案の途中でたまたま合沢さんのおっしゃいましたようなことについて同じような心配を持っておるわけでありまして、この法律を施行してまいりますつきましては、もそれいろいろな迷惑を腹の中に、同じ政府部内でも担当部門によつては考へていらつしやると思うのでありますが、私どもは農業サイドで考へまして、実はいま御指摘になりましたようなことについて、ことに取り返しのつかない大事な農地をスプロール化するようなことのないようにしなければならぬが、そういうことについて、基本計画及びその実施計画を立ててまいります市町村等ともそういう点は十分連絡し合つて、われわれの心配しておるようなことがないようにつぎつぎとやっていきたい、こういうことを、本法成立後のことをつづいて考へていくわけでありまして、ただいまお話しのようなこと、これは実際われわれが十年前に本院で農業基本法制定当時みんなおられたわけでありまして、あの当時やはり今日のような急速なわが国の経済成長、同時にまたそれに伴う地価の高騰を予測した方はおそらくあまりいなかったんじゃないか。あの当時の記録を見ましてもあまりそういう点について言及されておりません。私はおそらく学者先生方でもそうではないかと思うのですが、したがっていま一般には普通に無計画に産業が農村に進出していくとすると、やはり土地を持ってる人自身もつり上げる傾向がありまして、また中間業者等も入ることによつて地価のつり上げ等が行なわれるようでありまして、しかし今度はこういう法律に基づいて計画を立ててまいりますので、これは先行投資、つまり道路を拡張したりなんかしていく場合に、自治体は先行投資をなす場合のようにやはりある程度計画を立てまして、その計画に基づいてそれを実施いたしていく段階においてできるだけ地価の高騰を防ぐような措置をとることが大事

なことではないか、こういうことにつきまして、昨日の御答弁でも事務当局のほうからいろいろ話があつたようでありまして、そういう方の答弁もこれから私に続いてできればしていただきたいと思ひますが、ただいまおっしゃいましたような点につきましては十分われわれも心配をいたしておるところであり、どのように対処したらいいかということを検討してやってまいりたいと思つております。

○合沢委員 昨日のこの問題に対する当局の答弁も、私は何らなかつたと思うのです。せいぜいこつさりやうていく、公にしないというやうなことであつたと思うのでございまして、これは国が基本方針を示し、県が基本計画をつくり、さらに実施計画等もやうていくわけなんです、これはもう隠そうにも隠せないわけなんです。計画的にやうていくということになります、いよいよ輪郭はつきりしてくるわけなんです。そこにもう道路もつくりは通信網が整備され、そうなつてくれば当然これは地価は上がっていくと思ふ。地価が上がつて、農業サイドから見ても、農業と工業が均衡ある発展といつても、農業の面においては非常にこれは困難になつていくのではないかと。私は何とては有効な地価対策のない限りにおいては、農業の発展ということはかえつて妨げられるんじゃないかという心配を持つわけなんです。同じような考へ方は大臣もされておるようでございますが、この地価対策についてひとつ何か当局のほうで考へ方があればお示し願ひたい。

○中野政府委員 ただいまの地価問題でございますが、非常に私もむづかしいと思ひますけれども、従来の農村へ工業が入っていく場合には、場所の選定その他いろいろ話し合ひの上で入つてこようかと思ひます。しかしまた、その次に工場が来るんじゃないかという意味で地価が上がる場合が多いわけでありまして、今回は昨日から申し上げておりますように、具体的な場所をきめましてそこへ工業を入れる、それ以外のところには入つてこないということでございまして、それ

との関連におきまして、農業生産をやっておる農地の価格がそれにつられて上がるということも若干はあるかと思いますが、場所をはっきりさせるわけですから逆にほかは農業をやっていくのだというようにすれば上がらないということとで、今回は構造改善等とも結びつけながら計画制度をとったというところでございますので、従来よりはこれは一歩進めたことじゃないかというふうに私は考えております。

それからもう一つは、昨日申し上げたわけでございますが、土地改良法の改正が成立いたしますれば、創設換地制度なりあるいは異種目換地制度を使いまして工場用地をそれに提供すること、結果として農家が時価として企業体に売ること、これを果としてやるわけでございますが、こういう制度を使うことも可能になってくるわけでございします。それからまた売るのはなくて、あるいは異種目換地をやりますと、一カ所に非農地を集めましてそれを工業用に貸す、すでにそういう例も出てきておりますので、そういう制度を活用するなりいたしまして、できるだけ周辺に及ぼす地価の影響ということはないようにすべきだということに考えております。

○合沢委員 工場用地の問題については、それは創設換地なりまたはそういう制度によって工場用地の問題は私は解決つくと思うのですが、問題は、この工業の導入によって農業の発展をはからう、それは規模拡大をやるということにつながると思うのです。そういう規模拡大というものを妨げられる、流動化を妨げられるということなんです。そのことによって農業の発展が非常に困難になってくる要素を持つということを上申上げておるわけなんです。そこでやはり一つの工場が入れば次々に入ってくる可能性もあると思うのです。それを抑制することはなかなか困難になってくようと思うのです。地元の方々がさらに要求することもあるし、それを何で抑制できるか。特に関連する企業等が入ってくるということもあると思うのです。あるいはそのことが企業として

では必要だということになってきて、一工場が入ればまた次の関連企業も入ることがあると思うのです。だから当初入ってそのままだということはあり得ぬと思う。そういうことで、私はそのような非常に簡単な答弁では済まされたい。地価の高騰は避けたいものになってくるだろうと思う。非常にむずかしい問題でございしますが、そういう点には特に考慮して、今後善処方というか研究していただきたいということを申し上げておきたいと思うのです。

それから次に、この農村工業の導入法案というのは、重要な総合農政の柱をなしていると思うのです。従来、総合農政の柱として、農地法とかあるのは農協法とかあるいは農民年金とか、また国有林野の活用法案といったような、一連の重要な総合農政に關係する法案が整備されてきたと思うのです。まだこれ以外に大臣として総合農政についての重要な法案を考えておられるのかどうか、ひとつお聞きしたいと思うのです。

○倉石国務大臣 ただいまのところは別に法律案を考えておるわけではございませんが、前に申し上げております「総合農政の推進について」という政府の方針を逐次具体化いたしてまいりたいために、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○合沢委員 大体総合農政についての柱になるような重要な法案というのはほぼ出尽くしたのじゃないかというふうにも私にも考えるのでございします。そこで、この辺では、総合農政についても少し突っ込んだというふうなものが提示されてきた年次計画というふうなものが提示されてきたべきじゃないかというふうに考えるわけなんです。特に、大臣もちょっと言うておられるように、一億の国民の食糧の八割くらいは何とか維持していこう、しかも日本の農業を国際的なものにしていこうとするならば、これはそう簡単でできるものじゃないと思うのです。特に工業がどんどん発展していくという中で、農民が減っていく中で、八割程度の食糧を確保していくということ

は容易なことではなからうと思うのです。しかし、一億の国民の食糧の八割程度のものを安定的に確保していくということは、私は国土防衛と変わらぬ、より以上に非常に重要なものだろうと思う。そういう意味で、防衛の四次防と同じように、いろいろな法案等も、重要な総合農政についての柱となるような法案も整備されたのだから、この辺でひとつ財政的な裏づけを持った、そういう年次計画をつくって、そしてそういうものを農民に示し、段々と今後の農政の方向というのか、そういうものを示すことが非常に大事なことじゃないかというふうに考えるわけでございしますが、そういう点についての見解をお聞きしたいと思っております。

○倉石国務大臣 お説のとおりであると思っております。したがって「総合農政の推進について」という政府の方針を明示いたしておりますし、またその後「地域指標の試案」等も発表いたしております。したがって、ああいうものを織りまぜまして、これからの方途については逐次世の中に示して、そして農業者も安心して政府の方針に協力していただけるように仕向けてまいりたい、こう思っております。

○合沢委員 次に進みますが、この第二条に、農村地域の指定のことが出ておりますが、この指定の内容については、昨日来ずいぶん論議がございました。なるべく対象地域については推移を見ながら広げていきたいというふうな御答弁もあつたと思つてございしますが、この点は非常に希望の多いところでございしますので、いま一度この対象地域を広げる問題についてのお考え方をひとつ明確にいただきたいと思います。

○中野政府委員 昨日来、農村地域の考え方を申し上げたわけでございますが、この第二条の考え方は、農業振興地域を含む市町村、それに、はずれ地帯、振興山村と過疎地域とを

含めるということで、これによりまして、三千六百三十三町村ということになります。日本の大部分の町村が入るわけでございします。ただ、すでに新産都市その他工業開発が行なわれているところについて、その他首都圏、近畿圏等で、もう都市開発工業整備が行なわれているようなところは、農村地域というとはいへませんし、現にそういう工業の開発が行なわれておりますので、そういう地域六百三十八を除きまして、現在の計算では二千五百二十五ということになります。相当広範囲な地域にわたってこの農村工業導入計画が立ち得るということでございます。

○合沢委員 その中で、地域は弾力的に考えていかれるということでございますが、ただ、二千五百の町村に全部入るといふことはないだろうと思つておりますが、特に、たとえば一市町村の実施計画の場合でも、それがその町村だけじゃなくて、近隣の町村の労働力を吸収するということを考えて実施計画をつくられる場合もあると思うのです。そうなりますと、オールとはならぬと思うのですが、その点はどですか。全部の各町村にやっていくと考えるか、それともやはり一つの地域、何カ町村か一つつくる――県の拠点開発構想じゃなくても、市町村計画の中においても、やはり隣、両隣とかあるいは三つ、四つの町村にまたがったような、そういうものになる可能性もあるわけですか。

○中野政府委員 町村に工業を導入いたします場合に、その導入する規模によりまして、たとえば三ヘクタールとかあるいは二十ヘクタールとか、いろいろな規模の工場ができると思うのです。たとえばかなり大きな規模のものというところになりますと、そこに何工場が入ってくる、それに雇われる就業者というところになりますと、その村だけに限らないと思つております。あるいは隣村、もう少し遠くから通勤ができるということもあるかと思つておりますので、そういうような場合には、当然工場が入ります市町村長は周辺の市町村長と協議をすべきだと思つております。そういう点につきましては、

具体的な指導方針をいたしまして、そういう場合には当然隣接の市町村長とも協議をするというよりな指導をいたしたいと考えております。

○合沢委員 そうすると、拠点開発構想でなくして市町村の実施計画の場合でも、数カ町村を対象にして考えた工場の導入があるということだと思ふのですが、そういう場合には、その町村におけるところの農業構造改善事業が当然実施計画にの乗ってくると思うのですが、周辺の関係する地域の構造改善事業というのはどうなるのですか。

○中野政府委員 普通の場合は、町村に入りますのは比較的規模が小さいわけでございますので、その入ってくる工場用地との関連での非常に直接的な構造改善事業というのは、その町村単位で大体できるんじゃないかと思ひます。ただ、もう少し広い意味で構造改善を、就業構造改善まで含めてものを考えますと、そういう観点からの関係市町村長との相談ということも必要ではないかと思ひますし、また、別途農林省のほうにいたしましては、構造改善事業を二千何百地区やるつもりでございますので、それとの関連がございませうれば、そちらのほうに優先的にそういう事業を持っていくということも考えなければならぬことだと思ひます。

○合沢委員 そういう点がこの法律では明確になっていないわけですね。非常に大事な点じゃないかと思ひます。拠点開発構想と市町村開発構想、その市町村開発構想が、各市町村に三ヘクタールとか十ヘクタールとかいったようなものがくまなく入っていくことが前提であれば、いまのような質問も必要ないと思ひます。ただし、それがやはりそうじゃなくして、おそらく三ヘクタールとか十ヘクタールといったようなものが相当大きな人を要するといふような規模、内容の場合には、近隣の町村まで含めるといふことになると思ひます。そういう場合に、かつてにその町村が、近隣のいろいろな構造改善なり就業構造なり——そういうかっこうはいかぬと思ひますが、そういうものの協議だとか、あるいは

はそうならば当然その地域だけに工場が入ってくるという恩恵がある。ところが近隣は少ない。特に大事なこのことによつて構造改善をやつていって、そして農業の発展をはかるというよりな場合に、その近隣の町村は構造改善もないというふうなことになるのかと思ひます。その間、近隣の町村との関係が非常に大きな問題となつて出てくるのではないかと、この法律に考へるわけですね。この点はもう少し明確にこの法律の中であつて、あるいは何かで明確にしておく必要があるというふうに考へるわけですが、どうですか。

○中野政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、市町村長が計画を立てるのは、これは一人の市町村長でございます。しかし周辺に影響があるという場合には、その周辺の市町村長に協議をいたしたまふに国として、また県の基本計画を立てる場合にそういう注意事項を留意事項として指導をいたしたいと思ひております。

○合沢委員 非常に大事な問題でございしますので、その辺特に指導を要するまいと思ひます。しておきたいと思ひます。

次に、基本方針でございします。基本方針の中で導入の目標とか、あるいは就業の目標とか農業構造改善事業の目標とかいふようなことが出されております。これが最も柱になつていくと思ひます。いますけれども、その際、昨日の御答弁を聞いておりますと、導入の目標は一年に三千ヘクタールくらいを考へ、五年くらいでは一万五千ヘクタールというふうな御答弁があつたかと思ひます。それから就業の目標については、私はっきり記憶してないので、もう一度お願いしたいと思ひます。さらに農業改善のそういった目標といふようなものはどのくらいの規模なり、またどのような財政的な規模を考へておられるのか、できるならばこの辺をひとつ明確に示し願ひたいと思ひます。

○両角政府委員 五年間の目標をいたしましては、生産出荷額では大体十兆円というものを想定

いたしております。今回の措置によりする導入企業の生産が十兆円、それは五年後の全国の総出荷額の約一割ということになるかと思ひております。また、これによりする雇用は百万人、そして用地造成、用地が、これによつて手当てすべきものは、たゞいま御指摘の一万五千ヘクタール、こういう目標でございします。

○中野政府委員 導入されます企業についての規模等、いま企業局長が御答へになつたわけでございますが、これに関連しましてどの程度農業構造改善事業をやるか、これは入ってきます企業用地面積その他との関連が非常に出てきておる。それとの関連で土地改良事業をやるかと考へております。来年度でございしますと、補助額にいたしまして六億五千万円でございしますから、事業費にいたしまして、直接的な土地改良事業費としまして十四、五億円というものを考へておるわけでございますが、その上に近代化施設を乗つけたら、あるいはもう少し広い範囲での補助整備事業もやりたいと思ひておりますので、農業構造改善の面からの積算というのはいささか計画的に具体化した上で策定をいたしたいと思ひておるわけでございます。

○合沢委員 それから四と五ですが、この「前三号の目標を達成するために必要な事業の実施に関する事項」とかあるいは「工業の導入に関する重要事項」といふのが基本方針の中で示されるといふことですが、この実施に関する二つの項は具体的にどういふことをさしておられるのか、少し御説明願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 工業導入の目標あるいは就業の目標、農業改善の目標というのをつくりまして同時に、それをどういふふうにしてやっていくのかというのが第四号の「実施に関する事項」であるわけでありまして、具体的に申し上げますと、工場導入に伴います産業基盤の整備でございしますから、あるいは道路、必要ならば排水、そういうふうなものとの関係、あるいは公害防止関係、また農業基盤整備事業といたしまして、どういう事業を

考へるかという事業の内容でございします。それからまた就業との関連におきましては職業の訓練、紹介、それから税制、金融上の措置をどうするか、そういうような具体的なことを考へておるわけでございます。なお地区によりましては水の問題が起きてまいりますので、その場合にはこの五番目のその他重要な事項といふことであるいろいろなことを考へたいといふことでございします。

○合沢委員 この基本方針の策定ができれば、これによつていろいろ今後の農村における工業の展望といふか、関係する農業の問題も検討できると思ひます。そういうことで農業のサイドの面から「農産物の需要と生産の長期見通し」の関係とか、また昨年「農業生産の地域指標の試案」といふものができております。そうしたものの再検討といふかそういうものが必要になつてくると思ひます。あるいは、もちろんそういうものを検討しながらあるいは基本方針をきめられるのではないかと考へておるが、こゝにいたしたものとの関連はどのように考へておるかお聞きしたいと思ひます。

○中野政府委員 昨年の秋、農林省といたしまして十四地域の地域分担を明示していろいろ御意見を伺つておるところでございます。いづれこれが確定いたしましたれば、農業生産としてはそれぞれ適地適産の方向に沿つてやっていくわけでございします。そこへ工業導入が入つてまいりましたも基本的にはその地域分担をいまのところ変える必要はないのではないかと考へます。しかしながら工業が入つてまいりましたと、その地域の地域社会の構造がかなり変わつてまいりますので、いづれ遠い将来になるかと思ひますが、また検討を要するといふこともあり得るかと思ひます。

○合沢委員 次に四、五条ですが、この中ではそれぞれ基本計画あるいは実施計画が県や市町村でつくられるといふことですが、大事なことは住民の意思の反映するような方法をどうするかといふことなんです。法案の中にそういう規定が全然ないわけなんです。ほんとにどうも意思が反映され

ることがスムーズに農村に工業が導入されてくるゆえんだと思う。そういう意味ではこの法案の中に住民の意思の反映されるようなそういう機関の設置がぜひ必要ではないかというように考えるわけだ。特に農村工業導入審議会というようにものが予算では組まれておるようであり、それがこれらひとつ法文で明らかにして県や市町村にも住民の意思が反映するということに方向づけたい。そういう点については今後ひとつ十分検討をお願いしておきたいと思ふ。

それから四条の基本計画の中で三に構造改善に関する目標というものがあって、また今度七に、構造改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事項とあるというように、三と七に同じような類似の項目があるわけなんです。これについて少し説明を願いたいと思ふ。

○中野政府委員 三のほうは目標でございますので、たとえばある地域に工場が入ってくると同時に、その周辺の構造改善を考えた場合に専業農家がどの程度になって、離農者がどの程度、兼業農家がどのくらい、それぞれ所得水準をどの程度に想定するか、あるいはそれとの関連におきまして、規模拡大の方向をどう持つていくかというように目標を掲げるわけでございます。そういう目標につきまして、今度は七号におきまして、それを実現するための生産基盤の整備、土地改良事業等をどういうふうに具体的にやるか、あるいはそのほかの構造改善事業でございますから、近代化施設をどの程度に整えるか、こういう具体的な事業をこの七号であらわしたいというふうに思ふておるわけでございます。

○合沢委員 それから、五条の四ですか、この四におきましては「農地保有の合理化が図られると見込まれること」というようになっておるわけですね。これは最初に質問した事項と非常に関係があるわけですが、はっきりこのように法律で農地保有の合理化が見込まれることというのが条件み

たいになっておると思うのです。これは非常に大事な問題じゃないかと思うのですが、このことが前提となつて、そして実施計画というものがつくられなければならない。ところが現実には、いろいろな従来の農村に工場が入ったような例、あるいは工業近郊の農村の例から見ると、それと反対の傾向が非常に出ておるわけなんです。これはむしろかたい問題だと思ふ。厳密に言うとも、もし見込まれるというようにお考えになると、これは将来のことですからどうでもよいようなものでございましょうが、五年先、十年先に農地保有の合理化が少しも進まずして、反対に農村に工業が入ったほうが合理化が進むというようにお考えなさると思ふ。そういうふうに進まなかつたような場合にはどういうふうになるのか。そういうことを前提として実施計画がつけられ、それらに対していろいろ補助金とか融資とかができるか。そういう点についてひとつ見解を聞かせてほしいと思ふ。

○中野政府委員 まだこれから計画を立ててやうていくわけでございますから、われわれといたしましては、従来のように単なる工業の誘致ということでありまして、それに結び合はせまして、就業改善、構造改善をやつていく。それから具体的な計画を立てるわけでございます。その中の一つといたしまして、やはり規模を大きくしていく。農家に土地が集まって、農業から離れていく農家の土地をできればその工場用地のほうに向けていくというふうなことも含めまして、いわゆる農地の保有の合理化ということをいろいろ考へておるわけでございます。そういうことのために構造改善事業等もあわせて事業をやれますならば、やりたいと思へておるわけでございますが、ただ、いまお尋ねのようにそれが失敗したらどうなるのかというようにございまして、その点につきまして、その場合に町村が責任をとるか、あるいは国が責任をとるか、そういうふうな問題にはならないのではないかというふうに思ふ。

○合沢委員 局長どうお考えになりますか、従来の例から見て、農村に工業が入った場合には、かえってここに書いてあるような農地保有の合理化は進んでいない、むしろ反対の傾向にある。また市街地等工業の近くの近郊農村においては、農地の保有は、零細なものを持って、なかなか離さなという傾向があるわけなんです。このことはお認めになるかと思ふのですが、同じようなこととが、これから農村に工業を導入するところとてくると思ふのです。それにもかかわらずどういうふうな方法をすれば一体農地保有の合理化が進められるのか。たとえ構造改善が進んでも、構造改善が進めばこの農地保有の合理化ができるかと思ふのは、私は大きな間違いだと思ふ。そういう点で具体的に農地保有の合理化が進められるという論拠が何かありますか。

○中野政府委員 非常にむづかしいお尋ねでございます。また現実の問題としての御指摘、そういう場合が非常に多いわけでございます。今回われわれがこういふふうに考えましたのは、先ほど申し上げましたが、単に工場が入つてきてそのためにいろいろな変化をその村に及ぼしておることも確かでありまして、今回はそういう工場が入りましたのを契機にしまして、ただいま御指摘のような非常にむづかしい問題も含んでおると思ふますけれども、工場導入を契機にしましていろいろな農業構造改善事業もあわせてやれば、いままでよりはるかに、農地保有の合理化を含めまして、農業構造改善がやれるのではないかと思ふておるわけでありまして。

そこで、若干具体的な話になるわけでございますが、その一つといたしまして、今度土地改良法の改正がもし成立いたしますれば、異種目換地制度あるいは創設換地制度等を活用いたしますと、ただいまよりは一そういふ農地保有の合理化の事業が進むのではないかとお考えに考へております。計画の中にはできるだけそういうことが織り込まれていくようにいたしたいと思ふております。

○合沢委員 まあその程度のことではきわめて困難だということに考えられますが、私はこの法律そのものに反対しているのではない。そのことについて大臣が言うような、ほんとに専業農家ができていって、農地保有の合理化も進む、そして農業が工業に劣らぬようにいふか、工業に迫つて均衡ある発展をしていくかというところが非常に心配でありますので、特にその点を強調し、今後注意願いたいと思ふわけでございます。

次に、公害防止についてでございますが、これは昨日来随所でもこの点の指摘があつておるわけでございます。特に農村地域というものは、たいてい川の上流にあって、そこから公害でも流す下流に及んでくるというようにございまして、ます過密都市の公害を全国にまき散らすということになって、農地、特にまた農村地帯が食糧を生産する地帯であるという面から見ても、水の問題、空気の問題、もちろん騒音等も含めて、公害の問題はたいへんな問題だというように考へるわけでございます。そういう点では、公害に關係のないというか、公害の少ない企業を好んで導入するというようなことのようにございまして、特にそういう点については厳密な選別をしていただく点については昨日の御答弁で十分注意するということのようでございますが、さらに注意を要請しながら、次の質問に移りたいと思ふ。

次は、一番工業の導入を望んでおるのは過疎地帯ではないかと思ふのです。過疎地帯は早く工業が来てほしい。ところが一方、そういう地帯は、企業側にしてみれば採算の面から見てなかなか入りづらいというか、一番最後になるといふようになります。そういう地帯で、市町村長等が無理をして、財政的な無理も起こる、さらにはまた、企業の選別の面においても無理な企業選別が行なわれるのじゃないかというように考へられるわけなんです。受け入れる側として最も来てほしい、早く来てぜひひとつ過疎を食いとめたいというような地帯があと回しになる、あと回

しにやらぬとするならば、おかしな企業が入ってくる、さらにまた、地方の財政を圧迫するというような問題が起る可能性がある、このように、特に過疎地域におけるところの企業の導入という問題については、よほど特別な対策がないと——農村側としてみればびり入ってほしい地帯には入らずして、それでもないところに入らんと入ってくるという可能性、そういう点についてはよほど注意を要するので、特別な対策が必要じゃないかと思うのですが、この点についての見解を聞かしてもらいたい。

○中野政府委員 先般、過疎地域振興法が成立いたしました、これはすでに自治省が中心になりまして各省が協力してやっておるわけでございまして、最近の国勢調査の結果、約一千くらいが過疎町村だということになりました。その中で大部分は今の農振地域に含まれておりますので、もちろんこの工場導入の対象になるわけでございしますが、この条文にもございしますように、過疎地域におきましては農村工業導入の具体的な計画を立てて、それがあわせて議会の議決を経れば、町村の場合は過疎振興計画にもなるということまでこの法律に書いてございします。われわれもいたしましては、ただいま実際の問題としてなかなか企業がどんどん過疎地域に行くというような実情ではあるいはないのかもしれないけれども、できるだけそういう点にも配慮をいたしまして、この工業導入計画を立てる方向で運用したいと思っております。

○合沢委員 何か質問に対する答弁になっていないような感じがしたのですが、私は、過疎地域が最もこの法案の成立を望み、一日も早く企業の導入を待っていると思うのです。ところが、そういった過疎地域は企業の側からすると採算に合わない、遠くなる。交通なりまた通信なり、すべてが整備されていないということ、最後になんじやないか。そうすると、そういった過疎地域の町村長は無理をして企業を誘致しようとする。企業の選別等も、もっとしっかりした企業に来てほ

しいといっても、なかなかそういう企業は来なくて、劣悪な企業を誘致するというようなことにもなる、また、その間地方の財政——そうでなくとも苦しい過疎地域の地方財政を圧迫するというようなことにもなってくると思うのです。そういう点で、過疎地域等に対する農村工業の導入については特別な対策なり特別な施策が必要ではないかというのを申し上げておるわけなんです。この地域が今度の対象地域になっておること、はわかっておるわけなんです、そういう点で特別な施策なり対策というものの用意があるかどうか、どのように考えておるかということをお聞きしておるわけなんです。

○中野政府委員 この法案に関する限りは、過疎地域の市町村とそれ以外の農村地域市町村とは税制あるいは金融の面におきまして措置は同様でございます。先ほどもちょっと触れました過疎地域振興法では別途財政的な援助もあるわけでございまして、自治省当局とも相談をいたしまして、また、先ほどもちょっと触れましたこの計画を一本にしたのも、過疎地域に何となくもっているようにしようじやないかということ、自治省とも相談いたしておるわけでございまして、われわれもその点に配慮をして運用したいと考えております。

○合沢委員 ぜひひとつそのようなかで、過疎地域なりまた積雪寒冷地帯については格別な配慮を願いたいというように考えるわけでございします。それから税のことでございますが、税の優遇措置でございますが、この所得税の軽減等は農用地について所得税の優遇措置があるようですが、工場用地は農用地だけでないと思うんで、たとえば林地とかその他のものはどうなるのか。また工場用地以外の敷地もあるのかと思うのです。こういったものはどうなるのか。この法ではそういったものが含まれていないように読んだんですが、七条には「工業導入地区内の農用地等を実施計画で定める工場用地の用に供するため」となっております。だから工場用地以外は対象になら

ないということ、それから農用地等とあるのですが、林地なり雑種地なり、そういったようなものは含まれていないように思う。当然こういったものはひとりで工場用地だけでなくて、やはり容易にするために必要があるんじゃないか、この点についての見解を聞きたいと思います。

○中野政府委員 御指摘のように、今回の法律では「農用地等」ということになっておりまして、この「農用地等」は農振地域の法律を引っぱってあるわけでございします。農地と、それからもう一つは採草放牧地までは入るわけでございします。したがって、この二つを売りまして農家に譲渡所得税が軽減になるわけでございします。したがって、純粋の林地を売りましては、これは譲渡所得税の軽減の対象にはなりません。それから売る工場用地でございしますが、たとえばその工場に伴います工員住宅とか、そういうような付帯施設についてもよろしいというふうな取り扱いになるわけでございします。

○合沢委員 法律の内容はそうなっておりますが、やはり農用地だけでなくて、工場用地に限らず、関係用地について、農用地、放牧地だけでなく、もっとそういった対象に含めておくのがいいんじゃないか。というのは、農用地もあるし、隣に山林もあるとか雑種地もあるという場合があるのかと思うのです。そういう場合に一方のものは所得税の軽減になり、一方はならない。そういう不公平が起るんじゃないかと思うのです。これはここで急にこの内容を変えるということも困難かと思うのですが、将来の検討事項としてぜひひとつ検討願いたいというように考えるわけですか。

それから、労働省来ておられますか。——ちょっとお聞きしたいのですが、農村工業の導入によって農村における労働事情というものがずいぶん変わってこようかと思うのです。特に職安の関係とかそれから職業訓練の関係、そういったようなものが今後強化されると思うのです。その際、農村については何とていってもやはり農家の方々はほと

んど農協の組合員でございしますし、そういった職安あるいは職業訓練等について、その地方の農業協同組合との関係をつけていくということが最も効果をあげるのではないかとこのように考えるわけなんです。先ほど別川委員からもこれに触れた御意見が出ておりましたが、私も全く同感なんです。この点について今後どのように考えておられるか、御意見をお聞かせ願いたい。

○中原政府委員 いまの先生の御指摘の点は、私も同様に思っています、非常に配慮している問題でございまして、職安の従来の形だけでは農村関係の離職者の問題は十分でございします。昨年以來、農村人材銀行というものを、たとえば農業会議所でありまして、農協等々に御協力いただきまして百人以上設置いたしました。また、農業者の転職相談員というような人を今年度はさらに増員して七百名置きまして、こういう相談員の方にも、そういう農業に御経験の深い方を委嘱いたしました。それから職業訓練にいたしましても、普通の職業訓練でございまして、かなり長期にわたって本格的にやるといってございまして、農業者の離職者の場合にも、そういうふうな、多少時間がかかっても本格的にやりたいという方には、もちろんそのような道も開いておりますが、あるいは非常に忙いので、短期間のうちに覚えたいというような人のためには、農業者の場合には特に機動的な簡易な職業訓練でありますとか、さらには事業所に委託しまして、一定期間そこで仕事をしながら訓練をしていく。訓練を終わったらそのままその事業所で雇っていただくというふうなこともやっておりますが、今後とも御指摘のような点を参考にいたしまして、さらに一そうそういう点につきまして充実してまいりたいと思っております。

○合沢委員 最後に御要望申し上げておきたいと思うのですが、この法案の作成というか、過程においても、農林省だけでなくして、通産省あるいは労働省等、たくさん関係各省があつてずいぶん苦労されてきた法案だろうと思うのです。苦

労されてきた法案でございますが、これが今後成立して運用する場合に、また各省のなわ張り根性が出てきて、せっかくの法律が目的を達せないというふうなことは困ると思うのです。特に私が最初から心配し、また大臣も若干御心配のようでございますが、そのことによって農業と工業が均衡ある発展ということではなくて、農業がそのことによって発展を阻害されるというふうなことのなような法律の運用をお願いして、私の質問をこれで終わります。

○三ツ林委員長代理 長谷部七郎君。

○長谷部委員 私この農村地域工業導入促進法案につきまして、若干の御質問をいたしたいと思っております。いままでの質疑を通じて大かたの問題点につきましては出尽くしたという感じがいたしますけれども、特に観点を交えて二、三お尋ねをいたしたいと思っております。

その第一点は、先般来の質疑の中にも明らかにしておりましたように、この法律が成立をいたしました運用に入つた場合に、今後五年間でおおよそ百万人の農村の余剰労働力を吸収するのだ、こういう御説明があつたわけであります。そこで、私をの百万人と言われる労働力の確保がはたして可能なかどうかという問題でございます。特にいま統計などを調べてみますと、農村の就業人口は約一千万だ、こう言われておるわけでありまして、この中で六十歳以上の就業者は約二百七十六万八千人、約二百八十万でございます。さらに女子の場合は、五十歳以上というところほとんど完全な労働力はございません。その五十歳以上の女子就業者は約百二十四万、こういうふうな数字になっておるわけであります。したがって、一人前の労働力を持つ農村就業人口といふのはおおよそ六百万程度と見込まれるのではなからうかと思つておるわけであります。その中から季節の出かせぎという形で約百万をこえる出かせぎが出ておる。また別の角度から申し上げて、現在の農家構成を見ますと、専業農家が約八十三万戸、第一種兼業が約百八十八万戸、第二種が二百七十万戸となつてお

ります。われわれの見るところ、この第二種兼業といふのはおおよそ飯米程度の農家でございまして、大部分は生業を持っておると見ていいのではなからうかと思つておる。したがって、工場が新たに導入されたからといって、この第二種兼業から労働力として吸収可能なものはあまり期待できない。したがって、今後労働力として期待できるのは、専業の八十三万戸と第一種兼業の百八十八万戸を合わせた二百六十万戸の中から確保しなければならぬということに相なるわけでございます。そういう場合に、そういう面から見ますと、この五年間に百万戸の労働力確保という問題はきつて困難な問題を含んでおるのではないかと、かように実は考えるわけでございますが、まずひとつこの点から見解を承りたいと思つておるわけであります。

○両角政府委員 五年間で百万人という見込みを立てておられますが、この見込みの基礎をいたしましては、ただいま御指摘のような専業あるいは兼業農家の離農をされる方々が、導入される工業に雇用される場合に約四十万ぐらいの数字になるのではないかと、これが一つでございます。

もう一つは、現在の農家におかれて労働力として新規に参加をされる方々が、かかる工業に就職されるのが約二十万くらいあるのではなからうか。残りの四十万はこういう農家からの流入ではなくして、それ以外の地域、あるいはそれ以外の産業あるいは職業からの流入ということになるかと、思つておる。

○長谷部委員 ただいまのお話によりまして、農業者から離農するものが四十万人、これから新しく労働力を持てるものが二十万人、これでまいると、六十万、あとは農業以外から吸収する、こういう御答弁でございます。

そこで農林省にお尋ねしたいのですが、よく農地の流動化を促進して自立経営農家を育成するんだ、こういうことを強調されております。だとするならば、私は向こう五年後なりあるいは十年後の長期構造政策の見通しというものをやはりこの際明らかにすべきであらうと思つておる。たとえ

ば十年後のわが国の未来像が、自立経営農家はどれくらいになる、そして現在の農家のうち工業労働者として離れていく者はどれくらいなんだ。さらに一歩進んで、日本の食糧の自給率はかくかくしかじかで、これに対する生産計画、こういった一連の通産ベースでは約六十万の労働力を農村から吸収する、こういう御答弁が出ておる以上は、少なくともわが国総合農政の未来像といふものがあわせてここに出されなければ、私は調和のある発展ということにはならぬのではなからうか、かように考えますが、この点ひとつ承つておきたい。

○中野政府委員 ただいまの今後の見通しでございますが、われわれといたしましては、しばらく前に農産物の長期需給見通しの作業をやりまして御発表申し上げた際の労働力の見通しをいたしましては、昭和五十年に約六百万人、当時は九百万人ではなかつたので、それだけが他産業に出ていくのではないかと、この想定をしておるわけでございます。また社会経済発展計画におきまして五十年度の見通しにおきまして、第一次産業はたしか六百七十万というところになっておるわけで、農業からそういうふうな他産業へ従事していく人が、先ほど申し上げました数字では三百万近くあるというふうなことでございます。これが全部工業にいくということではもちろんございせんけれども、そういう見通しを一方持つておるわけでございます。

それからまた、今後の自立経営の目標といたしましては先般こういう目標を立てるというところで、現在の物価にいたしまして約二百萬円の収入があげられるのはこういう形態、水田の場合はこの程度、それから酪農、果樹それぞれについて類型等もお示しをして、農林省といたしましてはできるだけそういう経営をつくらせたいといふ努力をする一方、先ほど御指摘もありましたように兼業農家が非常に多いわけでございますので、その兼業農家もやはり専門的な農家を中核にいたしまして、その周辺に集約的な生産組織その他のい

ろいろ協業的な形態を考えまして、できるだけそちらの農業生産のほうにも寄与していただく。と同時に、農村にありまして他産業と匹敵した所得ということになりますれば、兼業の安定ということをはかる必要があるわけでございます。その一助としまして、なかなか入りにくい農村のほうに工業を持っていきたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○長谷部委員 今後、農村から三百万人の就業人口が新たに流出をするんだ、この点はわかりませんが、いまお話をあつた自立経営農家は、昭和五十二年の目標では何戸になるのですか。

○中野政府委員 経営類型をいろいろお示しして、われわれとしましてはできるだけたくさんつくりたいというところでございますが、自立経営農家だけで日本の農業の大部分のシェアを占めるといふのは、なかなか困難ではないかというふうに思います。現在は、一割前後が自立経営農家の水準にあるというところを言われておるわけでございます。その耕地面積なり生産量、販売量からいたしまして、約三割程度になつておるわけでございます。それを少しでも伸ばしていきたいと思つておるわけでございます。

○長谷部委員 要するに自立経営農家と、それを中核とした協業組織によつて、農業所得で暮らせる農家といふものはどれくらい見込んでおるんですか。農業所得だけで暮らせる農家といふものは、将来どの程度日本農業の中に残していくか、こういう御計画なんですか。

○中野政府委員 まだ農林省の作業として、昭和五十年あるいは五十二年に何万戸に自立経営農家を持っていきたいというところまで作業をいたしてないわけでございますので、いまここで何万戸程度になるというところは申し上げかねるわけでございます。

○長谷部委員 私はやはりこれからのわが国農業のあるべき姿、未来像といふものは、総合農政をうたう以上は、当然展望を明らかにすべきではなからうかと思つておる。そういう中でこれだけの余

剩労働力というものは他産業に配置をして、農業を営むよりもより安定したより豊かな生活を保障するといふ点を明らかにしない限り、私はこの再配置計画というものは成功しないんじゃないか、かように実は考えるわけですが、この点もう一回お尋ねしておきます。

○中野政府委員 先ほど申し上げましたように、五十二年には、主として農業に従事する者は六百万人というふうに推定しておるわけでございます。それに対して、専門的な農家でその中で自立経営農家を一体何戸にしたいかということになりますといふいろいろな見通しをつくらなければなりませんので、いろいろな作業を内々はやったことはあるわけでございますが、まだ何万戸に自立経営農家になるというところまで作業は進んでないわけでございます。

○長谷部委員 いま六百万人を残す、こう言われますね。現在の就業人口が一千万人ですよ。四十五年現在で一千二十七万人、その中で六十歳以上の者が男女約二百七十六万八千人、これを差し引きますと七百四十八万四千八、さらに女子の場合には、農村婦人は五十歳を過ぎると完全なる労働力を保持してあるといふことは言い得ません。したがって現在ですとこの五十歳以上の女子就業者が百二十四万四千八人おるんです。これを差し引いただけで現在ですと六百二十万、男女合せて六百二十万の就業人口しか見られないんです。それなのに、昭和五十二年に六百万の就業人口にするなどといふことは、これはあくまでも紙の上の数字であって、私は農村の実態といふものをつかんだ上の議論じゃないと思うんです。こういう中で、はたして六十万という就業人口を工業へ吸収するといふことがはたして可能なかどうか、私はきわめて疑問なわけなんです。もう現在六百万しかおらぬのです。五十二年にならなくとも、ほんとにまともな一人前の労働力を持つ農業就業者というものは、六百万人しかおらぬのです。

○中野政府委員 ただいまお話しになりましたのは、一九七〇年のセンサス、これは農業就業人口

といまして、自家農業をやっている人と、それから自家農業と兼業双方をやっている人の合計でございます。年齢別に御指摘になりましたのは、私もそのとおりだと思います。しかも現在の農業就業人口の中身を見ますと、四十歳以上で大体六七割でございます。中高年齢層三十五歳以上だということになりますと、これは八割を占める。それに対して、他産業ではその中高年齢層が少いといふことになっておるわけでありまして、御指摘のように農業就業人口の中の基幹的な労働力がだんだん減ってきており、女性化も進んでおるといふことでございますが、やはり相当程度の生産を維持していく上におきましては、基幹となる就業人口が幾らかということには、先ほど申し上げました六百万ではなくて、もう少し少ないのではないかといふふうに私は考えますけれども、このまま放置いたしますれば、あるいはほとんど減っていくといふこともあり得ますので、農林省といましては新規学卒を農村に残ってもらう後継者対策、そういうものを含めまして、われわれとしては基幹的な労働力、そして自立経営農家、それに類するような農家の労働力といふものは残していく必要があるといふことであるという努力をしなければならぬといふふうに考えております。

○長谷部委員 農業といふものはあくまでも荒廃させてはなりません。日本の農業といふものを守るといふ観点から総合農政を展開していく以上は、おおよそ五年後なり十年後の農村のあるべき姿といふものについてはこれはもっと細部にわたって展望を明らかにすべきではなからうか、私はかように考えております。通産省のほうでは、農村から新規の労働力も含めて六十万を吸収する、こういうのはきつりした目標も持っておるのです。これに対応する農村としては、自立経営農家はかくかくしかじかで、それを中心とする兼業農家の協業化によってこれこれの就業人口は確保するのだ。そうした場合にどれくらいの余剰労働力が見込まれるかというようにお尋ねいたします。

いかなければならないのではなからうか、私はかように考えておるわけでありまして、これはひとつ御注文申し上げておきたいと思ひます。

次にお尋ねをいたしたいのは、ただいまも合沢議員から御指摘があったようでありまして、この法案につきましてはその成立を一番強く望んでおるの、出かせぎ多発地帯あるいは過疎地帯、さらにいまだ大きな工場の立地が見られなかった積雪寒冷地帯、こういうところであらうと思ひます。しかし反面、企業側の立場から考えますと、こういった積雪寒冷地帯や過疎地帯ではなかなか採算ベースに合わぬといふことで、いまでもそうであったし、これからも工場の進出とせいかく法律はつくられたけれどもその実効が実がつかないのではなからうかという懸念が実はあるわけでありまして、先ほど合沢議員に対しては、十分心得てこの法律の運用の面で配慮していくのだという御答弁があったわけでありまして、これでは私はきわめて抽象的だと思ひます。あくまでも農村地域、過疎地域、積雪地域に工場を導入するためにはやはりそれなりの積極的な政府の施策が相伴わなければならないと思ひます。

また企業側に対する規制といふものも当然必要となってくるのではないかと、かように考えておるわけでありまして、ただ単なる、いままでのようなおさなりのやり方をもってしては、せっかく法律をつくってもその実効があらぬのではないかと懸念がありますので、この際、遠隔地域である過疎あるいは出かせぎ多発地帯あるいは積雪寒冷地帯に対してどういう形で企業を入れていくかといふことについて通産省のお考えをひとつ承ておきたい、こう思ひわけでありまして。

○両角政府委員 ただいま御指摘をいただきました、過疎地域あるいは出かせぎ地帯に対して工業の導入が特に必要であるという点は、私も全くと同感でございます。当省が調べております工場の立地動向調査といふものを検討いたしますと、いわゆる過疎地域あるいは出かせぎ多発地帯の多

い東北地方、北陸地方、山陰地方の推移を申し上げますと、東北地方におきましては、工場の新規の進出が漸次ふえております。また北陸地方におきましては、それが相当著しい増加を示しております。しかしながら山陰地方は、むしろ漸減の傾向が見られるといったような、地区によりましてはや異なる動きを示しておる次第でございます。したがって、われわれといたしましては、この農村工業導入の基本方針、基本計画、実施計画の各段階におきまして、かかる過疎地域に対する企業の導入を積極的に誘導するように今後とも心がけたいと思ひますが、特に山陰地域には最も力を入れて、実施計画の面でも、当省の行政指導の面におきまして、あるいはいはゆる導入センターの活動の面におきまして、優先的に企業導入をはかるように実上の努力を払ってまいりたい、かように考えております。

○長谷部委員 太平洋ベルト地帯から遠隔の地域になりますと、原材料及びできた製品の輸送にいたしましては、コスト高になることは当然であります。また積雪地域におきましては、半年という期間の中にありますので、交通を確保するにかなりの費用がかさむわけでありまして、また夏場は従業員も通勤可能でありますけれども、冬の間は寮生活をやらなければならぬといふような問題も出てくるわけでありまして、したがって、東北、北陸、山陰の過疎地域に工業を入れるといふことになると、全体的な優遇措置、全国的なベースにおける優遇措置以上に何らかの特別な優遇措置を国家の段階で考えていただく必要はないか、かように実は心配をしておるわけでありまして。そういうようなわけで、農林省も通産省も、一番強くこの法律の成立を望んでおる方々の期待にこたえるために何らかの特別措置を今後考へる用意がないかどうか、ひとつ承ておきたい、こう思ひわけでありまして。

○中野政府委員 先ほど御指摘がありました東北、北陸あるいは山陰というところは相当広い町

村が広がっておりますし、また、その町村は過疎地域の指定がありますか、あるいは低開発地域の指定があるの多いと思います。低開発地域あるいは過疎地域になりますと、その法律からの援助もあるわけでございます、われわれとしましては、この法案の中で差別といいたし、そういふ特別の優遇措置を講じられるかどうか、まだ検討はしていませんけれども、今後の問題として研究させていただきます。

○長谷部委員 私秋田でございますが、内陸工業団地の造成などということで、この法案が上程になる前から、実は県としても積極的に取り組んでおるわけです。そのために国の起債あるいは県の自己資金等も投入いたしましたし、工場団地の造成も、一カ所はもう完成をいたしましたし、引き続いて、もっと大規模な団地造成を県自体として考えて着手しておるわけでありまして、せっかく造成はいたしましたものの、工場の立地がなかなかかかどつておらないというわけで、先行取得、先行投資をして団地造成をやってはおりますけれども、思うように企業の進出が行なわれてないというが実態でございます。したがって、そういうやさきにこういう法案が通過をしますと、かなり期待されるものがあると思っております。

○中野政府委員 その点はまさに仰せのとおりでございます。先ほどから申し上げております数字は一応の試算でございますが、この法律が成立いたしますれば、関係各省と相談して国の基本方針を立てるわけでございます。その際にはそういう点を頭に置きまして国の基本方針を立て、そして県の基本計画、それから末端の実施計画に反映させるようにしたいと考へます。

○長谷部委員 そうしますと、各県で用地の取得あるいは造成、そういう費用につきましては全額国が手当てをしてやる、こういうぐあいに受け取つてよろしいでしょうか。

○中野政府委員 先ほど申し上げました六兆というの、用地費なりあるいは設備投資費、運転資金等でございますが、これの大部分は都市銀行、

地方銀行その他の民間資金でございます。ただ、現在制度的にいろいろ準備をしておりますのは、今回の生産調整との関連におきまして、政府とい

たしましては地方債を発行させるあるいは貸し付けをするというところで、一千億につきましては利子補給をいたします。これは全部工業用地にはあ

るいはならないかわかりませんが、その一千億は四千ヘクタールぐらゐ考へておるわけでござい

ますが、その相当部分につきましては系統融資をつぎ込みまして、その利子補給を国で考へるということもあるわけでございます。その他、あるいは通産省から御答弁いただいたほうがいいかとも思いますが、東北開発公庫なりあるいは開銀なりの企業に対する融資につきましては、それは土地の取得費等も含むのではないかと考へて

ございまして、若干の程度はもろの機関が融資をいたしますけれども、相当部分は民間に期待をするというところなうかと思ひます。

○長谷部委員 この場合、各県、各市町村が先行取得をして、造成をして各企業に分譲するまでの間というものは、要するに自治体これを立てかえ、一時借り入れをして事業を推進しなければならぬことになっておるわけでありまして、御案内のとおり、各市町村あるいは県財政とも余裕があまりありませんし、一年、二年と眠らせておる金というものはそんなに余裕がないと思ひます。

資金量については国から御配慮願ひ、こういうことにはしなれば進んでいかないのでないかとも考へますが、この点はいかがでしようか。

○両角政府委員 団地造成のための先行取得としましては、私どもの推計では大体年度ベースで年間全国で六百億ぐらゐの資金が必要かと思つております。それに対して、地方債のワクといたしまして、将来は少なくとも三百億程度、半分程度は地方債をもつてカバーできるようにいたしたい。さらにその残りは農林中金あるいは農協系統資金というものの導入、あるいは進出すべき企業からの協力的な資金の調達、あるいは地方

の金融機関からの資金の調達というふうなものをあわせて資金対策を講じてまいりたい、かように考へております。

○三ツ林委員長代理 時間が経過しておりますので、結論をお願いいたします。

○長谷部委員 わかりました。それからいまだ一点は、今度の拠点開発方式によりまして、二十ヘクタール、かなりの大工場が進出を予定されておられるようであります。そこで考へさせられることは、われわれの地方ではいま工場誘致もかなり力を入れております。一町村一工場などというスローガンのもとに進めておりますけれども、今日まで進出をされた企業を見ますと、大部分が従業員三十人未満のいわゆる零細企業でございます。ほとんど女子労働力を相手にしてやっております。しかも最近の傾向といたしまして、経営不振になりましてどんどん倒産をして、いつの間にか姿をくらましておる、こういう経営者の中にはございます。したがって、こういう残された従業員としては、いろいろ賃金の問題もありまして、将来の問題について大きな打撃を受けておるというケースが非常に多くなつております。ですから、今回の法案は、こういった誘致された既存の地場産業の救済というものは一体どのようにするのか、これは私は、やはりいままです誘致された企業等につきましても、農村地域への工業導入でありますから、当然これから対象にして救済をしていただくという必要があるのではないかと考へておりますが、これが一点。

第二点は、今度のこの法律は農林省、労働省、通産省の三省共管になっておりまして、県や市町村がそれぞれ導入の実施計画を立てました場合に、事務的に非常に複雑になるといふおそれがございます。一カ所に行けばいいところを、農林省へも行かなければならぬ、通産省へも行かなければならぬ、あるいは労働省へも行かなければならぬということになってはたいへんでありますので、三省共管ではありますけれども、その責任の窓口は一体どこにされるのか、この際承つておき

ます。私承つておきたいことは、年間三千ヘクタールというこの造成は、工場の用地だけなのか、それとも関連施設といふか、道路とか緑地帯あるいはレクリエーション施設とか住宅、そういう関連施設をも含めた面積になつておるのか、この点を承つておきたいと思ひます。

○中野政府委員 先ほどから農林省あるいは通産省からも申し上げております数字はわれわれの一応の推定でございますが、その際は、過去の工場団地の大きさその他からいろいろ推定をいたしまして三千ヘクタールと決めたいわけでございます。いま仰せのような関連します道路とか、そういうような面積は入っておりません。

○長谷部委員 拠点開発方式でいくと二十ヘクタールということになりますと、それだけに関連施設というものが当然伴つてくると思ひます。ですから、そういうものも、事業主体である県の開発公社が、あるいはその県によって違ふかもしれませんが、いろいろ先行取得をしなればならぬということになるわけですね。したがって、そういう資金等も当然合わせた形で手当てをしていただかないといけないのではないかと、こう思つておるわけなんです、この点いかがでし

うか。

○中野政府委員 その点はまさに仰せのとおりでございます。先ほどから申し上げております数字は一応の試算でございますが、この法律が成立いたしますれば、関係各省と相談して国の基本方針を立てるわけでございます。その際にはそういう点を頭に置きまして国の基本方針を立て、そして県の基本計画、それから末端の実施計画に反映させるようにしたいと考へます。

○長谷部委員 そうしますと、各県で用地の取得あるいは造成、そういう費用につきましては全額国が手当てをしてやる、こういうぐあいに受け取つてよろしいでしょうか。

○中野政府委員 先ほど申し上げました六兆というの、用地費なりあるいは設備投資費、運転資金等でございますが、これの大部分は都市銀行、

たいというのが第二点。

第三点は、今度工業導入促進のためのセンターができていますが、これはいろいろ企業側の動向なりあるいは情報なりそういうものをキャッチして、適切に各県や市町村に情報を提供していただくという意味では非常にけっこうなことだと思えますが、昨日も議論があったように、お話を承りますと、わずかに要員としては二十人そこそこだ、こういうお話もございましたので、これは全く情報網を持たない各市町村や県としては大きくその役割を期待をしているのでありますから、ひとつ今後充実強化をして、各府県自治体の期待にこたえ得るようなものにしていただきたいということ、この三点をお尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。

○両角政府委員 地場産業の点でございますが、御指摘のように農村地区に工業導入をはかりますにあたりまして、単に新しい企業、新しい工場の進出を促進するというだけではなくして、その土地の伝統あるいは自然条件等を生かして育てております地場産業自体の振興をもあわせてはかってまいりたいということが最も肝要な点でございます。私どもとしましては進出企業と地場産業とが共存共栄できるような形での振興計画、実施計画というものを樹立をしていくべきものと考えております。さらに、これら進出企業あるいは地場産業に属する企業が安定的な経営が行ない得るよう、中小企業施策全般をかける中小企業に対して適用することによりまして、農村地区への工業導入の目的を達するといふふうにつとめてまいりたいと思えます。

○中野政府委員 第二番目のお尋ねの共管との関連の問題でございますが、今回の法律は全くこの三省共管で仲よくやろうということで発足していただいまま来ておるわけでございます。その精神を失わないで運用いたしたいと考えておりますが、特に御指摘の事務の問題でございます。確かに御指摘のようにばらばらに書類を出すというふうなことがあっては困りますので、この点につき

ましては三省よく相談をいたしまして、実施までの間にはそういう末端のほうで戸惑うということがないようにいたしたいと考えております。

第三点のセンターの問題でございますが、昨日申し上げましたように、発足当初は二十人で非常に少ないという御指摘でございます。これにつきましては、情報の収集、提供ということで末端との関係が非常にございますので、われわれといたしましてはその拡充を今後はおこなうべき、まずことしはその第一歩だといふふうにお考えいただきたいと思うわけでございます。

○三ツ林委員長代理 鶴岡洋君。

○鶴岡委員 私は、農村地域工業導入促進法案について若干の質問をしたいと思えます。いままでたくさん質問がありましてので重複する点もあると思えますので、それを承らせていただいで答弁をお願いしたいと思います。

最初に、農村地域へ工業を導入誘致する、こういう問題は、現在経済成長が非常に著しく発展しているわけですが、それに伴って起きてくるいわゆる農村の過疎対策、それから出かせぎ対策、農業構造改善対策、さらに昨年、ことしと米の生産調整が引き続き行なわれておるわけですが、これによるいわゆる農家収入の減少対策、こういう考え方があつたのではないかと、こういうふうに思われます。もちろんこれを問題にしての工業導入であるといふことは否定しませんが、これは、これらの問題だけでは解決策といふことではなくて、これに関連して、拡大していれば日本全体の地域開発、国土開発、また産業発展、さらに日本の将来の農業がどうあるべきかという問題になってくると思えます。したがって、政府が、本法案の進捗まで、各省にまたがっての法案でありま

すから、調整するのにはたいへん苦勞された、こういうことも聞いております。また、その経緯についても複雑な点がたいへんあつたように伺っております。そこでお聞きしたいのは、この法案ができた段階では、三省のいわゆる共管ということになって

おるわけですが、ここで各省の立法の精神、これを各省から農林サイド、通産サイド、労働省サイドでお聞かせ願いたい。

○倉石国務大臣 本案の農政上の目的は、総合農政の一環として、農業従事者に対して地元における雇用機会を提供することによりまして離農を援助促進したり、それからまた中高年齢層を多数かかえまして農業就業構造の改善をはかることを一つの考え方としております。また、農家の安定的な所得の確保を期待いたします。それから、工業の導入と相まって農業生産基盤の整備、農業経営の近代化のために施設の整備等の事業を実施いたしまして、農業構造の改善をはかってまいりたい、こういうことも考えておるわけであります。

それから工業立地政策の観点からは、最近における大都市及びその周辺地域における過密等の弊害による生産効率の低下などの事態に対処いたしまして、内陸型工業の立地を円滑にするための対策として重要な位置を占めるものであると考えております。

それからまた雇用政策上の目的といたしましては、農業従事者の希望と能力に合った離農を援助、促進いたしまして、労働力の有効利用をはかって雇用構造の高度化に資することに努力をいたしたい。いままでいろいろな方の御質問に對しまして政府側から申し上げておりますが、概括して私どもはこのように考えておるわけであります。

○鶴岡委員 きょうも連合審査等で話がありましたが、この立法の精神からいくと非常にメリットがあつて理想的である、このように思われますけれども、その反面デメリットも多いのではないかと。

それで最初に、第一条ですが、本法の目的の中に、「農業と工業との均衡ある発展を図る」とありますけれども、あの有名な鹿島の臨海工業地帯、あれも農業と工業がいわゆる農工商全と銘打って企業誘致をしておるわけですが、ここで土地改良がされ、いわゆる整然と区画

された農業団地で近代農業を営むという構想であつたわけですが、あの茨城県知事も用地買収のときの説明会で、もしかりに工業を誘致することによって農業が滅びるならば、それは開発の根本理念を失ふことだとも言つたと私聞いております。もちろん今回の法案ができて農村に工場が導入されるわけですが、規模は違ふとは思いますが、それと、現実はどうか。一部の農業団地帯を見ていくと、現実はどうか。一部の農業団地帯ではすでに農業は滅び、土地を売る農家、企業へ大量の若年労働力が吸収され、そこに盛り場等ができてくる。これはいわゆる人間の弱さといふばこれでおしまひですけれども。

そこで、農業と工業のいわゆる均衡ある発展、こういう姿というのはどういふ姿なのか。この点についてどうなつてはならないか。いかがでしょう。

○中野政府委員 ただいま鹿島の例をあげてお話があつたわけでございます。鹿島につきましては私もいろいろ話は伺つておりました。せっかく茨城県の知事さんを中心いろいろおやりになつた点について、いろいろ問題も出ていふという話も伺つております。

ただ、今回の農村地域の工業導入ということを考えましたのは、あつた大きな臨海工業地帯と農業との関係よりも、むしろもっと純農村の中へ、規模としてはもっと小さいわけでございまして、そういうものを導入しますのを契機にいたしまして、そこへ中高年齢層あるいはそれ以外の女子労働も若干は入つてこようかと思ひますが、そういうものが雇われることによって農業としての就業の構造が改善される。あわせて、残つた農業については農業改善事業をこれに結びつけてやろうといふことを考えておるわけでございまして、ただいま御指摘のような、鹿島にいろいろ問題があると思へば、われわれはその点を勉強いたしました上で、農業と工業とが両立するといふよりな考えで今度の基本的な考え方を持つていきたいと考えておるわけでございます。

よりましては、さらにこの全国的な基準を上回るよりきびしい基準を課することが必要な場合もあり得るかと思いますが、そのような場合は、この基本計画、実施計画におきましてもそのような基準を受けとめまして、企業に対して要請を加えていく、こういうふうな運用をいたしたいと考えます。

○鶴岡委員　そうすると、あの十四法案にあるのを基準にして県条例等でそれに上乗せした条例をつくる、こういうことも考えられるわけですけれども、その場合に各省にまたがっているわけですよ。大気もあるし、河川の汚染もあるし、悪臭もあるでしょうし、いろいろあるわけです。その場

合には各省を通じてそれぞれに立法に上乘せする
ような県条例をつくれ、こういうふうに指示する
のか、それともまとめて——主務大臣が三名です
から、まとめてそれを指示していくのか、この点
どうなんでしょうか。

○両角政府委員 全国基準に上乘せをいたします
るのは各都道府県知事の独自の判断の問題でござ
いまして、この点につきましては、中央から特別
指示をいたすというようなことは考えておりませ
ん。

○鶴岡委員 農林省の見解として、農村を公事と
オール兼業化から守る歯どめとして、農業の構造
改善に役立つ工場だけ選別して、また税金の面な
どで優遇する法案だ、こういうふうにいってある
わけですけれども、本法を見てみるとわかるよう

に、肝心の工業の選別についてのきめ手がないように思われるわけですが、実際の運用の面でオール兼業化を防ぎ切れないおそれがあるのではないかと、こういうように考えるわけです。たとえば工業化のおくれている先ほどの過疎地帯の出かせぎ地帯、そういう市町村の中には、いわゆる人口の流出を防ぐだけの工場があればいい、こういう考え方のところもなきにしもあらずなんです。人口が流出しなければいいだろう、だからどんな工場でもと、そういうところがあると聞いております。そうしてみると、オール兼業化を防ぐ歯どめ

が働かない場合が出てくるのではないか、この点
どうなんでしょう。

○中野政府委員 御心配の点は私もよくわかるわ
けでございますが、先般農林省で調査をいたしま
したその一つの結果でございますが、今後一体工
場導入を農村における指導者としてどう考えるか
という調査をやったわけでございます。その結
論として、六割の村長さんは、農業振興と両立す
る限り工場導入をしたい。積極的の何かが何でも入
りたい、それがそういう意味であつたかどうかよ
くわかりませんが、そういう積極的に入れたいと
言われた方が二十数％でございまして、われわ
れはその点にも非常に期待を持っておりますので、
今回、従来のように単なる工場誘致でなく、
先ほどから申し上げておりますようなことを実施
計画の中に十分織り込みまして、オール兼業化た
けに走らない計画に持っていきたいと考えており
ます。

○鶴岡委員 次に第四条の第三項のとおりであ
りすけれども、ここに、基本計画は、基本方針に即
するともに、国土総合開発計画、三圏整備計
画、それから北海道総合開発計画云々とたくさん
ありますけれども、それに加えて本法案ができる
わけです。

〔三ツ林委員長代理退席、委員長着席〕

ここで言っていることは、これら法律の規定によ
る「地域振興に関する計画及び道路、鉄道等の施
設に関する国の計画並びに都市計画との調和」を
保たねばならぬと、こういうふうになつてゐるわ
けです。それよりも何よりも、この幾つかのす
でにできている法律が現在まで計画どおりに進行し
ていけばこれは問題はないわけですが、この
地域指定が単なる計画区域の指定だけに終わ
ってしまったところも非常に多々あります。また
そのようなところは地域指定だけで今回の法案の
対象外となつてゐる、こうなるわけです。かえ
って本法案ができることによってその部分に弊害
が起きるのではないか、こういう心配がなきに
しもあらずですけれども、この点はどうでしょう。

○中野政府委員 国土総合開発計画をはじめ
いろいろ計画があるわけでございまして。そのそれ
ぞれの計画と農村地域の工業導入計画とをどうい
うふうに関連させるかという問題でございまして、
ここにあります計画の多くは、国土総合開発計画
にいたしましては国全体としてのいわば大きな進
め方でございまして、それ以下の地域的な計画に
いたしましては、どちらかといいますと工業的な
都市をつくつていくというふうな意味の、新産
都市工業整備特別地域あるいは首都圏は三圏
のよりも大きな都市をつくつていくかというこ
とでございまして、抽象的に申し上げますと、
そういう計画からはずれたような農村について今
度のようなことをはかりたいということござい
ますが、やはりそれぞれの計画との間の接点があ
ると思ひます。たとえば昨日からも御議論があり
ましたように、新産都市の計画がありながら進ん
でいないところはどうかというふうな問題
等ございまして。それにつきましては、昨日申し上
げましたように、新産都市の中でも都市計画が
立っていないような部分については農村工業導入
計画で対処したいというところも考えてござい
まして、われわれといたしましてはそれぞれの計画
が先行しておりますので、それとの調整をとりな
がら今度の計画を進めていきたいと思います。

○鶴岡委員 話はわかりましたけれども、私の言
てゐるのは、要するにあとからあとから法律がで
きて、現在ここに六つか七つあるわけです。そう
いうふうな網をかけてそのまゝにしないで、あと
からできるやつはできるだけ大規模なものも
あれば今度のよう部分部分的にやるのもあればい
ろいろあるわけです。ですから、そういうものが
できてきたならばこの法律の趣旨に従つて、いま最
後に局長がおっしゃつたように、足りない部分は
どんどん促進していく、こういう姿勢でやつてい
かなければ、幾ら何回も何回も網をかけてもその
中に残つてくるものがある、これでは困る、こう
いうことを言つてゐるわけです。その点を留意し
て、今度の法案については残つておるところを促

進するように、この法案で促進することももち
ろんですけれども、すでにできている法案で促進す
るうちに、これは通産省、農林省、労働省すべて
関連のある法案ですから進めていたきたい、こ
ういふことを言つてゐるわけです。

次に四十六年度の予算において、本法の実施に
つき四十二県百五十町村で実施するための必要
予算が計上されてゐるわけですが、この四
十二県というのはいくらもすてに内々きめてあるの
かどうか、この点どうでしょう。

○中野政府委員 まだ百五十町村をどの地域に
やるかというところはきめておりません。これから
この法案が通りましたあと具体的に作業をいたし
て、先ほど御議論のありましたように、できるだ
けほんとうの意味の農村に持っていきたいとい
うことを考えておるわけでございまして。

○鶴岡委員 きめてないようではすけれども、す
でにこの法案ができるといふことはみな承知して
おるわけです。どういふ経過でどのような基準で、
もちろん法律、政令、これに照してその場所は
設定されると思ひますけれども、現在までそうい
う話がある、まあ陳情等があるというふうな点
はまとめられておると思ひますけれども、どのくら
い申し込みが現段階においてあるか、この点説明
できたらお願いしたいと思います。

○中野政府委員 実施計画を立てます場合に、県
でお立てになる場合と市町村で立てる場合とござ
います。が、われわれといたしましては国の基本方
針を立てた上で、それから具体的に県知事さん
の基本計画によりまして、いろいろな考え方がき
まつてこようかと思ひます。まずやはりそういう
ものの方を先行させました上で、付帯的に選
定すべきではないかと考えますので、まだどうい
う希望があるかといふことを正式に農林省なり通
産省からは出しておりませんので、いろいろ若干
の話は何つておることもあるようでございますけ
れども、ただいま申し上げましたように正式には
まだ希望をとつておりません。

○鶴岡委員 そこで第五条の工業導入実施計画の
点でございすけれども、都道府県の定める実施
計画と市町村の定める実施計画、この関係につ
いてすけれども、たとえば一つの町へ工業を導入
する場合市町村としては町の北部のほう、それか
ら県の意向としては町の南部方面という食い違
いが出た場合には、どっちを先行され奨励してい
たらいいの、この点はどうでしょう。

○中野政府委員 いまのお尋ねはこの席で、県の
ほうを優先するとかあるいは市町村のほうを優先
するとかいふことはなかなかきめかねると思ひま
す。やはり市町村が計画を立てます場合は知事に
協議するといふことになつておりますので、知事
と市町村との間で十分御協議をいただき、またそ
の間必要があれば中央のほうからもアドバ
イスをするといふことで対処したいと思ひま
す。

○鶴岡委員 実施計画についてですが、その内容
には上下水道、住宅等のいわゆる生活環境、この
整備に関する事項が除外されてゐるよう思われ
るのですが、この内容についてどうしてこの事項
が除外されたのか、この点はどうなんでしょう
か。

○中野政府委員 この実施計画におきまして、必
ず計画の中で立てていただくことが一から九まで
書いてあるわけでございますが、お尋ねのよう
なそれに関連いたします生活環境等の整備につ
きまして、ある村の工業導入地区につきまして、ある
いはある県の工業導入計画につきまして、その
ういふことが必要であります場合は、この
「その他必要な事項」といふところで法文として
は読みまして、関連的にそういうことを計画を立
てていただいても差しつかえないと考えておりま
す。

○鶴岡委員 それではあと二、三点ですけれども、
先ほど話したように労働力の問題ですが、
現在の農村の労働力を見ても若年労働力は非
常に少なくなつてゐるわけです。残つてゐるの
はいわゆる高齢層、婦人労働力といふことにな

ているわけです。ここで、この法案の適用によつて工場が農村に進出することになるわけですから、いづゆる高年齢層、婦人の労働力だけの吸収ならともかくとして、それに加えて将来農業を背負つた立つたわゆる数少ない貴重品、貴重品というところではいかぬが、貴重な若年労働力、このところまで吸収されていくのではないかと、こういう心配があるわけがあります。そうすると、いづゆる成長農産物の生産がこれによつて妨げられる。後継者などというのは現在も非常に少ないわけですから、そういう点、懸念されるわけですから、この点についてはどういふふうに考えておられるか。

○中野政府委員 御心配の点は、農林省としても常々それを心配してゐるわけでありまして、現状を申し上げますと、新卒五十数万の中で、農業としてとどまつてゐる者がたしか三万七千だったと思ひます。これで足りるか足りないかといういろいろな議論があるかと思ひますが、農林省といたしましては、相当数の後継者が残りますようなために、直接的にやはり後継者対策をいろいろ充実にしまして、できるだけ農村にあつて残つていくようにいたしたい、そういうふうに考えておるわけでございます。

○鶴岡委員 農林省は、先般、四十五年七月、全国四十三都道府県の五百九十一市町村のいづゆる三百十三万人を対象として実施した「農業者転職対策推進調査」、この結果を発表をしたようだけれども、それによると、いづゆる他産業への転職希望者が全体の一三%ですか、百五万人、こういう数字が出てゐるわけです。これら転職希望者は地域的にかなりの差があり、いづゆる東北、北陸など、地元で就職する機会の少ない地域には多く、また三十五歳以上の中高年齢に集中してゐるということですから、これらの数字、百五万人といふと、きのうからいろいろ話が出てゐるいづゆる五年間に百万人という数字に大体合致してゐるわけです。この百万人のいづゆる転職

希望者を考えてゐるといわれますけれども、この前の質問で、いづゆる若年労働力、これが吸収されては困るといふ、こういう話を私しましたけれども、この百万人の就業者の年齢について、大体何歳ぐらいかはどの程度、また何歳から何歳ぐらいまではどの程度、そういう割合、それは考えられないのかどうか。高年齢ばかりでも困るし、また、いま言ったように若年労働力ばかり吸収されても困る、こういうことで、一応の目安として百万人の割合ですか、これは考えられるかどうか。

○中野政府委員 御指摘の百五万人といふのは、実はわれわれが今度三百十三万人の調査をいたしましたものを全国に延ばしたらちやうど百万人になつたわけでありまして、正確に申し上げますと、農業従事者の中で一四%程度が他産業へ、いゝところがあれば就職を希望したいと言つたわけでありまして、そのときに、年齢別の調査をとつておるわけでありまして、その他産業へ希望すると言つた数は約二十四万人でございます。その中で、男子は三十四歳以下が三万三千、三十五歳から五十四歳までが六万五千、五十五歳以上が一万八千ということになっております。それから女子は合計しまして十二万一千、他産業へ就業を希望したわけでありまして、三十四歳以下が三万六千、三十五歳から五十四歳までが七万三千といふことで、年齢層が三十五歳から五十四歳までが最も多いわけでありまして、やはり三十五歳から五十四歳までが絶対数としては多いようでございます。

○鶴岡委員 その調査の数字を私は聞いてゐるのではなくて、調査の数字が百万と出た。それで、農林省のほうの考え方として、五年間の計画を進めていくと、大体百万になる。大体同じ数字が出てゐるわけですから、その百万を今度の工場進出に就職させる。片寄つて高年齢層ばかり就職させてもしかたがないし、若年労働力を吸収してもしようがない。そうすると、このいづゆる五年間の計画のその百万を、割合を考へてゐるのかど

うか、これを言つてゐるわけです。その調査に出た数字そのまゝを考へて充當するの、かしないのか、そういうことじゃないのです。

○中野政府委員 ただいま申し上げましたような現実の希望といふのは参考にするべきだと思ひますが、現在では、若年労働者をそれでは百万のうち何人ぐらい、それから中高年齢層を何人ぐらいといふところまで考へておりました。今後具体的な方針を立てます際に検討したいと思ひます。

○鶴岡委員 時間が来ましたので終わります。

○草野委員長 二見伸明君。

○二見委員 関連して、通産省にまゝとめて二、三点お尋ねしますので、お答えをお願いしたいと思います。

この法案の、農村地域に工場を導入するといふことの背景に、通産省サイドから考えると、現在たとへば東京であるとか大阪であるとか工場の過密地帯があるわけですね。そこでは工場を地方に分散すべきだといふ有力な議論もありますし、通産省としてはそういう立場からこの法案にはかなり積極的な感じがすると思ひます。その場合、通産省として、企業局としては、そうした工場の地方分散あるいは事業所を地方に持つていくといふことについてどの程度の見通しを立ててゐるのか、それが一点。

それに関連して、今度農村地域に工場を導入する場合に、公害がないといふ大ざっぱな考え方ではなくて、具体的にどういふ業種を農村地域に導入したほうが望ましいと通産省としては考へてゐるのか、その点をお尋ねしたい。

もう一点は、先ほど御質問がありましたけれども、地場産業の育成の問題ですけれども、官澤通産大臣も地場産業がふれないようにするといふ本会議での答弁もあります。具体的にどういふ措置をとられるのか。新規に入つてきた企業に対しては、今度の法案でもって数々の優遇措置がとられてゐるけれども、それに見合うだけの地場産業に対する育成策といふのは、具体的にどういふふうにとつていくのか。それからたとえば地場産

業が工場を拡張しよう、事業を拡大しようとした場合に、この現在審議されてゐるこの法案でもって特別の処置がとれるのかどうか。たとえば第九条では、減価償却の特例として、「又は増設した者がある場合には」といふようなことばもありませんので、地場産業が事業の拡大をした場合にもこの法案の適用を受けるのかどうか、その点について通産省としての御意見を伺いたいと思ひます。

○両角政府委員 お答え申し上げます。

工場の地方分散といふことは、御指摘がございましたように、過密対策、公害対策といった面から必要でございますし、同時に地域格差の是正あるいは全国的な地方開発というものの効果も期待をしておる次第でございます。通産省としても、これを政策的に推進をいたしてゐるわけでありまして、これがどの程度実際に今後行なわれていくかといふ的確な見通しはなかなか困難でございますが、少なくとも農村地域への工業導入の法律が成立をいたしまして、そして各府県であるいは市町村で計画が立てられる場合には、これに乗りましてこの地方分散が軌道に乗つてまいるといふことは期待されると思つております。

次に、どういふ業種がこのような農村地域への導入の適格業種であるかといふお尋ねでございますが、私どもとしては公害を発生しない業種あるいは成長性の高い業種、こういったものを選ぶべきであらうかと思つております。具体的に、たとえば機械関係の業種あるいは電気機械関係の業種あるいは繊維の加工関係の業種あるいは食品加工等の業種、こういったものが一応考えられるかと思つております。

最後に、地場産業との関係でございますが、再三申し上げておきますように、この農村地域への工業導入にあたりましては、地場産業との共存共栄のたゞで計画を立て、実施に移していくべきである。したがひまして、地場産業を特に育成をいたすといふような特別な方策は別といたしましても、少なくとも実施計画、基本計画の中

○角屋委員　農村地域工業導入促進法案につきま
して、重点的な問題を若干御質問申し上げたいと
思います。

本法案は新法でありまして、昨日来連合審査も含めて精力的な質疑が展開されてまいりました。本来ならば各項目について十分論議したいということでありますけれども、法律案の処理の関係で三十分ということでございますので、質問も簡潔にやりますし、答弁もポイントを踏まえて御答弁を願いたい、こういうふうに考えております。

本法案については、党内においても十分論議をしてまいりました。幾つかの修正点あるいは法案に対する注文等についても真剣な議論をしてまいりました。大局的な判断に基づいて本法案については大筋として賛成をするという立場をきめておるわけであります。ここでまず農林大臣にお伺いをしたのであります。農村地域工業導入促進法案、これはいままで農林省サイドでもあるいは通産省サイドでもそれぞれ持つておる審議会あるいは農林関係の諸団体においてもこの問題の議論が行なわれてまいりまして、それを踏まえて本法案の提案になった経緯がございます。そこで大臣にお伺いしたいのは、本法律案の農政上あるいはまた産業立地政策上あるいは雇用政策上の位置づけをどう考えておるかという点について、大臣からまずお答えを願いたいと思います。

○倉石國務大臣 本法の農政上の立場から申し上げますならば、総合農政の一環として、私どもは

農業従事者に対して地元における雇用機会を提供いたしますことよつて離農を援助促進し、そうして中年層を多数かかえました農業就業構造の改善をはかると同時に、農家所得の安定を確保することに資したい。同時にまた、工業の導入と相まつて農業生産基盤の整備、農業経営の近代化のための施設の整備等の事業を実施いたしました。農業構造の改善を同時にはかつてまいりたい、こういうわけであります。

また工業立地政策上の観点からは、最近における大都市、それからその周辺地域における過密の弊害による生産効率の低下等の事態に対処いたしまして、内陸型工業の立地を円滑にするための施策として重要な地位を占めるものであると考えております。

また、雇用政策上の目的といたしましては、農業従事者の希望と能力に従った離農を援助促進いたしまして、労働力の有効利用をはかり、雇用構造高度化に資することができるところであろう、こういうようなことを目標にして立案をいたしましたわけがあります。

○角屋委員 本法の第二条の農村地域の問題に關連をしてありますけれども、第二条第一項第一号、第二号、第三号、これの該当市町村というもののについて、これは局長から御答弁を願いたいと思います。

○中野政府委員 第二条の第一号につきましては三千百三十二町村でございます。それから二号の振興山村につきましては大部分、ただいまの三千百三十二の農業振興地域とダブっております。それからはずれておりますものは十四でございます。それから過疎地域振興法に基づきます過疎地域といまして、やはりいま申し上げました二つからはずれたものが十七でございます。合計いたしまして三千百六十三ということになります。

○角屋委員 結局第二条第二号の点は、振興山村を含む市町村数として全体では九百十二、これは農業振興地域との関連において結局該当する町村が十四、第三号の關係は全体の過疎地城市町村数が

として、一千四十九、一、二以外ということで第三号に該当する市町村の数としては十七、こういうことに相なるわけですが、そこで、第一号の農業振興地域の整備に関する法律に基づいて昭和四十四年以来本年度の予定も含めてすでに指定を終わった、それからこれから指定のプラン、こういう問題について御答弁を願いたいと思います。大体、農業振興地域及びその予定地域の地域数は三千百一十一というふうにいわれておるわけでありますが、すでに指定をされたものあるいは本年度の指定をするもの、それから今後の指定プラン。

○中野政府委員　御指摘のように、われわれ農業振興地域の子定地域といたしましては三千百一十でございます。その中で振興地域を四十四年に指定をいたしましたのが三百九十六、それから四十

五年は六百、合わせまして九百九十六でございますが、四十六年度、ただいま作業を進めております地域は約八百でございます。したがってましてあと四十六年を含めますと三年ないし場合によっては四年かかるということでございます。

○角屋委員　そこで第二条の關係は、今日までの

議論の中では与野党を通じて、要するに新産都市の關係あるいは工業整備特別地域整備促進法に基づく工業整備特別地域の關係、こういう問題で各県、各地域からの要請もあつて、これが政令の関連で問題になつてゐるわけであります。これはいままでの議論の中でも答弁があつたわけでございますが、最終的に確認をいたしておきたいと思ひます。そこで新産都市を考へてみますと、該當の

地区は十五であります。それから工業整備特別地域は該当の地区は六であります。そこで新産都市の關係市町村数は全体として二百七十一、そこで都市計画の市町村数で線引きの行なわれておるものが百十九、無線引きが六十五、都市計画のない市町村数が八十七、工業整備特別地域の關係においては關係市町村数が九十五、都市計画の線引きの行なわれているものが六十三、無線引きが十四、都市計画のない市町村数が十八というふうに承知しておるわけですが、政令をきめます場合に、い

ままでの答弁でも明らかなように、この新産都市においても工業整備特別地域においても、都市計画のない市町村については本法が適用される対象になる、こう理解をしていいわけですね。

○中野政府委員 御指摘のとおりでございます。

○角屋委員 都市計画市町村数の中で線引きの行なわれておるものは本法の対象外になる。問題は無線引きの問題の取り扱いを政令をきめます場合にどうするかという問題が、まあこれから政令をきめるわけですけれども、考え方として無線引きの問題については本法の対象内へ入れるというお考えでこれから進められると思うのですが、その点を明確にひとつ答弁を願いたい。

○中野政府委員　昨日申し上げましたように、立案の段階では企画庁が所管庁でございますので、いろいろ御相談申し上げました結果、先ほど申し上げましたように、都市計画のない市町村だけを農村地域とするということにいたしましたわけでございます。昨日からいろいろ御議論がございますので、政令をつくる段階におきましていまだ一度企画庁ともよく御相談をいたしたいと考えております。

○角屋委員 その点は都市計画のない市町村については問題はなく、本法の対象の問題とする都市計画の市町村の中の無線引きの問題がやはり非常に地域からも問題として強く要請されておる点だと私ども判断をしておるわけですが、与野党を通じての審議の姿勢というものを十分判断をして善処願いたいと思います。

そこで今回の農村地域工業導入促進法のいわばおもなる対象の舞台というのは農業振興地域である。これがいいか悪いかという問題は本法、農業振興地域の整備に関する法律を制定する当時は、これは農業生産の相当部分の生産確保の農林省としては領土宣言、いわばこれを拠点として農業生産の維持増大をはかっていくという思想で、農地法の適用等についてもこれにきびしい制限を加えるという形を考えておったわけでありますが、そういうところへ新しい時代の変遷というも

のが起つて、農村地域の工業の導入をこの振興の地域にもやつていこう、これがいわば相当なウエイトを持つ地帯になつてくる。これは議論の存するところでありませうけれども、そういう場合に、前の西村農林大臣が農振振興地域において日本の農業生産の生産シェアとして七割以上を確保したいといふことを言われた。ここへ今度は工業が導入されてくるという場合に、生産シェアの確保問題といふことと関連をして、どういふふうにか今後農業振興地域の生産の向上のために対処するか、こういう点についてのお考えを承つておきたいと思ひます。

○中野政府委員 農業振興地域制度を現在いろいろ進めておるわけでございますが、もうすでに農用地区域の設定を終わつてるところがございます。農用地区域の設定をいたしましたところにつきましては、その農地はやはり農業生産のために使ふべきだといふ原則は今の工業導入との関係におきましては必要はないし、また変えたくないわけでございます。ただ計画をつくりましてから何年かたつてまいりますと、それぞれの地域の情勢がかわつてまいりまして、かつて農用地区域にしたところにつきましても、その後新しく道路が入つたとか何とかいふことでこの辺は工業用地でいいじゃないかといふ場合があり得ます。その場合はわれわれといたしましては、農振地域の法律のほうで計画変更した上で農用地区域から除外をいたしまして、この農村工業導入に対処したい。農業生産の場であり農用地区域はあくまでもそのまゝ存置をするという考え方でやりたいと考えております。

○角屋委員 問題は、国が定める基本方針、県が定める基本計画であるいは、市町村が定める実施計画、いわば基本方針から基本計画、実施計画、上から下へおつてくる形をとるわけであります。従来の県あるいは市町村地域に工業を導入する場合は、やはり地域住民の理解と協力という形ではなしに日本の経済の高度成長の波の中で地方自治体は工業導入、工業導入ということに専念する、

そういう形が無計画な工業導入あるいは公害列島の今日のような状態を惹起した経緯であらうと思ひます。工業導入をする場合のたゞまゝとして、方針を国がきめ、県が基本計画をきめ、あるいは、市町村が実施計画をきめるといふたてまえをとつておるわけでございませう、いかにしてこの問題に地域住民の理解と協力を得るか、あるいは基本方針、基本計画、実施計画を含めていふゆる関係諸団体なり関係の筋の意見をいかにして積極的に吸い上げていくかということが、この問題を円滑にするために非常に重要な要素だと思ひます。国の基本方針の場合も、私どもはその一つの方法として農政審議会の意見を聞くといふことを配慮すべきであるといふふうに考えましたし、また基本計画、実施計画については、これは予算的には裏づけをしておりますけれども法文上明記してなかつた審議会についてもこれははっきり確立すべきであるといふ考えをとつておりました。果あるいは市町村に審議会をつくるにいたしまして、審議会オールマイティであるといふことではなしに、工業導入に伴う関係者の意見をいかにして聞くか、今日は住民パワーといわれる時代でありまして、円滑に推進をするためにはそういう点についての十分の配慮がなければならぬ。この点について今後の法の運営上どう考えていかれるのか明らかにしてもらいたいと思ひます。

○中野政府委員 工業導入にあたりまして、またそれに伴います農業構造改善をやるにあたりまして、民意を反映させる必要があることはまさに御指摘のとおりでございます。われわれといたしましては、まずに予算措置を講じておりまして、中央におきましては、昨日御批判もあつたわけでございませうが、離農円滑化協議会等、これは各方面の方々が入つておりますので、それぞれの意見を十分に拝聴をいたします。と同時に、県の段階におきましては、県に協議会あるいは審議会を置くといふ前提で予算措置を講じております。それからまた町村段階におきまして、町村に協議会を置

かせるということでは、予算的に措置を講じておりますと同時に、具体的な工場導入にあたりましてはいろいろ入つてくる企業の調査等もやる必要もあらうと思ひます。また部落の意見を聞かなければならぬといふことから、部落座談会までやるというための予算措置を講じておるわけでございまして、御指摘のように十分民意を反映させるよう運営をいたしたいと考えております。

○角屋委員 第三條の「農村地域工業導入基本方針」の中には、工業導入の場合の一番重要な社会問題であります公害といふ項目について第三條第二項の各号の中には明記してなく、その他農村地域への工業の導入に関する重要事項」の中で片づけようとする。これは法文のあらわし方上、基本的には私は問題だと思ひます。

第四條の「農村地域工業導入基本計画」の中では、第四條第二項の第八号のところで「農村地域への工業の導入に伴う公害の防止に関する事項」といふことで、これは明記されておるわけでありまして、「農村地域工業導入実施計画」の第五條関係でも、この点については第五條第二項第九号のところで「工業の導入に伴う公害の防止に関する事項」といふことで明記されておるわけでありまして、私は基本方針のところになぜ公害の防止に関する事項といふのを掲げなかつたのかといふ問題が一つあります。またこの基本方針、基本計画、実施計画を通じて、各セクションで公害防止に関する事項といふものは具体的にどのよう内容で下までおつてくるのか。それから導入企業と県及び市町村との間に、やはり重要な企業を来る場合においては、公害防止協定といふものを結ばれるように積極的に指導を行なうのか。それから公害防止施設等を設けるというふうな必要のある企業が当然予想されるかと思ひます。それから、これも、その場合には公害防止事業団とのタイアップといふような面をどう今後考えていくのか、これらの点について明らかにしてもらいたいと思ひます。

○両角政府委員 基本方針におきまして公害防止に関する事項といふことを特掲をいたさなかつた次第でございますが、これは全国にわたります総合的な方針を示すわけでございまして、公害問題はむしろ業種が具体化し、あるいは地域が具体化した場合に、それぞれの具体的な内容に即して考えてまいることが妥当ではなからうか、こういう見地から、基本方針の中に抽象的な公害の防止に関するいわば取りきめといふものを掲げることとはあまり具体的な効果が無いのではないかと、こゝういふ判断をいたしました次第でございますが、しかし、問題の緊要性にかんがみまして、必要に応じましてはその他の事項といふところでこれに關する大綱を抽象的に示すことは考慮されると思つております。

それから次に、公害防止に関する事項といふことはどういふ内容のものであるかといふお尋ねでございますが、これは私は具体的に各府県あるいは市町村のそれぞれの業種もしくは地区の実情に応じて定められるべきものであると思ひますけれども、当面予想されますのは、大気汚染あるいは水質汚濁に關する国の定める全国基準といふものを少なくとも完全に達成するやうなやういふ工場の計画でなければならぬといふたやうなことを要請をいたすべきかと思つております。また府県の事情によりましては、それよりきびしい要請を加へることも考えられると思ひます。

次に、公害防止協定についてのお尋ねにつきましては、私どもは本来基本計画あるいは実施計画におきましては公害の定め方は、やはり法令に準拠した一般的な基準といふものを要請することが妥当ではないかと考えますが、しかし、個々の企業の計画の内容のいかんによりましては、当該地方公共団体と企業との間で公害防止協定を結ぶことも当然考えられると思つております。

さらに、公害防止施設につきましては、事業団の活用といふことは、共同の公害処理施設等につきまして事業団の資金を運用してまいるといふことは当然考えておる次第でございます。

のですが、農村地域に工業が導入される場合に、今後の見通しとして、新規に工場が農村地域に来る、あるいは既存の工場が移転をして農村地域に入ってくる、特に既存の工場が入ってくる場合でも、いわゆる第八条との関係で、「農村地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して工業導入地区内において製造の事業の用に供する事業用資産を取得した場合には」ということで、「事業用資産の買換えの場合の課税の特例」というのが御承知のようにございますが、要するに、農村地域以外の地域にある企業が農村地域の工業導入の計画に基づいて入ってくる、種々さまざまの場合があると思うのですが、全体の見通しとしては、いわゆる新規に工業が入る、あるいは既設のものが農村地域から移動して入ってくる、あるいは農村地域以外から農村地域へ本法に基づいて入ってくる、全体的な見通しとしては大体どういふような状態になると判断をしておられるのか。

同時に、私は第八条の關係で、農村地域以外の地域にある事業用資産の譲渡として、工業導入地域において製造の事業の用に供する事業用資産を取得した場合の恩典という問題については、いわゆる農村地帯の既設の工場でも、騒音その他いろんな關係で、農村の、いわゆる集落の中心部のあるものが新しい団地に移動したい、あるいは他の市町村にある既設の工場が計画された当該市町村の地域に入りたいという場合においては、この第八条の關係は、農村地域以外の地域にあるものについてだけ恩典が与えられるということで、いわば農村計画、あるいは積極的に快適な環境を整備するという趣旨等から考えても妥当なのかどうかという問題は、本法で直ちにここぞというのには、大蔵委員会その他の租税特別措置法等すでに通つた法律との關係で、ちょっと同一国会ではどうかと思つて控えたわけですけれども、こういう問題も考えなければ、農村地域にはやはり工業が導入され、適正に配置をされる、しかも農村地域においていわゆる快適な条件が整備されるということになり得ないんじゃないか、その点は一体ど

う考えておるのか、あわせてお答え願つておきたいと思ひます。

○両角政府委員　農村地域への企業の進出あるいは工場の建設が、新規のものかあるいは分散進出といった形態のものかという点につきましては、的確な見通しは実はわれわれもたいへん困難であらうかと思つておりますが、おそらく大部分は新規の立地ということになるのではないかと思つております。したがひまして、事業用資産の買いかへを特例というものは、その新規以外の一部の立地の場合に適用され得る可能性がある、かように存してあります。

ただ、御指摘がありましたように、当該農村地帯の中で移動するような場合にも、このような税制上の特例を認めてよいではないかという御意見は、私どもは御趣旨はよく理解するのでございますが、元来この資産買いかえの特例の税制上の目的は、いわば特定の地区への企業の導入、誘致ということにございますので、その地区内での移動というものにつきましては、この税制上の措置は適用されないというたてまえに従来相なっております。たとえば新産、工特といった法律でも、その地区内での移動については資産買いかえの特例がないということになっておりますので、今回もその前例に即してその取りきめをいたした次第でございます。

○角屋委員　ただいまの点は、同一市町村内でなく、同一市町村内ならもちろん含まれるわけですが、同一市町村からの計画のある、いわゆる農村地域の工業導入として入ってくるという場合も含めて考えておるわけですが、まあこの問題は農村地域に工業を導入する場合の具体的な計画の推進の立場からいえば、農村地域以外の地域からの事業用資産の買いかえの恩典だけではなしに、やはりそういう問題も今後の問題として真剣に考えることが実態に即するであろうというふうに考えておるわけであります。

やはり農業構造改善に資していくというためには、同僚議員からいろいろな質問がありましたように、誘致された工場で専念できるという、そういう賃金なり雇用なく労働条件なりが整備されるということが、農業構造改善の立場からも望ましいと思うわけですが、かねてわれわれが言っております最低賃金の問題、あるいはまた工場を誘致する当該県あるいは市町村が誘致される企業との間で、いわゆる地場労働力をどこまで雇用してもらいたいとかいろいろな意味におけるところの雇用協定といえますか、そういう問題も含めてどういうふうに指導上は今後考えていかれるのか、その点明らかにしてもいいと思いますし、同時にやはり中高年を含む農民諸君が新しい工場に入っていく場合には、労働省でも真剣に考えておりますように、職業訓練その他の諸手当て等を整備してまいらなければならぬ。その場合に現場に近いところで、しかも新しい工場に行つて十分働ける技術訓練というものを身につけていかなければならぬ。それらの問題については今後どういうふうに指導していかれるのか、あわせて簡潔にお答えを願つておきたいと思ひます。

者の賃金状況等も見ておりますが、これもまあまあではございますが、まだもう少し十分この労働条件等につきましても改善していく必要がある。それからあわせてまして、先生から御質問がありまして職業訓練等の問題、こういう点につきましても、そういう地域の実情に即しまして、理屈はいけれども、実際通勤の問題その他期間の問題等で効果があがらないということでは何にもなりませんので、そういう点希望者の実態等、希望に応じまして、われわれもそういう需要に応じた体制がとれるように、きめのこまかい施策を詳細に行なっていくきたいというふうに存じておるわけであります。

○角屋委員 時間の関係もありますので、最後一点にいたしたいと思えます。

同僚の美濃委員からも言われておりましたが、第十三条で、農林中央金庫からの資金の貸し付けということを新しくやられるわけですが、本来農林中央金庫は系統金融という性格からして、農林漁業者あるいはまた農林漁業の関連産業というものに對してやはり融資を行なっていくというのが本則であります。まあ、総合農政の一環

○中原政府委員　ただいま先生から御質問がありました、農業転職者が進出企業等に就労していく場合の労働条件、労働環境等の問題でございますが、これは非常に大事な問題でございます。先ほどからいろいろお話ございましたが、一番大事なことは、導入される工場なり企業の性格というものがそういう地域の農業者の実態にふさわしいということとは、企業としても安定性がある、それから危険が少なくて安全が確保される、それから工場内の衛生状態がよいというようなことが、非常に大事であらうかと思っておりますので、そういう点をまず導入するにあたりまして十分考慮していく。しかしながら導入されたあとにおきましても、こういう労働環境の面とあわせて、先ほども御質問ありました最低賃金その他労働条件、賃金の面につきましても十分指導いたしまして――私どものほうの調査もいろいろございます、農業転職

という意味を前提にして、いわば、必ずしも農林漁業の関連産業といえない新規の企業に対しても貸し付けをやるうという道を開かれるわけですが、今後、農林中央金庫法の一部改正とも関連して、いわばこれが突破口になって、本来の本則というものはずれて無原則状態になっていくということについては、私どもは必ずしも賛成できないという立場をとらざるを得ないわけですが、この問題と今後の農林中央金庫の資金貸し付けの原則ということについては、大臣はどうお考えでございますか。

○倉石国務大臣 いま御審議願っております法律のねらいが農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進して当該地域の農業就業構造の改善を通じて農業構造の改善をはかってまいろう、こういうものであります。したがって、このような趣旨のもとに導入される企業等に対して、農林中

金を含めて金融を考へてもらうということが必要ではないかというので、先ほども美濃さんに御説明申し上げましたように、これは四十八年にはこの農林中央金庫法を改正するかしらないか、とにかく期限が来るわけでありまして、根本的にそういう法律を動かさなければならぬわけでありまして、その間に於いて、私どもは農協系統の資金が有効に活用されるということはその導入の円滑化に資するためには極めて有意義なことであると考へておるわけでありまして、したがって、農林中央金庫は申すまでもなく系統金融機関の中央機関として相当量の資金を有しておることは御存じのとおりであります。そこで、その資金の貸し付けは、所屬団体に対する貸し付けのほか、余剰金の運用として農林水産業に関する事業を営む法人、いわゆる関連産業に対する貸し付けをすることができるとなっております。したがって、本法で申します余剰金の範囲内でそういうふうなことをすることがよいではないかということで、本法で、農林中央金庫に関する法律をその部分だけ修正したい、こういう考えを持つたわけでありまして、

○角屋委員 大臣の答弁、私の質問の今後の考え方という問題に対して、必ずしも明確でありませんが……

○倉石国務大臣 今後の方針につきましては、実は先ほど申し上げましたように四十八年が農林中央金庫の期限でありますので、もはや目前に迫っておりますので、私どもといたしましては諸般のその後の推移を勘案いたしまして、いま本法、農林中央金庫の法律をどのように持つていくべきであるかという点を鋭意検討中でございますので、その後の創設以来の状況の推移にかんがみて判断をしてまいりたい、こう思っております。

○角屋委員 また本法は国会で成立するといふ形になります、農林省は、本来農政の立場に立つてこの問題を受けとめるということが当然のことであるので、今後の本法の運営にあつて農政上誤りのないように対処してもらいたいということを強く希望いたしました、質問を終わります。(拍手)

○草野委員長 津川武一君。

○津川委員 まず、私たちの立場から申し上げてみます。

日本の大資本が、アメリカに從属して、わが国の資源、労働力、国土を、自民党政府を代理者としてわがもの顔に使用し、對外援助を拡大し、軍需産業を強化し、日本を公費列島にしてあります。独占資本は、またこのように工業に片寄つた政策をとりアメリカの言うままに農産物の輸入を増加させ、米の作付制限を押しつけ、食糧制度を改悪し、農地をつぶし、農民経営と日本の農業をゆゆしい状態に追い込んでおります。ために、多数の農民は出かせぎを余儀なくされております。こうした状態に対して、私たちは、自民党政府が進めている新全国総合開発計画や高度経済成長政策をやめさせて、産業発展の計画を民主的につくり、大企業もこれに従ひ、京都がやっておりますように地方産業や中小企業や農漁業などにもつとつと資金と資材と技術などの援助を与えていこうと思っております。

産業についていへば、地域の経済、労働力、資源、文化的歴史の伝統など多面的に開発する民主的総合的国土計画を進め、過疎地域にも平和的な公害のない産業の新しい基地、新しい都市をつくり、それによつて過密を解消しようとしていきます。

農業についても、外国農産物の輸入を抑え、主要な農産物の価格を保障し、土地盤整備や機械化などを援助し、肥料や農機具などの価格を引き下げるなどして民主的な自主的な総合農政を打ち立てようとしております。

それに対して今回政府が提案してきた本法案は、公害で都市から追い立てられ、労働力と水資源と工場用地に欠けた資本の求めるところに従つて、上から天下りに農村に企業を押し込み、土地と水と労働力を独占本位にかき集め、公害を農村にまで持ち込み、農村から農業後継者を奪い取るばかりでなく、地方自治体の費用で工業のための基盤まで整備しようとしております。また、これによつて出かせぎの解消どころか、日本の労働者の低賃金にまで道を開くものであり、かつて加えて農村の後継者確保まで困難になってまいります。こういうわけなので、賛成するわけにはまいりません。

そこで、この立場から若干の質問を試みてみます。

まず地場産業、中小企業などを中心とした新しい産業基地の建設でございますが、全国至る地方にはそうした地場産業と中小企業がありますが、自民党政府の独占本位、大資本本位の経済政策のために経営が行き詰まり、破産していきいます。地方産業と中小企業をまず盛んにすることから、農村労働力の利用拡大をすることが必要かと思つてございします。例を私たちの青森県の弘前中心にとりますれば、ここにはウルンを中心とした塗りの産業がございしますが、資金と団地と技術に欠けております。ここで団地をつくり、技術的な指導を求めております。資金を求めております。

もう一つの問題はリンゴ加工でございます。政府はこの三億円の設備にもつて加工工業を補助したのでございしますが、一つ一つの企業は自分の企業に技術の援助と資金と資材、そういうものを要求してゐるのであります。

またここでは国有林野がたくさんあつてバルブ資本に独占されておる資材を地元の中小企業で木材、木工などにやろうと思つております。あのブナからブナコといううりっぱな容器ができておりますが、これに対する資金や資材や技術の援助にもこと欠いておるのでございします。

そこで質問でございますが、こういう企業をその工場用地をつくるために土地をあっせんし、このために技術を提供し、このために資金を、税金の免除などということをやる。ここにこそほんとうの私は農村に工業導入して農工一体の道を開かれる道があると思つてございしますが、先ほどから

らのいろいろなことにございします。この道は閉ざされておるようでございます。

そこでこの道がございしますか。農林省と通産省、こういう技術の援助、こういう技術者を養成する職業訓練は労働省に、学校も同じなのでございします。工業試験所に行つてみますと、こういう木工をやるどころの工業試験がほとんどやられていない。その地域の高等工業学校にはこういうカリキュラムがない。求めておるものはこういう教育であり、技術の援助であり、工場用地を形成するための土地であり、資金であり、租税の援助なのでございします。この点まずお答えいただきます。

○倉石国務大臣 津川さんの御演説を拝聴いたしましたのでありますが、十分拝聴いたしました。御質問のことは先ほど通産省の政府委員もお答えいたしておりますように、地場産業についても同様に私どもは本法によつて保護ができるのであります。

○津川委員 通産省。

○商角政府委員 ただいま農林大臣のお答えと全く同じ考へてございします。

○森川説明員 職業訓練につきましては、当該地域の産業やあるいは転職希望者等の希望を十分尊重いたしまして実施をいたす方針でございします。従来からもその方向でございしますし、今後転職希望者につきましては、特に中高年等の特性を考慮いたしまして十分適切に配慮し実施する方針でございします。

○津川委員 この弘前付近に昭和三十四年から今日まで誘致した企業数が十七、そこで働いてゐる労働者の数が千六百五人、三十四年からいままでかかつて十七企業を誘致して昨年の一月から中小企業の破産が三十二件なんです。したがって私はこのところを中小企業中心にして今度の法案の目ざしておるものをやるべきだと思つておりますが、農林大臣はそれでいいと言つておるのです。が、企業局長は地元の地場産業はそういう一つの団地をつくるに付属的に考へてみる意味のこととがいわれております。私はそれが主になつてい

第一類第八号

農林水産委員会議録第二十九号

昭和四十六年五月十九日

三

三

三

三

三

かなければならないと思うのでございますが、もう一度通産省の答弁を。

○同角政府委員 農村地域への工業の導入をはかるにあたりましては、地場産業との共存共栄が実現できるような計画を推進してまいりたい、かように御答弁申し上げてまいりました。

○津川委員 次は農業後継者の維持でございませう。これは公明党の委員も質問しておりますので繰り返しません。農業基本法における一つの大きな問題は、農業後継者を育成、確保するということでありまして、各県は農業大学をやったり外国に留学までさせて勉強させているが、この中から農村の中枢的な後継者として残らないでほかのほうに転じてしまつておる人たちがあまりにも多いのでございます。そこで農業基本法が目ざしたものがなぜできなかったのか。これから具体的にどうしてやるのか。本法案によつてこちらに工業ができるとその人たちがそちらに走つていつて、さらにまた困りはしないか。

そこで、具体的ないままでの理由と今後の方針を、そして労働省には、農村にだけなく中小企業にもいなくなつてきた、この大事な青年の労働者が大企業中心に來ている。これは日本の経済全体を考えたときに、この青年労働者を、働き手を各業種に確保することが必要なのでございませうが、労働省の対策も聞かしていただきます。

○中野政府委員 労働力につきましては、大企業、中小企業を問わず、国の経済のため、国民生活に大事な職場には労働力をお世話することが必要であらうかと存じております。中小企業につきましては、特に各般の福祉施設その他につきまして考慮してある次第でございませう。

○中野政府委員 農村におきまして後継者がなければならぬといふことはそのとおりでございませう。そこで、われわれといふことは、御承知のように、農業者年金制度の創設、それから農村青少年研修事業といふものを非常にたくさんやっておりますし、また後継者育成資金といふのも七十億も貸し付けをやつておるわけでございませう。

また、農業者大学校をつくりまして後継者を育成してあるところでございませう。

○津川委員 労働省に重ねて聞きますが、職安に行きますと、大企業に青年をあつせんすることは一生懸命やつておるのです。地方の中小企業にすすめることはほとんどしてない。ここらあたり、あなたはやつていられると言つても、具体的な職業紹介の行政がこうなんだ。こういう点をどう考へていられるか。農林省には農業大学まで設けてやつておる。だが卒業した人たちは農業につかない。これはどういう意味か。もう一回農林省と労働省に答えていただきます。

○中野政府委員 職安が中小企業には冷たいのではないかとのお話でございませうが、そういう事実はございませう。たとえば職業訓練校の卒業生を見ますと、大半は中小企業のほうにお世話しておりますので、そういうことはないと存じます。

○中野政府委員 農業者大学校の目的は後継者を育成することとございまして、いい経営者の卵を養成してありますから、ほとんど外に出ていくといふことはございませう、また県の慣習農場等でもやっておりますのも、一部御指摘のような他産業にかわる人もありますけれども、大部分は残つておるはずでございませう。

○津川委員 次は出かせぎの問題でございませう。この法案を通過させて法律を実施すると、どのくらい出かせぎが減ると考えておりますか。

○中野政府委員 出かせぎの数はいろいろいわれておりまして数十万に達しておりますので、この法案が実施されましたら、すぐに全部解消する、そういうようなことはございませう。順次解消する部分はあるかと思つております。

○津川委員 そこで出かせぎの実態ですが、田植えをして稲の収穫を終わりますと、出かせぎに出ていく、冬からの出かせぎが一番多いとございませう。これは半農、半労働者でございませう。こういう出かせぎをしなければならぬ状態の人、半年は農民、半年は労働者、これをこの法律の企業は吸収してくれませうか。これを、この法律で出てい

く企業に、どのようにして就職をあつせんするつもりでございませうか。

○中野政府委員 地元で安定した雇用機会が増大するといふことは、出かせぎ問題のためにも一歩大きく前進することにならうかと思ひます。それから職業あつせんの問題でございませうが、基本計画、実施計画、そういう具体的な計画の中におきまして、農村の実態に即したきめのかまかい職業あつせんを通じて、この結合といふものをはかつていきたいと存じております。

○津川委員 じゃ、もう一つ実例をあげます。リンゴの包装でございませう。十二月から四月まで、あの地方の農村の婦人はずつとリンゴの包装の仕事をしております。そのほかは今度は農業でございませう。この半分労働者で半分農民である人たちが、出かせぎと同じこの人たちが、この法律で労働者になつて工場につとめるようになったら、私は問題が解決すると思ひますが、このことを聞いていられるのに対して、労働省も農林省も答えてくれないのです。これをどうするのですか、農林大臣。

○中野政府委員 ただいま弘前地方の御指摘があつたわけでございませうが、もし弘前地方に農村工業導入計画が立つといふことになりましたら、いまのような実態も踏まえまして対処したいと思ひます。

○津川委員 それから出かせぎに出ていくのは、機械を購入したための借金、うちを建物共済で建てたための借金を返さなければならぬ、したがつて高い賃金を求めております。いま私たちの弘前で日當漁業などが来てやつておりますが、一日八百円から千円。出かせぎに行きますと二千六百円から三千四百円。したがつて、全部企業が出かせぎと同じような収入が入らないと出さない、出かせぎは解消できない。これが現実の姿なんです。

したがつて、もう一回聞きます。半農半労働者、この男、リンゴの詰め五カ月働いておるこの女子労働者、女子農民、この賃金をどうするか。これを克服して、今度の導入される農村工場にこの人たちを採用する、出かせぎをなくする、過疎をなくする対策を具体的に教えていただきます。

○中野政府委員 出かせぎにつきましては、都会等に行きますので、確かに賃金等は、一日だけをとりますれば、場合によりましてはそういうこともあろうかと存じますけれども、生活が二重になるといろいろな面もございませうので、やはり家族と一緒に働くといふ点のプラス、マイナス、いろいろ考えなければならぬ。私どもの調査をとつてみましても、農業従事者、農業からかわつた人のあれを見ましても、昨年のこととございませうが、建設業五万四千円以上、それから製造業四万八千五百円程度ということになつておりまして、この法案の期待するところが進んでいきますれば、出かせぎにつきましても大きなプラスになるであらうと存じます次第でございませう。

○津川委員 事情を知らない労働者と議論してみてもしかたがありません。一日三千六百円もらつていられる人は三千三百円おくらつていませう。

そこで最後に農林大臣に、こういう三つの私があげた事例といふものを踏まえて、農村に工業を導入してこの問題の解決をはからなければならぬと思ひますが、農林大臣としてできると思ひか、どうしてやるつもりか答えていただいて、質問を終わります。

○倉石国務大臣 先ほど津川さんは、何か大資本にどうとかこうとかいふお話でありましたが、私どもは、農業基本法の趣旨でこの立法をしているのであります。あなたは御存じのように、農業基本法第二十條には「農村地方における工業等の振興、社会保障の拡充等必要な施策を講ずるものとす」といふのが末尾にありまして、やはり十年前に農基法をわれわれがつくりました当時の国会議員さんたちは、もうすでにだんだんに日本経済が今日のようになつていくことを予見しておつただらうと思ひます。大財閥がどうだとかこうだとかいふことは、われわれには全く関係のないことであつて、したがつて、この法律に基づいて、農

基法の精神から地方に工業を分散していきたい、
こういう考え方なのでありますから、いまさつき
からいろいろ御配慮いただいておりますようなこ
とは、当然これを解決するということが行政当局
の理想でなければならぬ、こう思っている次第
であります。

○津川委員 大臣が農業基本法の第二十條を讀
んでくださったので、私はきのうも問題になりまし
た経団連の月報の二月号を讀んで、大臣にこれだ
け指摘しておきます。

日鉄の藤井副社長が「公害問題一つをとってみ
ても、もはやどうにも解決しようがないようなこ
とになるし、好むと好まざるとにかかわらず、や
はりこの際、逆に企業が農村のほうに進出して
いかなければいけない」と言っている、これ
に負けないようにひとつ大臣にお骨折り願いまし
て、私の話を終わります。

○倉石國務大臣 きのうも連合審査で、林君がそ
の文章を讀んで、そして答弁は要らぬ、答弁は要
らぬと、こういうわけで、一方交通で言いつばな
しであります。いま私が申し上げておりますよう
に、私もいまお読みになったようなことは全然
知りませんが、農業基本法は十年前に国会で制定
されているのでありますから、経団連だか藤井君
だか知りませんが、われわれはそういうものの
の關係があつてやうであるわけじゃないのであり
まして、法律に基づいて農村へ工業を導入するこ
とに努力をする、こういうのであります。

○津川委員 終わります。

○草野委員長 これにて本案に対する質疑は終局
いたしました。

○草野委員長 この際、本案に対し、自由民主党
日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案に
より、別川悠紀夫君外三名から修正案が提出され
ております。

農村地域工業導入促進法案に対する修正案
農村地域工業導入促進法案の一部を次のように
修正する。

第十八條を第十九條とし、第十七條の次に次の
一條を加える。

(都道府県又は市町村の審議会)

第十八條 基本計画及び実施計画の作成その他農
村地域への工業の導入の促進に関する重要事項
を調査審議させるため、都道府県は、条例で、
審議会を置くことができる。

2 実施計画の作成その他農村地域への工業の導
入の促進に関する重要事項を調査審議させるた
め市町村は、条例で、審議会を置くことができ
る。

3 前二項に規定するもののほか、都道府県又は
市町村に置かれる審議会の組織及び運営に関し
必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定
める。

○草野委員長 提出者より趣旨の説明を求めま
す。別川悠紀夫君。

○別川委員 私は、自由民主党、日本社会党、公
明党及び民社党を代表して、農村地域工業導入促
進法案に対する修正案の趣旨について御説明申し
上げます。

修正案は、お手元に配付してあるとおりであり
ます。朗読を省略して、以下修正案の趣旨を簡単に
申し上げます。

修正の内容は、都道府県または市町村に基本計
画または実施計画の作成その他農村地域への工業
の導入の促進に関する重要事項を調査審議させる
ため条例で審議会を置くことができることとした
ことであります。

以上が、修正案の趣旨であります。
何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し
上げます。(拍手)

○草野委員長 以上で趣旨説明は終わりました。

○草野委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出もありませんので、直ちに採決
いたします。

まず、別川悠紀夫君外三名提出の修正案につ
いて採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○草野委員長 起立多数。よって、別川悠紀夫君
外三名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除い
て、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○草野委員長 起立多数。よって、本案は修正議
決すべきものと決しました。

○草野委員長 この際、本案に対し、角屋堅次郎
君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党
及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付
すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎
君。

○角屋委員 ただいま修正議決されました農村地
域工業導入促進法案に対し、自由民主党、日本社
会党、公明党及び民社党の四党を代表して、附帯
決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

農村地域工業導入促進法案に対する附帯
決議案

政府は、本法が総合農政の推進上に占める重
要性にかんがみ、関係各省との密接な連携のも
とに本法を適正に運用し、農村地域への工業の
導入を積極的かつ計画的に行なうとともに、と
くに併せて一体的に行なうべき農業構造の改善
の積極的な推進を図るため、具体的な施策の拡
充に努めるほか、左記の事項の実施に十分留意
すべきである。

記

一、農村地域の範囲については、地域の実情に
応じ、適正なものとなるよう設定すること。

この場合、とくに新産業都市の区域または
工業整備特別地域の実情に十分配慮するもの
とする。

二、基本方針、基本計画および実施計画を樹立
するにあつては、地域住民の総意に基づいた
ものにするよう関係の農業団体、商工団体、
下請等関連企業、学識経験者等の意見を広く
徴する等によりその運営に万全を期すること。

三、基本方針、基本計画および実施計画の策定
および実施に際しては、とくに次の点に留意
すること。

(一) 導入される工業は、成長性が高くかつ安
定的なものであるとともに、その安定的な
発展を図るため、積極的な指導および助成に
努めること。

(二) 導入される工業は、公害をもたらすおそ
れのないことを旨とし、公害防止対策に万
全を期するほか、農地のスプロール化、不
当な地価の上昇等の弊害を招かないよう努
めること。

(三) 農業従事者のうち中高年令者の雇用の促
進のため、職業紹介、職業訓練等に努め
るとともに、これらの者の長期的かつ安定的
な就業条件を確保するため適切な措置を講
ずること。

なお、これと関連し、中高年令者の雇用
を促進するため、これらの者を雇用する企
業に対する特別な配慮を行なうこと。

四、工業導入を促進するため、周辺における
道路、交通、通信網、リクリエーション施
設等の産業関連施設の整備を拡充すると
ともに、あわせて農村地域の生活環境の整備
の促進を図ること。

五、進出企業と地場産業との相互協和を図る
とともに、当該地域の発展に貢献してきた

地場産業の育成につき、十分な配慮をする
こと。

なお、とくに農協系統を中心とした工業
の積極的な導入とその育成に努めること。

四、法第十条の地区を限定する政令は、他の地
域開発制度との均衡等に十分配慮し、所期の
工業導入が図られるものとなるよう努めるこ
と。

五、積雪寒冷地帯の工業導入については、特殊
事情を考慮し、その円滑な導入が図られるよ
う配慮すること。

六、農村地域工業導入促進センターの規模およ
び事業内容の充実強化に努めること。

右決議する。

附帯決議の内容は以上であります。趣旨その
他については、すでに質疑を通じて明らかになっ
ておりますので、これを省略いたします。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願いい
し上げます。(拍手)

○草野委員長 以上で趣旨説明は終わりました。
本動議に対し、別に御発言もありませんので、
直ちに採決いたします。

(賛成者起立)

○草野委員長 起立総員。よって、本案に附帯決
議を付することと決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所
信を求めます。倉石農林大臣。

○倉石国務大臣 ただいまの御決議に関しまして
は、その趣旨を尊重いたしまして善処してまいり
たいと存じます。

○草野委員長 なお、ただいま修正議決いたしま
した本案の委員会報告書の作成等につきましては
委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○草野委員長 次に、農林水産業の振興に関する
件について調査を進めます。

この際、野菜生産出荷安定法の一部を改正する
法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般より理事会におき
まして御協議を願っていたのでありますが、本日
その協議がととのい、その草案がまとまりました
ので、その内容につきまして、便宜委員長から御
説明申し上げます。

近年、国民の食生活が高度化するに伴い、主要
な野菜の消費量は著しく増加しております。現在、
大消費地帯を中心として、主要な野菜を安定的に
供給することができず、野菜生産出荷
安定法が施行されておるため、現実
消費に見合う生産出荷が確保されるためには、天
候等の要因により価格が大幅に変動し農家所得に
及ぼす悪影響を防止して、生産農家の再生産意欲
を阻害しないよう措置することが必要でありま
す。このため、野菜生産出荷安定法金協会の業務
の対象となる野菜の価格の著しい低落があった場
合において、生産者に交付する生産者補給金の額
は当該野菜の生産条件及び需給事情その他の経済
事情を考慮し、当該野菜の生産及び指定消費地域
に対する出荷の安定をはかることを旨として定め
ることとするものであります。

以上がその内容であります。その詳細につ
きましては、案文により御承知願いたいと存じま
す。

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案
野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律

野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三
号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二項中「前項第一号」を「第一項第
一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の生産者補給金の額は、対象野菜
の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考
慮し、対象野菜の生産及び指定消費地域に対す
る出荷の安定を図ることを旨として、定めるも
のとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における主要な野菜の価格の変動の状況に
かんがみ、野菜生産出荷安定法金協会が行なう生
産者補給交付金の制度につき所要の改正を行なう
ことにより、当該主要な野菜の安定的な供給に資
することとする必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

○草野委員長 本起草案について発言を求められ
ておりますので、これを許します。角屋堅次郎君
○角屋委員 ただいま委員長から御提案になりま
した野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案
に関する委員長提案に関連をいたしまして、数点
農林大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

まず、本法が委員長提案になりますまでの段階
におきまして、御承知のように、日本社会党、公
明党、民社党の三党で、今回の国会に對しまし
て、当面の大きな問題であります公害の対策とし
ては公害四法、物価対策としては物価二法を三党
の共同提案として提示してまいりました。本来、
議会は議員立法というのを尊重すべきものだと思
えておりますが、本委員会に該当いたします野菜
生産出荷安定法の一部を改正する法律案につい
ても、すでに三党共同提案として、私が提案代表と
して提案をしてまいりました。今回、与野党の話

し合いによりまして、議員立法の趣旨が尊重さ
れ、委員長提案となりました過程におきまして、
特に与野党の関係者の努力に對しまして深く敬意
を表しておきたいと思ひます。(拍手)

この委員長提案に関連をしてお尋ねをしたい第
一点の問題は、御承知のことしの年度当初の野菜
の非常な不足、それに伴います価格の暴騰とい
うことで、大きな社会問題になりました。本委員会
でもしばしば取り上げられた問題でありますし、
同時に予算委員会、特に今度の国会においては物
価問題に集中した議論が、総理の出席を求め、経
済閣僚の出席を求めて、それぞれ各党から真剣な
議論が展開をされてまいりました。その議論の焦
点の一つに、野菜の問題に対する万全な対策をど
う講ずるかということがあつたわけでございま
す。やはり野菜の生産出荷の安定をはかるため
には、野菜農家が安心して野菜を生産ができるよう
な価格政策というものが、現行体制よりもっと
強化された段階において整備されなければなら
ない、こういうふうに考えますし、その意味にお
いて三党提案の中でも第十五条を三項として特に次
の一項を加えるということ、第二項の点にいわ
ゆる「協会は、対象野菜の再生産を確保すること
を旨として、前項第一号の規定による生産者補給
金の額の算定の基準を定めなければならない」と
いうのが私どもの考え方でございますが、与野
党合意に基づいて、現行体制よりは一歩前進をす
る法律の修正が委員長提案としてなされてまい
りました。この際、野菜の価格問題について今後一
そう整備強化をしなければならぬ、こういうふ
うに私どもは考えておりますが、その点について
農林大臣としては今後どう対処をされていかれよう
とするか、まずこの一点をお伺いをいたします。
○倉石国務大臣 ただいま御指摘のような点につ
きましては、政府においても、ほかの委員会たと
えば御指摘の予算委員会等においても、価格
補てんについての方式等について十分な検討をい
たしたいということを声明いたしておる次第であ
りまして、いまお話しした点は改正案にも盛り込ん

でございますので、私どもといたしてもそういう趣旨でやってまいりたい、こう思っております。

○角屋委員 この委員長提案の修正案については、私どもとしてはこれを書く考え方として、いわゆる再生産というものを十分中心にした形で価格対策を整備してもらいたいというのが私どもの考え方でございます。

そこでもう一点は、野菜生産出荷安定資金協会に対する政府の補助金の問題であります。これは現行の法律では明文化されていない問題でありまして、事実上は政府が補助を行なっておる問題であります。これはやはり明文化することが必要ではないかというふうに考えて、私どもの三党の修正案の中では第五十八条の二としてこれを明記したわけであります。与野党の話し合いの中でこの点については法律改正というところまでは至らなかったわけでありまして、これは実害は——法律改正をしても法律改正をしなくても政府として事実上やっておる問題であります。私どもとしては公的に明らかにすることが必要であるというのが主張でございます。

それはともかくといまして、この協会に対する政府の補助金の問題については、現行の二分の一補助金をさらに前進をさせるということで、積極的に政府としても予算措置を充実すべきじゃないかというのが私どもの真意でございますが、これらの問題については農林大臣として今後どう対処されるのか、お考えのほどを承っておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 資金の予算につきましては、その編成にあたりましてさらに努力をいたしてまいらるつもりであります。

○草野委員長 引き続き採決いたします。

おはかりいたします。お手元に配付いたしております野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員

会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました本案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は明後二十一日に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十分散会

昭和四十六年六月九日印刷

昭和四十六年六月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局